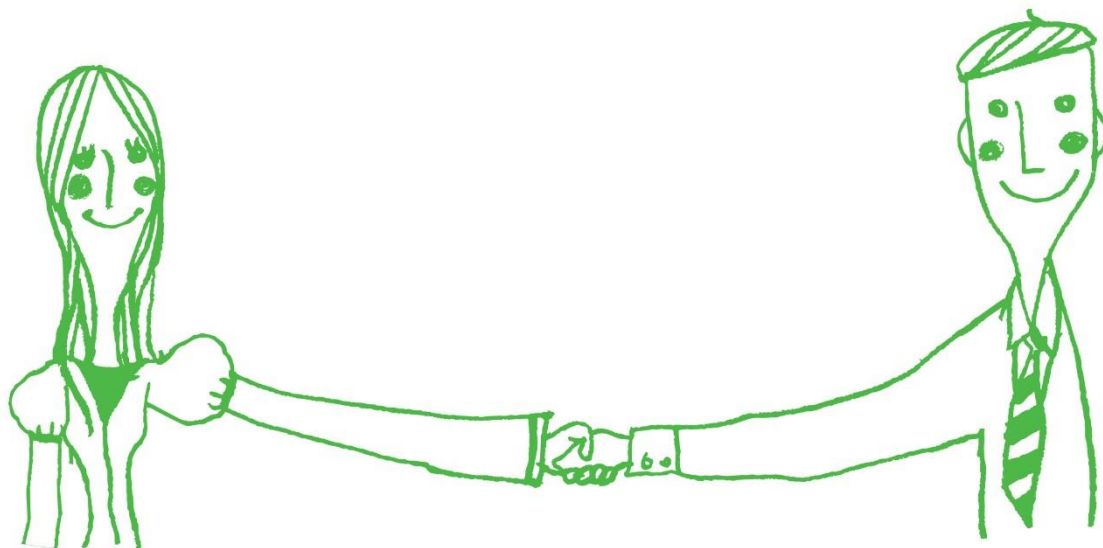


令和2年度

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～



令和3年3月

長 崎 県

目 次

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

| | |
|----------------------------|---|
| 1 長崎県人口の推移 | 1 |
| 2 年齢3区分別人口推移 | 2 |
| 3 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移 | 3 |
| 4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移 | 4 |
| 5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移 | 5 |
| 6 死亡数及び死亡率の推移 | 6 |
| 7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢（同居時）の推移 | 7 |
| 8 離婚件数及び離婚率の推移 | 7 |

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

| | |
|----------------------------------|----|
| I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移 | 8 |
| I-2 長崎県選出の女性議員の状況 | 9 |
| I-3 審議会等における女性の参画状況 | 9 |
| I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移 | 10 |
| I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況 | 11 |
| I-6 県の行政委員会における女性の参画状況 | 12 |
| I-7 都道府県職員の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合 | 13 |
| I-8 県の職員数及び管理職の状況 | 13 |
| I-9 県内市町の職員及び管理職の状況 | 13 |
| I-10 県職員採用状況 | 13 |
| I-11 校長・教頭に占める女性の割合 | 14 |
| I-12 女性教員の割合 | 14 |
| I-13 女性教員数の推移 | 15 |
| I-14 民間における管理職（係長級以上）に占める女性の割合 | 16 |
| I-15 男女別農業・漁業・林業・商工業等自営業就業人口 | 17 |
| I-16 家族経営協定締結数 | 17 |
| I-17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況 | 17 |
| I-18 商工会議所・商工会における男女別役員数 | 17 |
| I-19 女性の年齢階級別労働力率の推移 | 18 |
| I-20 男女別有業者の割合の推移 | 19 |

| | | |
|------|-------------------------------------|----|
| I-21 | 子育て期（25～44歳）女性無業者の就業希望状況 | 19 |
| I-22 | 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女（一般労働者）の比較 | 19 |
| I-23 | ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合 | 19 |
| I-24 | 一般労働者数とパートタイム労働者数の推移（女性） | 20 |
| I-25 | 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移（女性） | 21 |
| I-26 | 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移 | 22 |
| I-27 | 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間（週全体の平均） | 22 |
| I-28 | 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合 | 23 |
| I-29 | 県内の消防団員数と女性の数の推移 | 23 |

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| II-1 | 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移 | 24 |
| II-2 | 来所相談の主訴別推移 | 24 |
| II-3 | 入所理由別による一時保護の状況 | 25 |
| II-4 | 「性犯罪被害110番」受理状況 | 25 |
| II-5 | 年齢別の受理状況 | 25 |
| II-6 | 警察におけるDV事案の相談など受理件数 | 25 |
| II-7 | 男女別にみた死因別死亡数 | 26 |
| II-8 | 女性特有のがん年齢別罹患状況 | 26 |
| II-9 | 子宮がん、乳がん検診受診率の推移 | 26 |
| II-10 | 周産期死亡率と乳児死亡率の推移 | 27 |
| II-11 | 人工妊娠中絶件数及び実施率（女子人口千対）の推移 | 27 |
| II-12 | ひとり親家庭の子どもの数 | 28 |
| II-13 | 高齢化の状況 | 28 |

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

| | | |
|-------|------------------------|----|
| III-1 | 保育所定員及び入所児童数及び待機児童数の推移 | 29 |
| III-2 | 延長保育等の状況 | 30 |
| III-3 | 放課後児童クラブ設置数の状況 | 30 |
| III-4 | 病児・病後児保育実施施設数の推移 | 30 |
| III-5 | 在宅福祉の整備状況 | 31 |
| III-6 | 老人ホーム等の整備状況 | 31 |

| | | |
|------|-----------------------------------|----|
| Ⅲ－７ | 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における 相談件数 | 32 |
| Ⅲ－８ | 園児・児童・生徒数の推移 | 32 |
| Ⅲ－９ | 高等学校学科別生徒数 | 33 |
| Ⅲ－１０ | 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移 | 34 |
| Ⅲ－１１ | 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移 | 35 |
| Ⅲ－１２ | 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績 | 36 |
| Ⅲ－１３ | 児童生徒の携帯電話所有率 | 36 |
| Ⅲ－１４ | 大学の関係学科別・男女別在学生数（全国） | 37 |
| Ⅲ－１５ | 短期大学（本科）の男女別在学生数（全国） | 37 |

Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための 指標の達成状況 | 38 |
| 2 | 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等 | |
| | 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍 | 39 |
| | 基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現 | 59 |
| | 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備 | 70 |
| | 基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化 | 78 |

Ⅲ 市町における取組状況

| | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 男女共同参画に関する条例制定状況 | 79 |
| 2 | 男女共同参画計画等の策定状況 | 79 |
| 3 | 男女共同参画センターの設置状況 | 79 |
| 4 | 市町審議会等女性登用率調 | 80 |
| 5 | 市町議会における女性議員数調 | 81 |

Ⅳ 参考資料

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 資料1 | 男女共同参画社会基本法 | 82 |
| 資料2 | 長崎県男女共同参画推進条例 | 88 |
| 資料3 | 長崎県男女共同参画審議会要綱 | 93 |
| 資料4 | 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱 | 95 |

| | | |
|------|---------------------------|-----|
| 資料 5 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 | 98 |
| 資料 6 | 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 | 107 |
| 資料 7 | ながさき女性活躍推進会議の概要 | 109 |
| 資料 8 | 男女共同参画の推進に関する世界、国及び長崎県の動き | 110 |

※利用上の注意

1. 資料は関係官公庁、庁内の関係各課及び市町から収集しました。
2. 数字の単位未満は、四捨五入することを原則としています。
したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。
3. 法令等は、最新の改正を反映していない場合があります。
また、官報で掲載された内容と異なる場合には、官報が優先します。
利用者が本書掲載の情報をを用いて行う一切の行為について、県が何ら責任を負うものではありません。

I 長崎県の男女共同参画の現状

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

(1) 長崎県の人口の推移

令和元年10月現在の本県の人口は、1,325,205人（女性702,632人、男性622,573人）と、昭和60年から年々減少傾向にある。また、人口は女性の方が多い。

■表1 長崎県人口の推移

| 年次 | 総数(人) | 女性(人) | 男性(人) | 増減率(%) | 男女比(%) |
|-------|-----------|---------|---------|--------|--------|
| 昭和50年 | 1,571,912 | 821,494 | 750,418 | 0.02 | 91.3 |
| 60年 | 1,593,968 | 836,351 | 757,617 | 0.28 | 90.6 |
| 平成 2年 | 1,562,959 | 826,230 | 736,729 | -0.39 | 89.2 |
| 7年 | 1,544,934 | 818,040 | 726,894 | -0.23 | 88.9 |
| 12年 | 1,516,523 | 804,177 | 712,346 | -0.37 | 88.6 |
| 17年 | 1,478,632 | 787,188 | 691,144 | -0.50 | 87.8 |
| 18年 | 1,466,512 | 781,715 | 684,797 | -0.16 | 87.6 |
| 19年 | 1,453,740 | 775,619 | 678,121 | -0.87 | 87.4 |
| 20年 | 1,441,451 | 769,891 | 671,560 | -0.85 | 87.2 |
| 21年 | 1,432,236 | 764,764 | 667,472 | -0.64 | 87.3 |
| 22年 | 1,426,779 | 760,880 | 665,899 | -0.38 | 87.5 |
| 23年 | 1,417,282 | 755,981 | 661,301 | -0.67 | 87.5 |
| 24年 | 1,407,925 | 750,717 | 657,208 | -0.66 | 87.5 |
| 25年 | 1,396,481 | 744,813 | 651,668 | -0.81 | 87.5 |
| 26年 | 1,385,533 | 738,528 | 647,005 | -0.78 | 87.6 |
| 27年 | 1,377,187 | 731,424 | 645,763 | -0.60 | 88.3 |
| 28年 | 1,366,514 | 724,935 | 641,579 | -0.77 | 88.5 |
| 29年 | 1,353,550 | 718,084 | 635,466 | -0.95 | 88.5 |
| 30年 | 1,339,438 | 710,243 | 629,195 | -1.04 | 88.6 |
| 令和元年 | 1,325,205 | 702,632 | 622,573 | -1.06 | 88.6 |

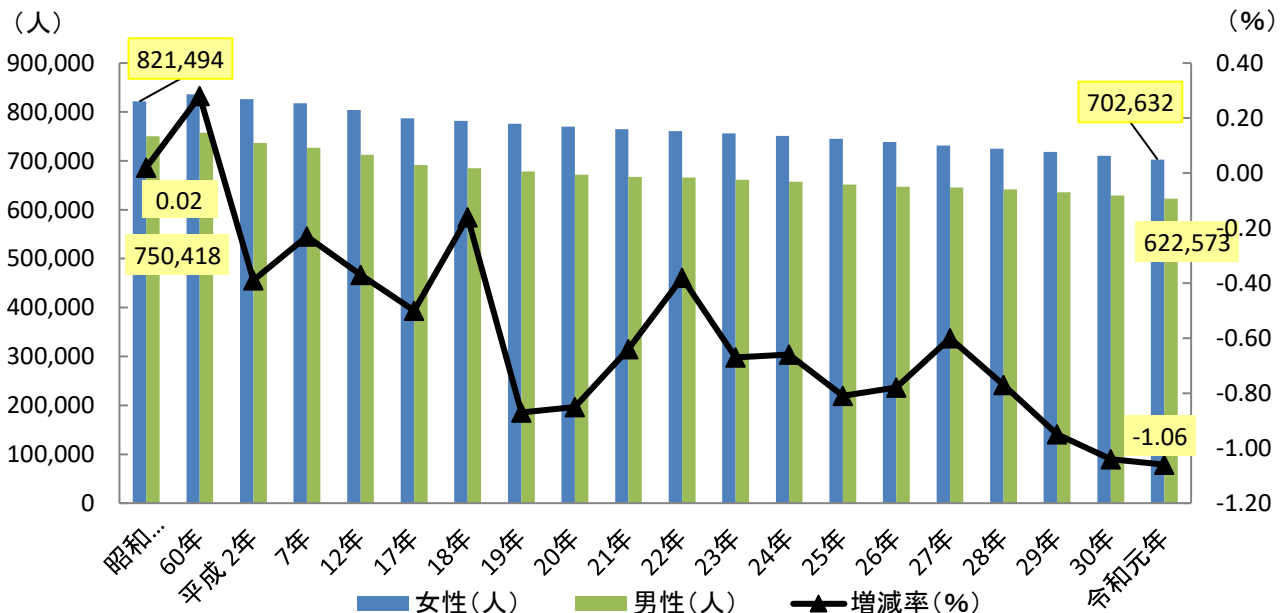
注1：平成17年までと22年、27年は国勢調査の数値、それ以外は10月1日現在の推計値

注2：増減率は対前年比

注3：男女比は女性に対する男性の比率

資料：総務省「国勢調査」、県統計課「長崎県異動人口調査」

■図1 長崎県人口の推移

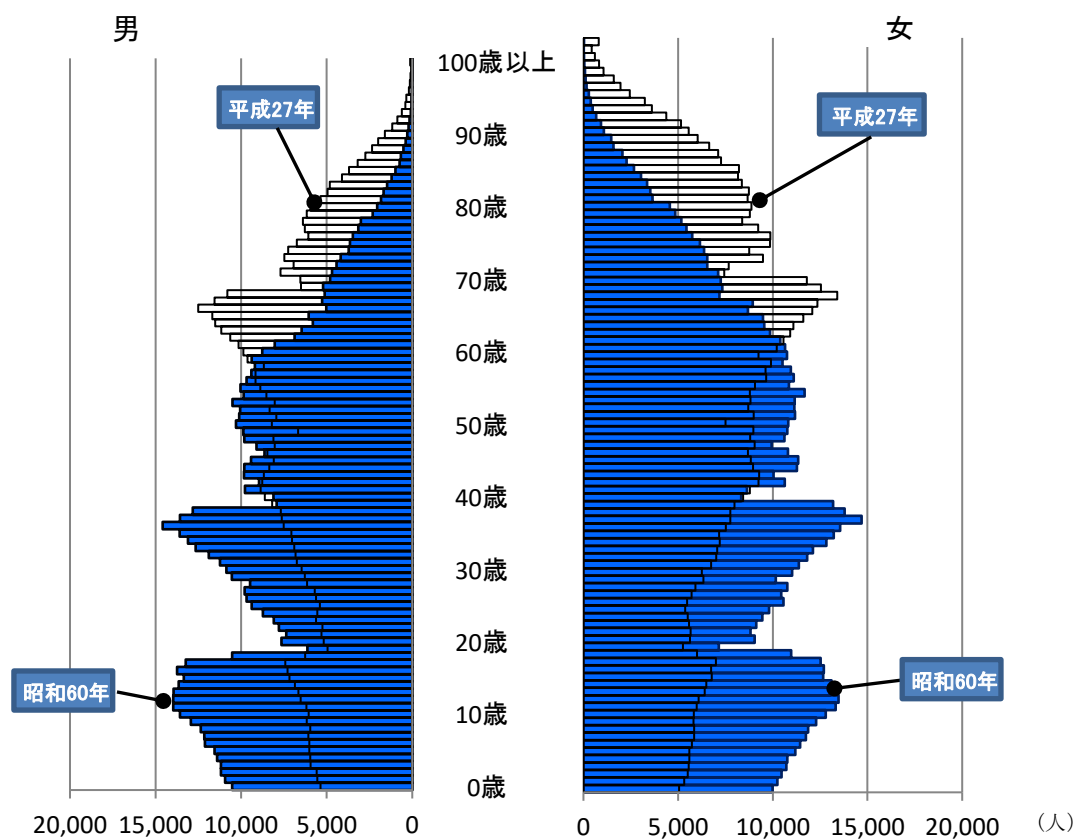


本県の生産年齢人口(15歳～64歳)がピークであった昭和60年から平成27年までの30年間で、0～14歳の年少人口は361,823人(総数の22.7%)から177,562人(総数の13.0%)に半減、15～64歳の生産年齢人口は1,038,396人(総数の65.1%)から784,862人(総数の57.4%)に減少。一方、65歳以上の老年人口は、193,605人(総数の12.1%)から404,686人(総数の29.6%)と激増し、高齢化が進んでいる。

■表2 年齢3区分別人口推移

| 年次 | 総数(人) | | | 女性(人) | | | 男性(人) | | |
|-------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 構成比(%) | | | 構成比(%) | | | 構成比(%) | | |
| | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 | 0～14歳 | 15～64歳 | 65歳以上 |
| 昭和60年 | 361,823 22.7 | 1,038,396 65.1 | 193,605 12.1 | 176,387 21.1 | 542,797 64.9 | 117,111 14.0 | 185,436 24.5 | 495,599 65.4 | 76,494 10.1 |
| 平成2年 | 316,761 20.3 | 1,016,338 65.0 | 228,991 14.7 | 154,518 18.7 | 531,241 64.3 | 140,186 17.0 | 162,243 22.0 | 485,097 65.8 | 88,805 12.1 |
| 7年 | 227,263 18.0 | 993,783 64.3 | 273,335 17.7 | 135,169 16.5 | 517,218 63.2 | 165,485 20.2 | 142,094 19.5 | 476,565 65.6 | 107,850 14.8 |
| 12年 | 243,046 16.0 | 956,692 63.1 | 315,871 20.8 | 118,508 14.7 | 495,176 61.6 | 190,193 23.7 | 124,538 17.5 | 461,516 64.8 | 125,678 17.6 |
| 17年 | 215,987 14.6 | 913,224 61.8 | 348,820 23.6 | 105,379 13.4 | 471,594 59.9 | 210,016 26.7 | 110,608 16.0 | 441,630 63.9 | 138,804 20.1 |
| 22年 | 193,428 13.6 | 857,416 60.4 | 369,290 26.0 | 94,501 12.5 | 440,680 58.1 | 222,757 29.4 | 98,927 14.9 | 416,736 62.9 | 146,533 22.1 |
| 27年 | 177,562 13.0 | 784,862 57.4 | 404,686 29.6 | 86,632 11.9 | 401,153 55.2 | 239,305 32.9 | 90,930 14.2 | 383,709 60.0 | 165,381 25.8 |

■図2 人口ピラミッド



(2) 世帯の状況

昭和50年以降本県の一般世帯数は増加しているが、一般世帯人員は減少を続けている。その結果、1世帯当たり人員も減少しており、平成27年は2.37人となった。

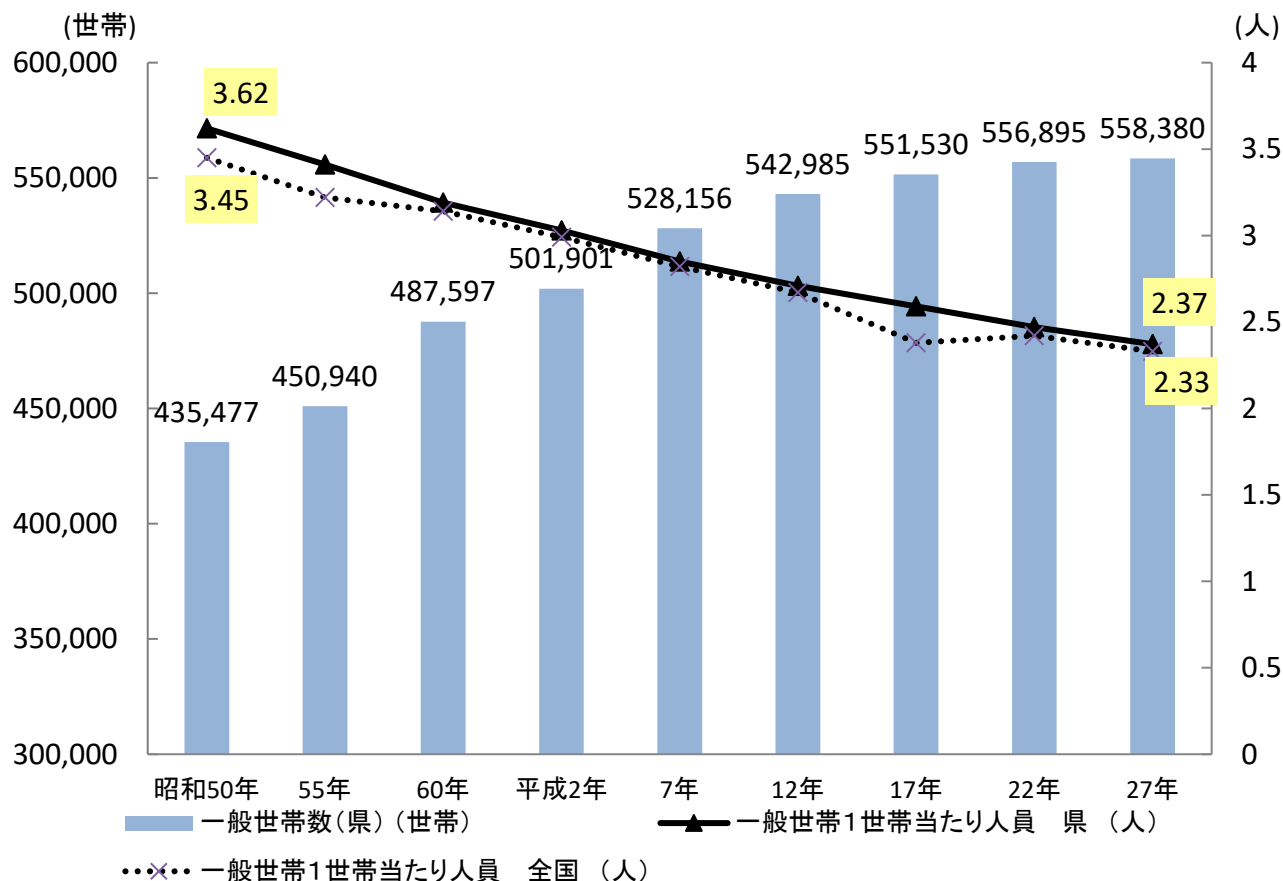
■表3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移

| 年次 | 一般世帯人員(県) (人) | 一般世帯数(県) (世帯) | 一般世帯1世帯当たり人員 | |
|-------|------------------|------------------|--------------|-------|
| | | | 県(人) | 全国(人) |
| 昭和50年 | 1,571,912 | 435,477 | 3.62 | 3.45 |
| 55年 | 1,537,155 | 450,940 | 3.41 | 3.22 |
| 60年 | 1,555,010 | 487,597 | 3.19 | 3.14 |
| 平成 2年 | 1,522,268 | 501,901 | 3.03 | 2.99 |
| 7年 | 1,504,912 | 528,156 | 2.85 | 2.82 |
| 12年 | 1,472,855 | 542,985 | 2.71 | 2.67 |
| 17年 | 1,429,051 | 551,530 | 2.59 | 2.38 |
| 22年 | 1,376,114 | 556,895 | 2.47 | 2.42 |
| 27年 | 1,324,243 | 558,380 | 2.37 | 2.33 |

注：一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者で、病院や社会福祉施設入居者等を含まない。

資料：総務省「国勢調査」

■図3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移



(3) 夫婦の就業・非就業

夫が就業、妻が非就業の世帯は23.4%で、昭和60年の41.6%から約2分の1まで減少している。
 一方、夫・妻とも就業の世帯は48.1%で昭和60年の43.9%から増加、夫・妻とも非就業の世帯は24.1%で、昭和60年の11.7%から約2倍に、夫が非就業、妻が就業の世帯は4.4%で、昭和60年の2.8%から約1.5倍に増加している。

■表4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

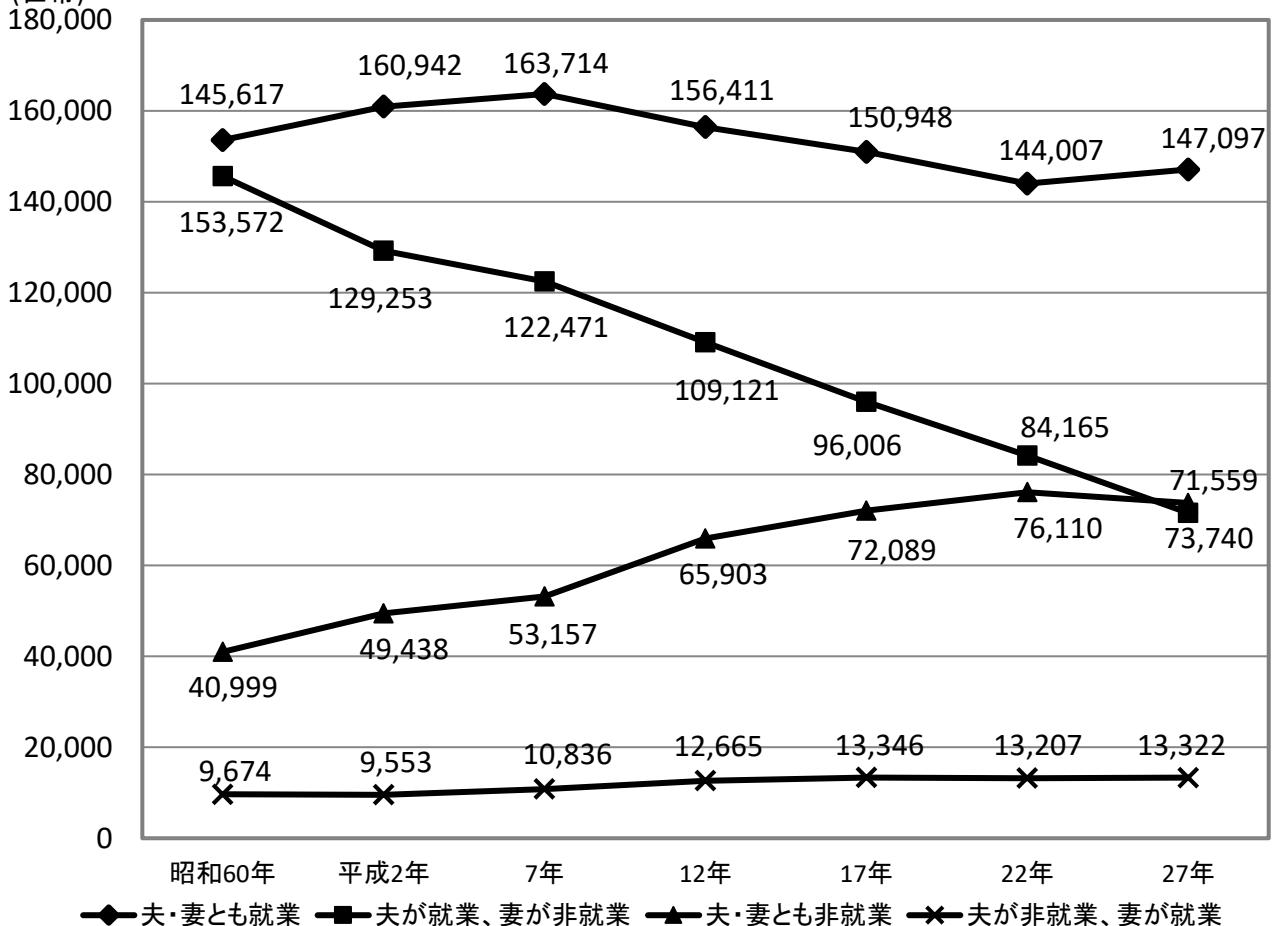
(単位:世帯)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 22年 | 27年 |
|------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 夫・妻とも就業 | 153,572 43.9% | 160,942 46.1% | 163,714 46.8% | 156,411 45.5% | 150,948 45.4% | 144,007 45.4% | 147,097 48.1% |
| 夫が就業、妻が非就業 | 145,617 41.6% | 129,253 37.0% | 122,471 35.0% | 109,121 31.7% | 96,006 28.9% | 84,165 26.5% | 71,559 23.4% |
| 夫が非就業、妻が就業 | 9,674 2.8% | 9,553 2.7% | 10,836 3.1% | 12,665 3.7% | 13,346 4.0% | 13,207 4.2% | 13,322 4.4% |
| 夫・妻とも非就業 | 40,999 11.7% | 49,438 14.2% | 53,157 15.2% | 65,903 19.2% | 72,089 21.7% | 76,110 24.0% | 73,740 24.1% |
| 総数 | 349,862 | 349,186 | 350,178 | 344,100 | 332,389 | 317,489 | 305,718 |

資料:総務省「国勢調査」

■図4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

(世帯)



(4)人口動態

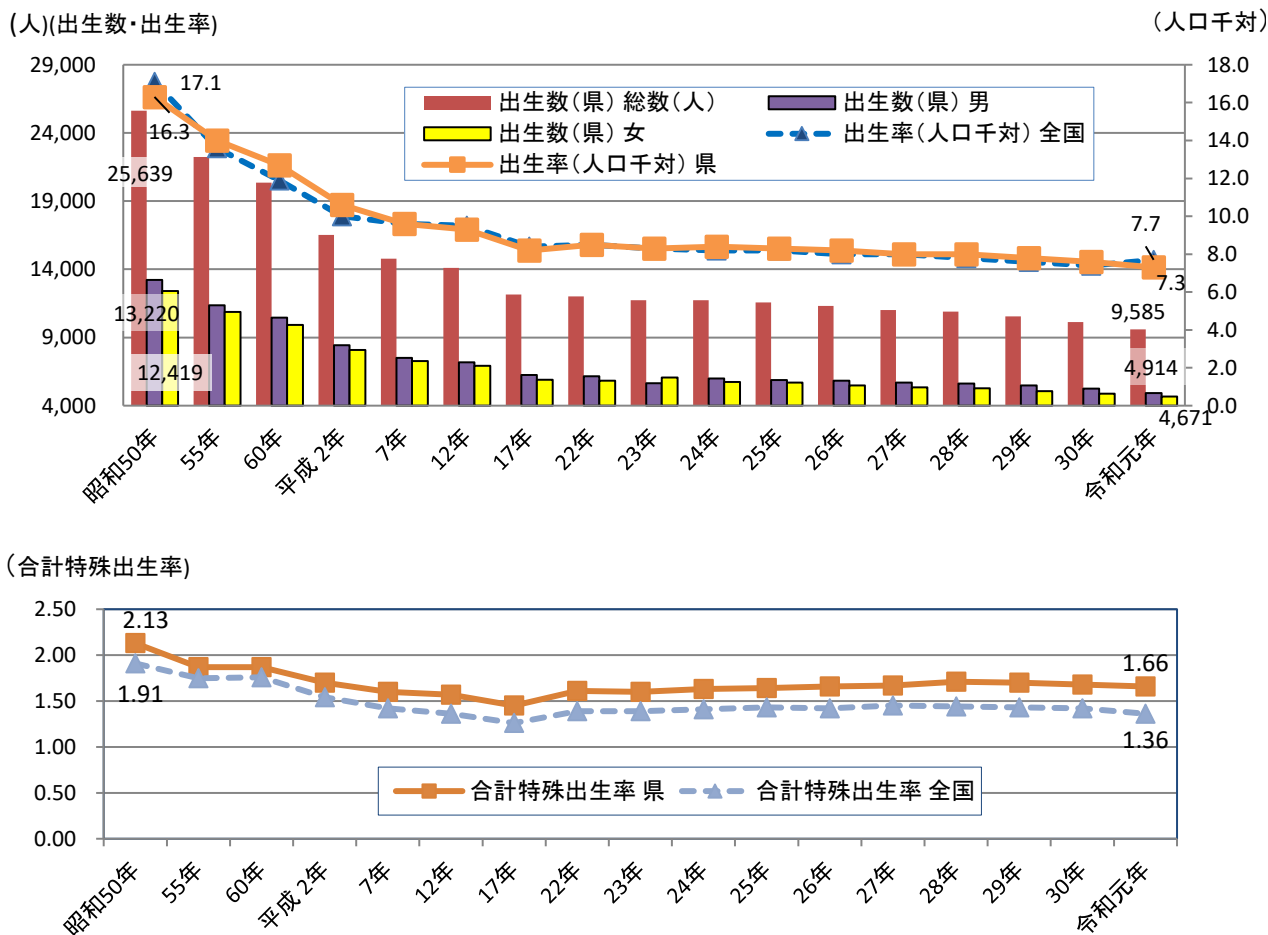
出生数は減少傾向が続いている。一人の女性が一生の間に生む子どもの数である合計特殊出生率は、平成17年に全国1.26、本県1.45と最低となり、その後緩やかな上昇傾向であったが、令和元年は全国、本県ともに前年より低下した。また、令和元年度の出生時男女比は105.2である。

■表5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

| 年次 | 出生数(県) | | | 出生率(人口千対) | | 合計特殊出生率 | |
|-------|--------|--------|--------|-----------|------|---------|------|
| | 総数(人) | 女 | 男 | 県 | 全国 | 県 | 全国 |
| 昭和50年 | 25,639 | 12,419 | 13,220 | 16.3 | 17.1 | 2.13 | 1.91 |
| 55年 | 22,232 | 10,880 | 11,352 | 14.0 | 13.6 | 1.87 | 1.75 |
| 60年 | 20,365 | 9,918 | 10,447 | 12.7 | 11.9 | 1.87 | 1.76 |
| 平成2年 | 16,517 | 8,083 | 8,434 | 10.6 | 10.0 | 1.70 | 1.54 |
| 7年 | 14,780 | 7,281 | 7,499 | 9.6 | 9.6 | 1.60 | 1.42 |
| 12年 | 14,098 | 6,925 | 7,173 | 9.3 | 9.5 | 1.57 | 1.36 |
| 17年 | 12,148 | 5,890 | 6,258 | 8.2 | 8.4 | 1.45 | 1.26 |
| 22年 | 12,004 | 5,837 | 6,167 | 8.5 | 8.5 | 1.61 | 1.39 |
| 23年 | 11,727 | 6,074 | 5,653 | 8.3 | 8.3 | 1.60 | 1.39 |
| 24年 | 11,723 | 5,740 | 5,983 | 8.4 | 8.2 | 1.63 | 1.41 |
| 25年 | 11,566 | 5,698 | 5,868 | 8.3 | 8.2 | 1.64 | 1.43 |
| 26年 | 11,323 | 5,483 | 5,840 | 8.2 | 8.0 | 1.66 | 1.42 |
| 27年 | 11,020 | 5,334 | 5,686 | 8.0 | 8.0 | 1.67 | 1.45 |
| 28年 | 10,886 | 5,274 | 5,612 | 8.0 | 7.8 | 1.71 | 1.44 |
| 29年 | 10,558 | 5,070 | 5,488 | 7.8 | 7.6 | 1.70 | 1.43 |
| 30年 | 10,135 | 4,884 | 5,251 | 7.6 | 7.4 | 1.68 | 1.42 |
| 令和元年 | 9,585 | 4,671 | 4,914 | 7.3 | 7.7 | 1.66 | 1.36 |

資料：厚生労働省「人口動態統計」

■図5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移



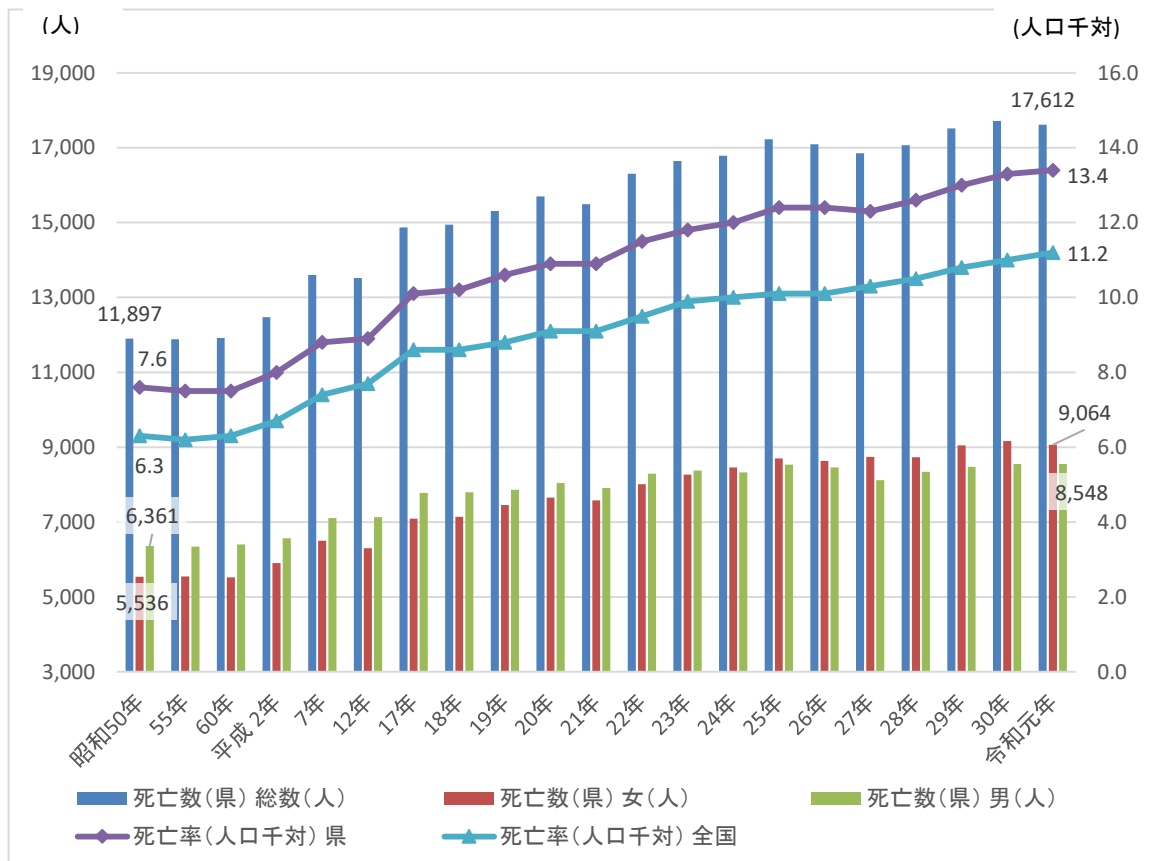
死亡数は増加傾向にある。また女性の死亡数は、平成23年まで男性を下回っていたが、平成24年から男性を上回っている。

■表6 死亡数及び死亡率の推移

| 年次 | 死亡数(県) | | | 死亡率(人口千対) | |
|-------|--------|-------|-------|-----------|------|
| | 総数(人) | 女(人) | 男(人) | 県 | 全国 |
| 昭和50年 | 11,897 | 5,536 | 6,361 | 7.6 | 6.3 |
| 55年 | 11,886 | 5,543 | 6,343 | 7.5 | 6.2 |
| 60年 | 11,918 | 5,520 | 6,398 | 7.5 | 6.3 |
| 平成2年 | 12,475 | 5,905 | 6,570 | 8.0 | 6.7 |
| 7年 | 13,605 | 6,503 | 7,102 | 8.8 | 7.4 |
| 12年 | 13,519 | 6,302 | 7,127 | 8.9 | 7.7 |
| 17年 | 14,866 | 7,086 | 7,780 | 10.1 | 8.6 |
| 18年 | 14,941 | 7,143 | 7,798 | 10.2 | 8.6 |
| 19年 | 15,310 | 7,451 | 7,859 | 10.6 | 8.8 |
| 20年 | 15,697 | 7,654 | 8,043 | 10.9 | 9.1 |
| 21年 | 15,491 | 7,581 | 7,910 | 10.9 | 9.1 |
| 22年 | 16,303 | 8,012 | 8,291 | 11.5 | 9.5 |
| 23年 | 16,645 | 8,270 | 8,375 | 11.8 | 9.9 |
| 24年 | 16,784 | 8,457 | 8,327 | 12.0 | 10.0 |
| 25年 | 17,226 | 8,697 | 8,529 | 12.4 | 10.1 |
| 26年 | 17,091 | 8,634 | 8,457 | 12.4 | 10.1 |
| 27年 | 16,855 | 8,738 | 8,117 | 12.3 | 10.3 |
| 28年 | 17,071 | 8,731 | 8,340 | 12.6 | 10.5 |
| 29年 | 17,515 | 9,044 | 8,471 | 13.0 | 10.8 |
| 30年 | 17,714 | 9,164 | 8,550 | 13.3 | 11.0 |
| 令和元年 | 17,612 | 9,064 | 8,548 | 13.4 | 11.2 |

資料:厚生労働省「人口動態統計」

■図6 死亡数及び死亡率の推移



(5) 婚姻の状況

昭和50年と比較し約40年で婚姻件数は半分以下となり、平均初婚年齢は女性は4.4歳、男性も3.8歳高くなっている。

■表7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢(同居時)の推移

| 年次 | 婚姻件数 (県) (件) | 婚姻率 | | 平均初婚年齢(歳) | | | |
|-------|--------------------|-------------|--------------|-----------|------|------|------|
| | | 県 (人口千対) | 全国 (人口千対) | 県 | | 全国 | |
| | | | | 妻 | 夫 | 妻 | 夫 |
| 昭和50年 | 12,002 | 7.7 | 8.5 | 24.7 | 26.5 | 24.7 | 27.0 |
| 55年 | 10,057 | 6.3 | 6.7 | 25.4 | 27.5 | 25.2 | 27.8 |
| 60年 | 9,122 | 5.7 | 6.1 | 25.9 | 28.1 | 25.5 | 28.2 |
| 平成 2年 | 8,166 | 5.2 | 5.9 | 26.3 | 28.6 | 25.9 | 28.4 |
| 7年 | 8,431 | 5.5 | 6.4 | 26.6 | 28.4 | 26.3 | 28.5 |
| 12年 | 7,805 | 5.2 | 6.4 | 26.9 | 28.3 | 27.0 | 28.8 |
| 17年 | 7,016 | 4.8 | 5.7 | 27.7 | 29.0 | 28.0 | 29.8 |
| 18年 | 7,009 | 4.8 | 5.8 | 27.8 | 29.2 | 28.2 | 30.0 |
| 19年 | 6,772 | 4.8 | 5.7 | 28.0 | 29.3 | 28.3 | 30.1 |
| 20年 | 6,967 | 4.9 | 5.8 | 28.1 | 29.5 | 28.5 | 30.2 |
| 21年 | 6,854 | 4.8 | 5.6 | 28.1 | 29.5 | 28.6 | 30.4 |
| 22年 | 6,647 | 4.7 | 5.5 | 28.3 | 29.7 | 28.8 | 30.5 |
| 23年 | 6,337 | 4.5 | 5.2 | 28.6 | 29.9 | 29.0 | 30.7 |
| 24年 | 6,335 | 4.5 | 5.3 | 28.9 | 30.1 | 29.2 | 30.8 |
| 25年 | 6,559 | 4.7 | 5.3 | 29.0 | 30.2 | 29.3 | 30.9 |
| 26年 | 6,137 | 4.4 | 5.1 | 29.1 | 30.4 | 29.4 | 31.1 |
| 27年 | 6,118 | 4.5 | 5.1 | 29.1 | 30.3 | 29.4 | 31.1 |
| 28年 | 6,013 | 4.4 | 5.0 | 29.0 | 30.2 | 29.4 | 31.1 |
| 29年 | 5,831 | 4.3 | 4.9 | 29.2 | 30.1 | 29.4 | 31.1 |
| 30年 | 5,394 | 4.0 | 4.7 | 29.1 | 30.3 | 29.4 | 31.1 |
| 令和元年 | 5,472 | 4.2 | 4.8 | 29.1 | 30.3 | 29.6 | 31.2 |

資料:厚生労働省「人口動態統計」

(6) 離婚の状況

離婚件数、離婚率とも平成14年をピークに減少傾向が続いている。

■表8 離婚件数及び離婚率の推移

| 年次 | 離婚件数(県) | 離婚率 | |
|-------|---------|---------|----------|
| | (件) | 県(人口千対) | 全国(人口千対) |
| 昭和50年 | 1,723 | 1.10 | 1.07 |
| 55年 | 1,965 | 1.24 | 1.22 |
| 60年 | 2,304 | 1.44 | 1.39 |
| 平成 2年 | 1,922 | 1.23 | 1.28 |
| 7年 | 2,361 | 1.53 | 1.60 |
| 12年 | 2,906 | 1.92 | 2.10 |
| 14年 | 3,308 | 2.20 | 2.30 |
| 15年 | 3,218 | 2.15 | 2.25 |
| 16年 | 3,150 | 2.12 | 2.15 |
| 17年 | 2,976 | 2.02 | 2.08 |
| 18年 | 2,926 | 2.00 | 3.08 |
| 19年 | 2,734 | 1.89 | 2.02 |
| 20年 | 2,528 | 1.76 | 1.99 |
| 21年 | 2,564 | 1.80 | 2.01 |
| 22年 | 2,515 | 1.77 | 1.99 |
| 26年 | 2,316 | 1.68 | 1.77 |
| 27年 | 2,304 | 1.68 | 1.81 |
| 28年 | 2,169 | 1.60 | 1.73 |
| 29年 | 2,089 | 1.55 | 1.70 |
| 30年 | 2,050 | 1.54 | 1.68 |
| 令和元年 | 2,126 | 1.61 | 1.69 |

資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

(1) 女性議員の状況

国の状況は、衆議院で9.9%(令和3年2月10日現在)、参議院で22.6%(令和3年2月16日現在)である。(表 I - 1)
 長崎県の状況は、女性の国会議員は1名、県議会議員は6名(令和2年12月31日現在)で13.3%である。
 市議会議員は21名(令和2年12月31日現在)で7.4%、町議会議員は11名(令和2年12月31日現在)で10.5%である。(表 I - 2)

■表 I - 1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移

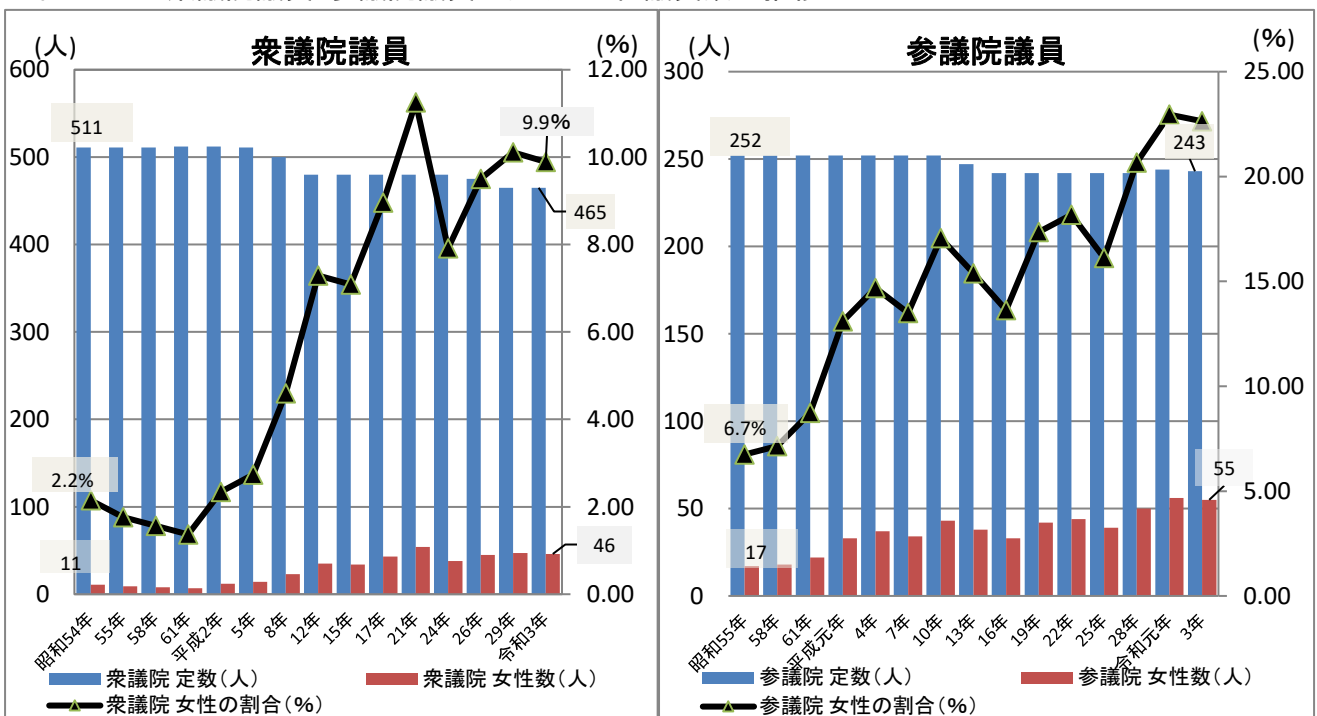
| 選挙期日 | 衆議院 | | | 選挙期日 | 参議院 | | |
|-----------|-------|--------|----------|----------|-------|--------|----------|
| | 定数(人) | 女性数(人) | 女性の割合(%) | | 定数(人) | 女性数(人) | 女性の割合(%) |
| 昭和54年 10月 | 511 | 11 | 2.2 | 昭和55年 6月 | 252 | 17 | 6.7 |
| 55年 6月 | 511 | 9 | 1.8 | 58年 6月 | 252 | 18 | 7.1 |
| 58年 12月 | 511 | 8 | 1.6 | 61年 7月 | 252 | 22 | 8.7 |
| 61年 7月 | 512 | 7 | 1.4 | 平成元年 7月 | 252 | 33 | 13.1 |
| 平成2年 2月 | 512 | 12 | 2.3 | 4年 7月 | 252 | 37 | 14.7 |
| 5年 7月 | 511 | 14 | 2.7 | 7年 7月 | 252 | 34 | 13.5 |
| 8年 10月 | 500 | 23 | 4.6 | 10年 7月 | 252 | 43 | 17.1 |
| 12年 6月 | 480 | 35 | 7.3 | 13年 7月 | 247 | 38 | 15.4 |
| 15年 11月 | 480 | 34 | 7.1 | 16年 7月 | 242 | 33 | 13.6 |
| 17年 9月 | 480 | 43 | 9.0 | 19年 7月 | 242 | 42 | 17.4 |
| 21年 8月 | 480 | 54 | 11.3 | 22年 7月 | 242 | 44 | 18.2 |
| 24年 12月 | 480 | 38 | 7.9 | 25年 7月 | 242 | 39 | 16.1 |
| 26年 12月 | 475 | 45 | 9.5 | 28年 7月 | 242 | 50 | 20.7 |
| 29年 10月 | 465 | 47 | 10.1 | 令和元年 7月 | 244 | 56 | 23.0 |
| 令和3年 2月 | 465 | 46 | 9.9 | 3年 2月 | 243 | 55 | 22.6 |

注1: 衆議院は各総選挙における女性の当選人数

注2: 参議院は通常選挙後の国会招集日における女性議員の数

※令和2年度はR3.2月現在の数

■図 I - 1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移



■表 I - 2 長崎県選出の女性議員の状況

| 区分 | | 総議員数(人) | 女性議員数(人) | 女性議員の割合(%) |
|------|-----|---------|----------|------------|
| 国会 | 衆議院 | 5 | 1 | 20.0 |
| | 参議院 | 3 | 0 | 0.0 |
| 県議会 | | 45 | 6 | 13.3 |
| 市町議会 | 市議会 | 283 | 21 | 7.4 |
| | 町議会 | 105 | 11 | 10.5 |
| | 全体 | 388 | 32 | 8.2 |

注: 国会は令和3年2月現在、県議会、市町議会は令和2年12月31日現在

資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

(2) 審議会等における女性の参画状況

女性委員のいる審議会等の割合は、国97.6%、県98.3%と9割を超えている。市町においては、市83.6%、町91.4%と8割を超えている。
女性委員の割合では、県においては37.3%と国40.7%を下回っている。

■表 I - 3 審議会における女性の参画状況

| 区分 | 審議会等数 | | | 委員数 | | | |
|----|-------|-----------|-------|-------|----------|-------|------|
| | 総数 | 女性のいる審議会数 | | 総数(人) | 女性委員数(人) | | |
| | | 割合(%) | 割合(%) | | 割合(%) | | |
| 国 | 127 | 124 | 97.6 | 1,848 | 753 | 40.7 | |
| 県 | 60 | 59 | 98.3 | 1,063 | 396 | 37.3 | |
| 市町 | 市 | 641 | 536 | 83.6 | 9,162 | 2,173 | 23.7 |
| | 町 | 105 | 96 | 91.4 | 1,225 | 347 | 28.3 |
| | 計 | 746 | 632 | 84.7 | 10,387 | 2,520 | 24.3 |

注: 国の数値は令和2年9月30日現在、県の数値及び市町の数値は令和2年4月1日現在

資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

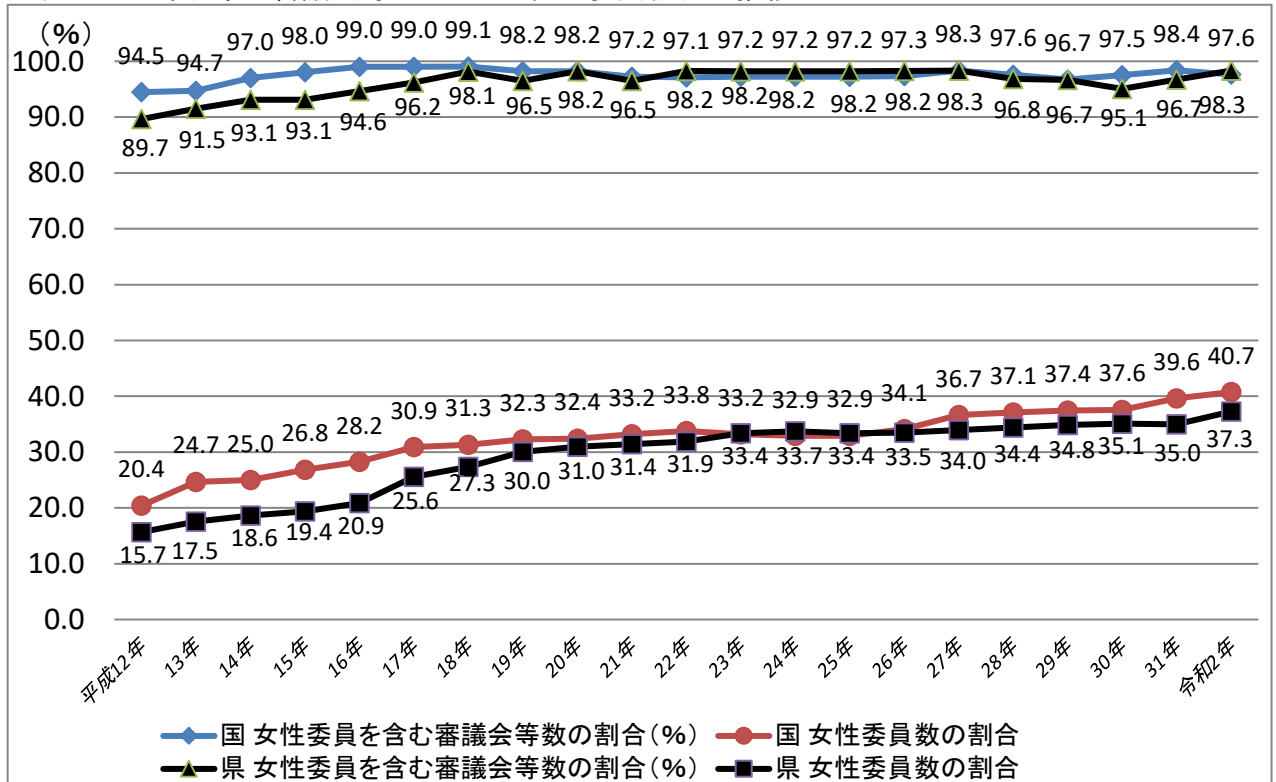
■表 I - 4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移

| 年次 | 国 | | | | | | 県 | | | | | |
|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | 審議会等数 | | | 委員数 | | | 審議会等数 | | | 委員数 | | |
| | 総数 | 女性委員を含む | | 総数(人) | 女性委員 | | 総数 | 女性委員を含む | | 総数(人) | 女性委員 | |
| | | 実数 | 割合(%) | | 実数(人) | 割合(%) | | 実数 | 割合(%) | | 実数(人) | 割合(%) |
| 平成12年 | 199 | 188 | 94.5 | 4,201 | 857 | 20.4 | 58 | 52 | 89.7 | 1,053 | 165 | 15.7 |
| 13年 | 95 | 90 | 94.7 | 1,642 | 405 | 24.7 | 59 | 54 | 91.5 | 1,038 | 182 | 17.5 |
| 14年 | 100 | 97 | 97.0 | 1,715 | 429 | 25.0 | 58 | 54 | 93.1 | 976 | 182 | 18.6 |
| 15年 | 102 | 100 | 98.0 | 1,734 | 465 | 26.8 | 58 | 54 | 93.1 | 959 | 186 | 19.4 |
| 16年 | 103 | 102 | 99.0 | 1,767 | 499 | 28.2 | 56 | 53 | 94.6 | 940 | 196 | 20.9 |
| 17年 | 104 | 103 | 99.0 | 1,792 | 554 | 30.9 | 53 | 51 | 96.2 | 899 | 230 | 25.6 |
| 18年 | 106 | 105 | 99.1 | 1,804 | 565 | 31.3 | 54 | 53 | 98.1 | 966 | 264 | 27.3 |
| 19年 | 113 | 111 | 98.2 | 1,872 | 604 | 32.3 | 57 | 55 | 96.5 | 1,009 | 303 | 30.0 |
| 20年 | 111 | 109 | 98.2 | 1,873 | 607 | 32.4 | 56 | 55 | 98.2 | 1,001 | 310 | 31.0 |
| 21年 | 109 | 106 | 97.2 | 1,779 | 591 | 33.2 | 57 | 55 | 96.5 | 984 | 309 | 31.4 |
| 22年 | 105 | 102 | 97.1 | 1,708 | 577 | 33.8 | 57 | 56 | 98.2 | 1,022 | 326 | 31.9 |
| 23年 | 108 | 105 | 97.2 | 1,723 | 572 | 33.2 | 56 | 55 | 98.2 | 980 | 327 | 33.4 |
| 24年 | 109 | 106 | 97.2 | 1,778 | 585 | 32.9 | 56 | 55 | 98.2 | 996 | 336 | 33.7 |
| 25年 | 109 | 106 | 97.2 | 1,778 | 585 | 32.9 | 56 | 55 | 98.2 | 1,007 | 336 | 33.4 |
| 26年 | 113 | 110 | 97.3 | 1,785 | 609 | 34.1 | 57 | 56 | 98.2 | 1,027 | 344 | 33.5 |
| 27年 | 121 | 119 | 98.3 | 1,798 | 659 | 36.7 | 59 | 58 | 98.3 | 1,069 | 363 | 34.0 |
| 28年 | 123 | 120 | 97.6 | 1,808 | 671 | 37.1 | 63 | 61 | 96.8 | 1,131 | 389 | 34.4 |
| 29年 | 122 | 118 | 96.7 | 1,795 | 672 | 37.4 | 60 | 58 | 96.7 | 1,082 | 377 | 34.8 |
| 30年 | 122 | 119 | 97.5 | 1,805 | 678 | 37.6 | 61 | 58 | 95.1 | 1,088 | 382 | 35.1 |
| 31年 | 123 | 121 | 98.4 | 1,825 | 723 | 39.6 | 61 | 59 | 96.7 | 1,086 | 380 | 35.0 |
| 令和2年 | 127 | 124 | 97.6 | 1,848 | 753 | 40.7 | 60 | 59 | 98.3 | 1,063 | 396 | 37.3 |

注: 国の平成12～13年の数値は3月31日現在、平成14年以降の数値は9月30日現在
 長崎県の平成12～16年の数値は3月31日現在、平成17年以降の数値は4月1日現在

資料: 内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■図 I - 4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移



■表 I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況

| 名 称 | 委員数(人) | うち女性委員(人) | 女性委員の割合(%) |
|-------------------------------|--------|-----------|------------|
| 防災会議 | 68 | 14 | 20.6 |
| 石油コンビナート等防災本部 | 24 | 0 | 0.0 |
| 国民保護協議会 | 57 | 7 | 12.3 |
| 公益認定等審議会 | 5 | 3 | 60.0 |
| 行政不服審査会 | 4 | 2 | 50.0 |
| 情報公開審査会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 個人情報保護審査会 | 5 | 3 | 60.0 |
| 私立学校審議会 | 13 | 6 | 46.2 |
| 県公立大学法人評価委員会 | 7 | 4 | 57.1 |
| 政策評価委員会 | 6 | 3 | 50.0 |
| 固定資産評価審議会 | 12 | 5 | 41.7 |
| スポーツ振興審議会 | 19 | 6 | 31.6 |
| 国土利用計画審議会 | 13 | 6 | 46.2 |
| 土地利用審査会 | 7 | 4 | 57.1 |
| 観光審議会 | 16 | 9 | 56.3 |
| 男女共同参画審議会 | 20 | 12 | 60.0 |
| 交通安全対策会議 | 22 | 10 | 45.5 |
| 消費生活審議会 | 18 | 12 | 66.7 |
| 食育推進県民会議 | 30 | 19 | 63.3 |
| 食品安心・安全委員会 | 18 | 8 | 44.4 |
| 環境審議会 | 30 | 10 | 33.3 |
| 環境影響評価審査会 | 13 | 5 | 38.5 |
| 福祉保健審議会 | 40 | 18 | 45.0 |
| 医療審議会 | 22 | 6 | 27.3 |
| 感染症診査協議会 | 59 | 20 | 33.9 |
| がん登録委員会 | 12 | 2 | 16.7 |
| 准看護師試験委員会 | 15 | 8 | 53.3 |
| 後期高齢者医療審査会 | 9 | 5 | 55.6 |
| 国民健康保険審査会 | 9 | 5 | 55.6 |
| 指定難病審査会 | 26 | 1 | 3.8 |
| 国民健康保険運営協議会 | 11 | 4 | 36.4 |
| 介護保険審査会 | 24 | 12 | 50.0 |
| 障害者施策推進協議会 | 20 | 11 | 55.0 |
| 精神保健福祉審議会 | 16 | 9 | 56.3 |
| 精神医療審査会 | 28 | 4 | 14.3 |
| 障害者介護給付費等不服審査会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 障害のある人の相談に関する調整委員会 | 20 | 9 | 45.0 |
| 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議 | 35 | 12 | 34.3 |
| 子育て条例推進協議会 | 36 | 15 | 41.7 |
| 少年保護育成審議会 | 15 | 5 | 33.3 |
| 幼保連携型認定こども園審議会 | 6 | 2 | 33.3 |
| 研究事業評価委員会 | 8 | 3 | 37.5 |
| 職業能力開発審議会 | 14 | 6 | 42.9 |
| 長崎漁港管理会 | 11 | 3 | 27.3 |
| 農業共済保険審査会 | 10 | 4 | 40.0 |
| 卸売市場審議会 | 11 | 5 | 45.5 |
| 森林審議会 | 15 | 6 | 40.0 |
| 建設工事紛争審査会 | 12 | 6 | 50.0 |
| 公共事業評価監視委員会 | 7 | 3 | 42.9 |
| 開発審査会 | 7 | 3 | 42.9 |
| 美しい景観形成審議会 | 20 | 9 | 45.0 |
| 地方港湾審議会 | 33 | 4 | 12.1 |
| 水防協議会 | 15 | 3 | 20.0 |
| 建築士審査会 | 5 | 3 | 60.0 |
| 建築審査会 | 7 | 3 | 42.9 |
| 土地収用事業認定審議会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 教科用図書選定審議会 | 20 | 10 | 50.0 |
| 社会教育委員会 | 16 | 10 | 62.5 |
| 長崎県立長崎図書館協議会 | 10 | 7 | 70.0 |
| 文化財保護審議会 | 17 | 6 | 35.3 |
| 計 | 1,063 | 396 | 37.3 |
| 審議会数 | | 60 | |
| うち女性委員を含む審議会数 | | 59 | |
| 女性委員を含む審議会数の割合 | | 98.3% | |

注：令和2年4月1日時点

資料：県男女参画・女性活躍推進室調（第3次長崎県男女共同参画基本計画進捗状況）

■表 I - 6 県の行政委員会における女性の参画状況(地方自治法第180条の5関係)

| 名 称 | 委員総数(人) | うち女性委員数(人) | 女性委員の割合(%) |
|-----------------|---------|------------|------------|
| 教育委員会 | 5 | 2 | 40.0 |
| 選挙管理委員会 | 4 | 0 | 0.0 |
| 人事委員会 | 3 | 0 | 0.0 |
| 監査委員 | 4 | 2 | 50.0 |
| 公安委員会 | 3 | 1 | 33.3 |
| 労働委員会 | 15 | 3 | 20.0 |
| 収用委員会 | 9 | 1 | 11.1 |
| 海区漁業調整委員会 | 56 | 2 | 3.6 |
| 内水面漁場管理委員会 | 8 | 2 | 25.0 |
| 計 | 107 | 13 | 12.1 |
| 行政委員会数 | 9 | | |
| うち女性委員を含む行政委員会数 | 7 | | |
| 女性委員を含む行政委員会の割合 | 77.8% | | |

注: 数値は令和2年5月1日現在
資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(3) 県・市町及び学校における管理職への女性登用状況

都道府県職員の管理職(課長相当級以上)に占める女性の割合は年々上昇している。
平成31年4月1日現在の本県における割合は7.8%で、全国平均10.3%を下回っている。

■表 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合

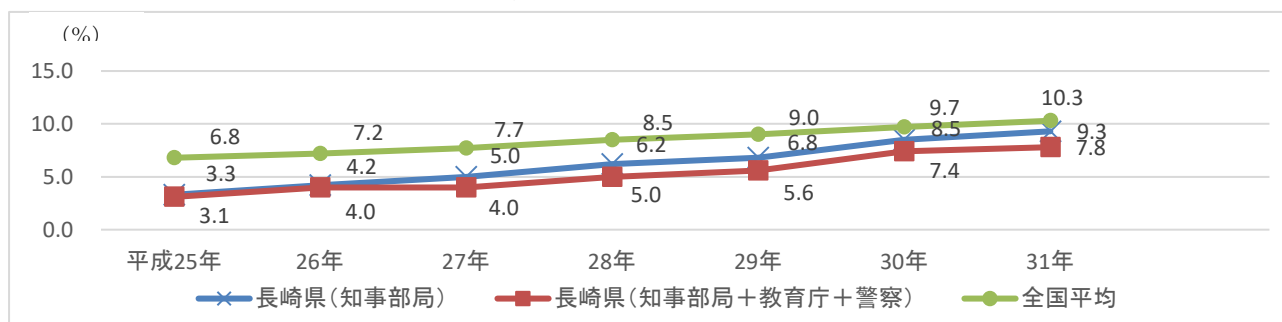
(単位:%)

| 区分 | 平成25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 |
|------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 長崎県(知事部局) | 3.3 | 4.2 | 5.0 | 6.2 | 6.8 | 8.5 | 9.3 |
| 長崎県(知事部局+教育庁+警察) | 3.1 | 4.0 | 4.0 | 5.0 | 5.6 | 7.4 | 7.8 |
| 全国平均 | 6.8 | 7.2 | 7.7 | 8.5 | 9.0 | 9.7 | 10.3 |

注: 数値は毎年4月1日現在

資料: 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、県人事課調

■図 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合



■表 I-8 県の職員数及び管理職の状況(知事部局及び各種委員会(教育庁・県警・大学事務局・病院企業団・企業会計を除く))

| 区分 | 職員総数 | 役付職員数 | 部長・次長級 | 課長級 | 課長補佐級 | 係長級 |
|------------|-------|-------|--------|------|-------|------|
| 総数(人) | 4,037 | 2,234 | 77 | 319 | 872 | 966 |
| 女性職員(人) | 941 | 401 | 4 | 49 | 98 | 250 |
| 女性職員の割合(%) | 23.3 | 18.0 | 5.2 | 15.4 | 11.2 | 25.9 |

注: 数値は令和2年4月1日現在

資料: 県人事課調

■表 I-9 県内市町の職員及び管理職の状況

| 区分 | 管理職数 | うち一般行政 |
|------------|-------|--------|
| 総数(人) | 1,342 | 1,068 |
| 女性職員(人) | 153 | 112 |
| 女性職員の割合(%) | 11.4 | 10.5 |

注: 数値は平成31年4月1日現在

管理職とは、課長相当職及び部局長・次長相当職

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I-10 県職員採用状況

| 区分 | 総数(人) | うち女性(人) | 女性比率(%) |
|--------|-------|---------|---------|
| 大学卒業程度 | 48 | 20 | 41.7 |
| 短大卒業程度 | 0 | 0 | 0.0 |
| 高校卒業程度 | 11 | 3 | 27.3 |

注: 令和2年4月1日付採用分で知事部局分のみ(選考採用分を除く)

資料: 県人事課調

■表 I - 11 校長・教頭に占める女性の割合

| 区分 | 教員数 | | | 校長 | | | 副校長 | | | 教頭 | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 総数(人) | 女性(人) | 割合(%) | 総数(人) | 女性(人) | 割合(%) | 総数(人) | 女性(人) | 割合(%) | 総数(人) | 女性(人) | 割合(%) |
| 小学校 | 5,401 | 3,125 | 57.9 | 321 | 31 | 9.7 | 13 | 0 | 0.0 | 321 | 27 | 8.4 |
| 中学校 | 3,273 | 1,583 | 48.4 | 152 | 9 | 5.9 | 17 | 0 | 0.0 | 173 | 20 | 11.6 |
| 義務教育学校 | 27 | 15 | 55.6 | 2 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 4 | 1 | 25.0 |
| 高等学校 | 3,171 | 1,039 | 32.8 | 79 | 5 | 6.3 | 19 | 1 | 5.3 | 97 | 12 | 12.4 |
| 特別支援学校 | 1,087 | 666 | 61.3 | 14 | 3 | 21.4 | 4 | 1 | 25.0 | 18 | 8 | 44.4 |
| 計 | 12,959 | 6,428 | 49.6 | 568 | 48 | 8.5 | 53 | 2 | 3.8 | 613 | 68 | 11.1 |

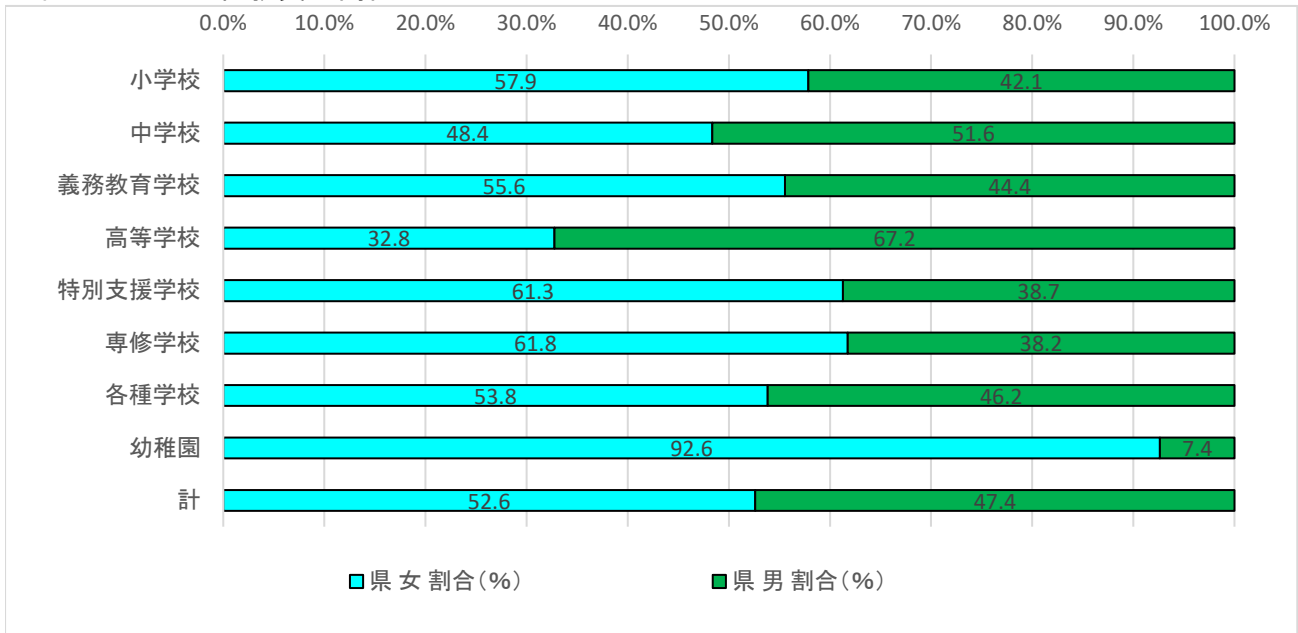
注: 数値は令和2年5月1日現在(国公立を含む)
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■表 I - 12 女性教員の割合

| 区分 | 県 | | | | | 全国 | | |
|--------|-------------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|------|
| | 総数 実数(人) | 女 | | 男 | | 総数(人) | 女(%) | 男(%) |
| | | 実数(人) | 割合(%) | 実数(人) | 割合(%) | | | |
| 小学校 | 5,401 | 3,125 | 57.9 | 2,276 | 42.1 | 422,554 | 62.3 | 37.7 |
| 中学校 | 3,273 | 1,583 | 48.4 | 1,690 | 51.6 | 246,814 | 43.7 | 56.3 |
| 義務教育学校 | 27 | 15 | 55.6 | 12 | 44.4 | 4,486 | 53.5 | 46.5 |
| 高等学校 | 3,171 | 1,039 | 32.8 | 2,132 | 67.2 | 234,569 | 32.7 | 67.3 |
| 特別支援学校 | 1,087 | 666 | 61.3 | 421 | 38.7 | 85,933 | 61.9 | 38.1 |
| 専修学校 | 319 | 197 | 61.8 | 122 | 38.2 | 40,824 | 52.7 | 47.3 |
| 各種学校 | 26 | 14 | 53.8 | 12 | 46.2 | 8,866 | 44.5 | 55.5 |
| 幼稚園 | 895 | 829 | 92.6 | 66 | 7.4 | 91,785 | 93.4 | 6.6 |
| 計 | 14,199 | 7,468 | 52.6 | 6,731 | 47.4 | 1,135,831 | 55.6 | 44.4 |

注: 数値は、令和2年5月1日現在
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■図 I - 12 女性教員の割合



■表 I - 13 女性教員数の推移

上段:実数 下段:構成比

| 年度 | 小学校(人) | | | 中学校(人) | | | 高等学校(人) | | |
|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|---------|-------|-------|
| | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 |
| 平成22年 | 5,672 | 3,135 | 2,537 | 3,638 | 1,737 | 1,901 | 3,461 | 1,024 | 2,437 |
| | 100.0 | 55.3 | 44.7 | 100.0 | 47.7 | 52.3 | 100.0 | 29.6 | 70.4 |
| 23年 | 5,621 | 3,117 | 2,504 | 3,585 | 1,708 | 1,877 | 3,398 | 1,025 | 2,373 |
| | 100.0 | 55.5 | 44.5 | 100.0 | 47.6 | 52.4 | 100.0 | 30.2 | 69.8 |
| 24年 | 5,518 | 3,049 | 2,469 | 3,542 | 1,707 | 1,835 | 3,343 | 1,012 | 2,331 |
| | 100.0 | 55.3 | 44.7 | 100.0 | 48.2 | 51.8 | 100.0 | 30.3 | 69.7 |
| 25年 | 5,520 | 3,079 | 2,441 | 3,503 | 1,683 | 1,820 | 3,305 | 1,010 | 2,295 |
| | 100.0 | 55.8 | 44.2 | 100.0 | 48.0 | 52.0 | 100.0 | 30.6 | 69.4 |
| 26年 | 5,520 | 3,079 | 2,441 | 3,503 | 1,683 | 1,820 | 3,305 | 1,010 | 2,295 |
| | 100.0 | 55.8 | 44.2 | 100.0 | 48.0 | 52.0 | 100.0 | 30.6 | 69.4 |
| 27年 | 5,400 | 3,030 | 2,370 | 3,442 | 1,647 | 1,795 | 3,286 | 1,042 | 2,244 |
| | 100.0 | 56.1 | 43.9 | 100.0 | 47.9 | 52.1 | 100.0 | 31.7 | 68.3 |
| 28年 | 5,400 | 3,030 | 2,370 | 3,411 | 1,643 | 1,768 | 3,249 | 1,037 | 2,212 |
| | 100.0 | 56.1 | 43.9 | 100.0 | 48.2 | 51.8 | 100.0 | 31.9 | 68.1 |
| 29年 | 5,394 | 3,052 | 2,342 | 3,383 | 1,647 | 1,736 | 3,223 | 1,025 | 2,198 |
| | 100.0 | 56.6 | 43.4 | 100.0 | 48.7 | 51.3 | 100.0 | 31.8 | 68.2 |
| 30年 | 5,376 | 3,061 | 2,315 | 3,314 | 1,605 | 1,709 | 3,226 | 1,048 | 2,178 |
| | 100.0 | 56.9 | 43.1 | 100.0 | 48.4 | 51.6 | 100.0 | 32.5 | 67.5 |
| 令和元年 | 5,376 | 3,103 | 2,273 | 3,298 | 1,595 | 1,703 | 3,216 | 1,050 | 2,166 |
| | 100.0 | 57.7 | 42.3 | 100.0 | 48.4 | 51.6 | 100.0 | 32.6 | 67.4 |
| 2年 | 5,401 | 3,125 | 2,276 | 3,273 | 1,583 | 1,690 | 3,171 | 1,039 | 2,132 |
| | 100.0 | 57.9 | 42.1 | 100.0 | 48.4 | 51.6 | 100.0 | 32.8 | 67.2 |

| 年度 | 特別支援学校(人) | | | 専修学校(人) | | | 各種学校(人) | | |
|-------|-----------|------|------|---------|------|------|---------|------|------|
| | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 |
| 平成22年 | 881 | 532 | 349 | 360 | 231 | 129 | 14 | 5 | 9 |
| | 100.0 | 60.4 | 39.6 | 100.0 | 64.2 | 35.8 | 100.0 | 35.7 | 64.3 |
| 23年 | 904 | 537 | 367 | 364 | 225 | 139 | 13 | 5 | 8 |
| | 100.0 | 59.4 | 40.6 | 100.0 | 61.8 | 38.2 | 100.0 | 38.5 | 61.5 |
| 24年 | 905 | 551 | 354 | 377 | 237 | 140 | 13 | 5 | 8 |
| | 100.0 | 60.9 | 39.1 | 100.0 | 62.9 | 37.1 | 100.0 | 38.5 | 61.5 |
| 25年 | 947 | 568 | 379 | 377 | 229 | 148 | 13 | 6 | 7 |
| | 100.0 | 60.0 | 40.0 | 100.0 | 60.7 | 39.3 | 100.0 | 46.2 | 53.8 |
| 26年 | 972 | 587 | 385 | 378 | 232 | 146 | 11 | 5 | 6 |
| | 100.0 | 60.4 | 39.6 | 100.0 | 61.4 | 38.6 | 100.0 | 45.5 | 54.5 |
| 27年 | 1,025 | 614 | 411 | 370 | 221 | 149 | 12 | 5 | 7 |
| | 100.0 | 59.9 | 40.1 | 100.0 | 59.7 | 40.3 | 100.0 | 41.7 | 58.3 |
| 28年 | 1,060 | 634 | 426 | 358 | 222 | 136 | 12 | 6 | 6 |
| | 100.0 | 59.8 | 40.2 | 100.0 | 62.0 | 38.0 | 100.0 | 50.0 | 50.0 |
| 29年 | 1,035 | 616 | 419 | 357 | 226 | 131 | 15 | 8 | 7 |
| | 100.0 | 59.5 | 40.5 | 100.0 | 63.3 | 36.7 | 100.0 | 53.3 | 46.7 |
| 30年 | 1,078 | 638 | 440 | 335 | 211 | 124 | 11 | 4 | 7 |
| | 100.0 | 59.2 | 40.8 | 100.0 | 63.0 | 37.0 | 100.0 | 36.4 | 63.6 |
| 令和元年 | 1,067 | 644 | 423 | 324 | 204 | 120 | 18 | 8 | 10 |
| | 100.0 | 60.4 | 39.6 | 100.0 | 63.0 | 37.0 | 100.0 | 44.4 | 55.6 |
| 2年 | 1,087 | 666 | 421 | 319 | 197 | 122 | 26 | 14 | 12 |
| | 100.0 | 61.3 | 38.7 | 100.0 | 61.8 | 38.2 | 100.0 | 53.8 | 46.2 |

| 年度 | 義務教育学校(人) | | |
|------|-----------|------|------|
| | 総数 | 女 | 男 |
| 令和2年 | 27 | 15 | 12 |
| | 100.0 | 55.6 | 44.4 |

注: 数値は各年5月1日現在 資料: 文部科学省「学校基本調査」

(4) 民間企業における女性の管理職への登用状況

本県の民間企業における係長級以上に占める女性の割合は29.6%であり、全体の約3割である。

■表 I - 14 民間における管理職(係長級以上)に占める女性の割合

| 年度 | 女性(%) | 男性(%) |
|-------|-------|-------|
| 平成26年 | 23.7 | 76.3 |
| 27年 | 25.1 | 74.9 |
| 28年 | 27.9 | 72.1 |
| 29年 | 28.4 | 71.6 |
| 30年 | 27.3 | 72.7 |
| 令和元年 | 29.6 | 70.4 |

注①数値は各年6月30日現在

②ここでいう「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態により、どの管理職区分に該当するか適宜判断としている。
- ・係長相当職には主任クラスを含む。

資料：長崎県労働条件等実態調査

■表 I - 14 - 1 民間における部長級に占める女性の割合

| 年度 | 女性(%) | 男性(%) |
|-------|-------|-------|
| 平成26年 | 19.6 | 80.4 |
| 27年 | 19.8 | 80.2 |
| 28年 | 24.4 | 75.6 |
| 29年 | 21.4 | 78.6 |
| 30年 | 23.7 | 76.3 |
| 令和元年 | 24.1 | 75.9 |

■表 I - 14 - 2 民間における課長級に占める女性の割合

| 年度 | 女性(%) | 男性(%) |
|-------|-------|-------|
| 平成26年 | 14.7 | 85.3 |
| 27年 | 17.9 | 82.1 |
| 28年 | 23.8 | 76.2 |
| 29年 | 23.7 | 76.3 |
| 30年 | 22.9 | 77.1 |
| 令和元年 | 26.0 | 74.0 |

(5) 農林漁業、商工業における女性の参画状況

本県の基幹的農業従事者のうち、女性の数は令和2年は10,357人で全体の41.3%を占めており、家族経営協定の締結数も増加している。

一方 漁業就業者のうち女性の数は平成27年は2,094人で全体の18.8%である。

林業就業者のうち女性の数は平成27年は96人で全体の16.1%である。

商工業等就業者のうち女性の数は平成29年は20,900人で全体の35.0%である。

各団体の役員のうち、女性の割合は農協9.8%、漁協0.2%、商工会議所1.3%、商工会6.2%といずれも女性が少ない状況である。

■表 I - 15 男女別農業・漁業・林業・商工業等自営業就業人口

| 区分 | 総数(人) | 女(人) | 男(人) | 女性の割合(%) | 男性の割合(%) |
|--------------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 令和2年基幹的農業従事者 | 25,107 | 10,357 | 14,750 | 41.3 | 58.7 |
| 平成27年漁業就業者 | 11,167 | 2,094 | 9,073 | 18.8 | 81.2 |
| 平成27年林業就業者 | 596 | 96 | 500 | 16.1 | 83.9 |
| 平成29年商工業等就業者 | 59,700 | 20,900 | 38,900 | 35.0 | 65.2 |

注: 商工業等就業者は、農林漁業以外の自営業主及び家族従業者の合計

資料: 2020年農林業センサス、平成27年国勢調査、総務省「平成29年就業構造基本調査」

■表 I - 16 家族経営協定締結数

| 区分 | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 家族経営協定締結数 | 2,123 | 2,168 | 2,223 | 2,253 | 2,272 | 2,305 |

資料: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」(各年度とも3月31日現在)

■表 I - 17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況

| 区分 | 総数(人) | うち女性(人) | 女性比率(%) |
|------|-------|---------|---------|
| 農協役員 | 193 | 19 | 9.8 |
| 農業委員 | 343 | 44 | 12.8 |
| 農業士 | 272 | 80 | 29.4 |
| 漁協役員 | 665 | 1 | 0.2 |
| 漁業士 | 168 | 3 | 1.8 |

注: 農協役員は令和2年3月31日現在、農業委員は令和2年8月現在、

農業士、漁協役員、漁業士は令和2年4月1日現在

資料: 県農林部・水産部調

■表 I - 18 商工会議所・商工会における男女別役員数

| 区分 | 総数(人) | うち女性(人) | 女性比率(%) |
|---------|-------|---------|---------|
| 商工会議所役員 | 226 | 3 | 1.3 |
| 商工会議所議員 | 508 | 24 | 4.7 |
| 商工会役員 | 481 | 30 | 6.2 |

注: 数値は令和2年4月1日現在

資料: 県産業労働部調

(6) 雇用の状況

本県の女性の労働力率は30～34歳台が最も低いM字カーブとなっている。
有業者の割合は男性が高い状況にあるものの、男性は減少傾向、女性は増加傾向にある。

■表 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移

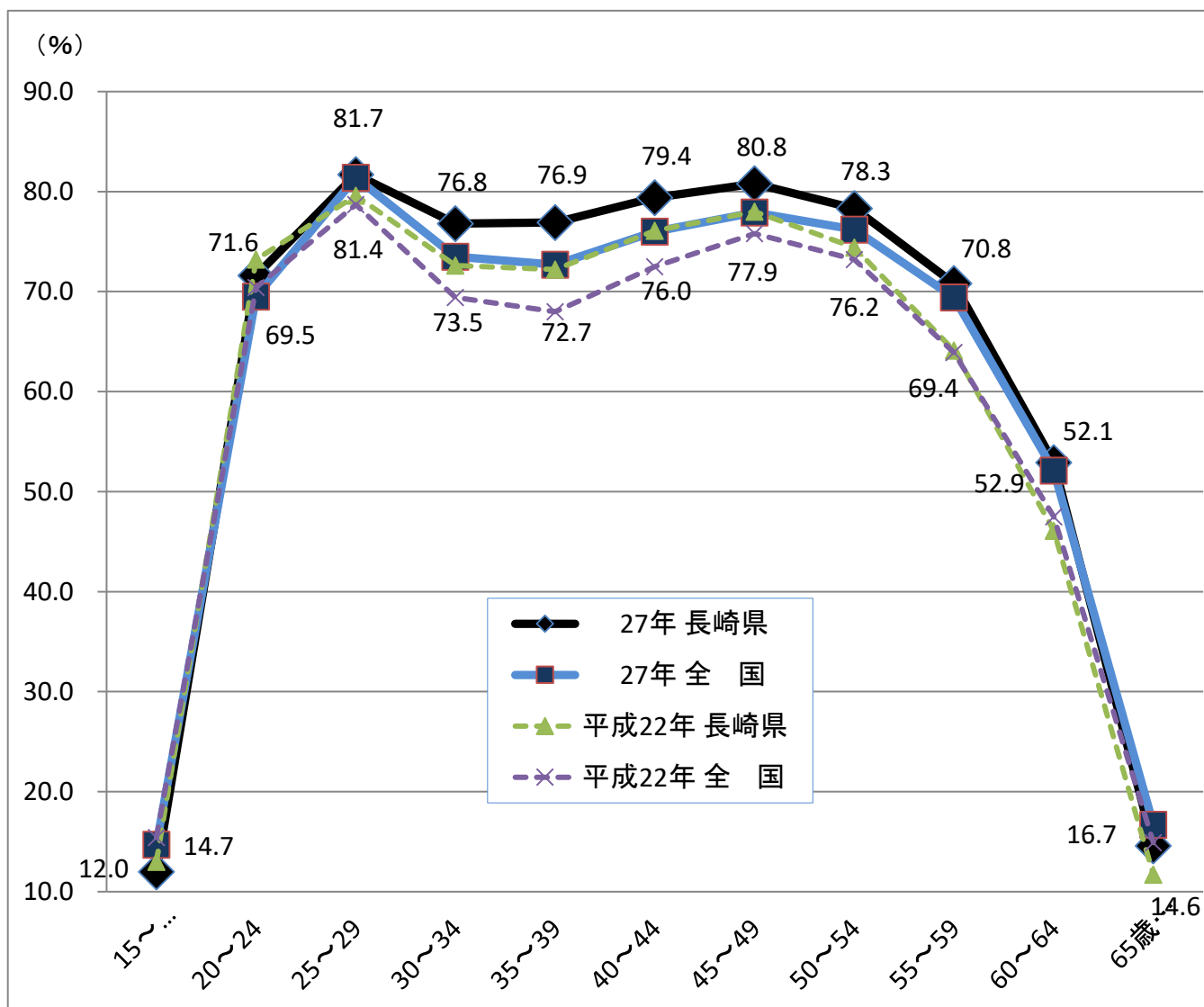
(単位: %)

| 年次 | | 15～19歳 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65歳以上 |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成22年 | 長崎県 | 13.0 | 73.2 | 79.6 | 72.6 | 72.2 | 76.1 | 78.0 | 74.4 | 64.1 | 46.1 | 11.7 |
| | 全国 | 15.4 | 70.4 | 78.7 | 69.4 | 68.0 | 72.5 | 75.8 | 73.2 | 63.9 | 47.5 | 14.9 |
| 27年 | 長崎県 | 12.0 | 71.6 | 81.7 | 76.8 | 76.9 | 79.4 | 80.8 | 78.3 | 70.8 | 52.9 | 14.6 |
| | 全国 | 14.7 | 69.5 | 81.4 | 73.5 | 72.7 | 76.0 | 77.9 | 76.2 | 69.4 | 52.1 | 16.7 |

労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

資料: 総務省「国勢調査」

■図 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移(M字カーブ)



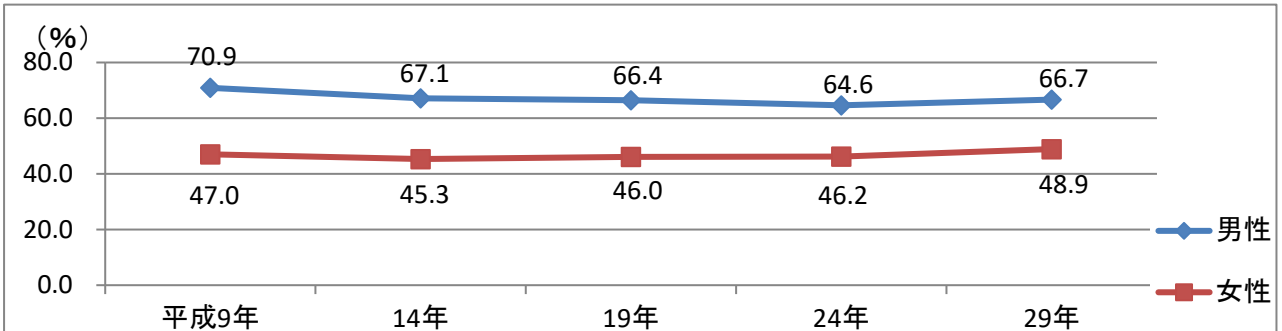
■表 I-20 男女別有業者の割合の推移

(単位:%)

| | 平成9年 | 14年 | 19年 | 24年 | 29年 |
|----|------|------|------|------|------|
| 男性 | 70.9 | 67.1 | 66.4 | 64.6 | 66.7 |
| 女性 | 47.0 | 45.3 | 46.0 | 46.2 | 48.9 |

資料:総務省「就業構造基本調査」

■図 I-20 男女別有業者の割合の推移



■表 I-21 子育て期(25~44歳)女性無業者の就業希望状況

| | 非就業希望者 | 就業希望者 | |
|-------|--------|----------|-----------|
| | | うち求職している | うち求職していない |
| 人数(人) | 10,600 | 17,600 | 11,300 |
| 率(%) | 37.6 | 62.4 | 64.6 |

資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」

※本調査における当該統計表の数値は、総数に分類不能又は不詳の数値を含み、また、百未満を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しないことがある。

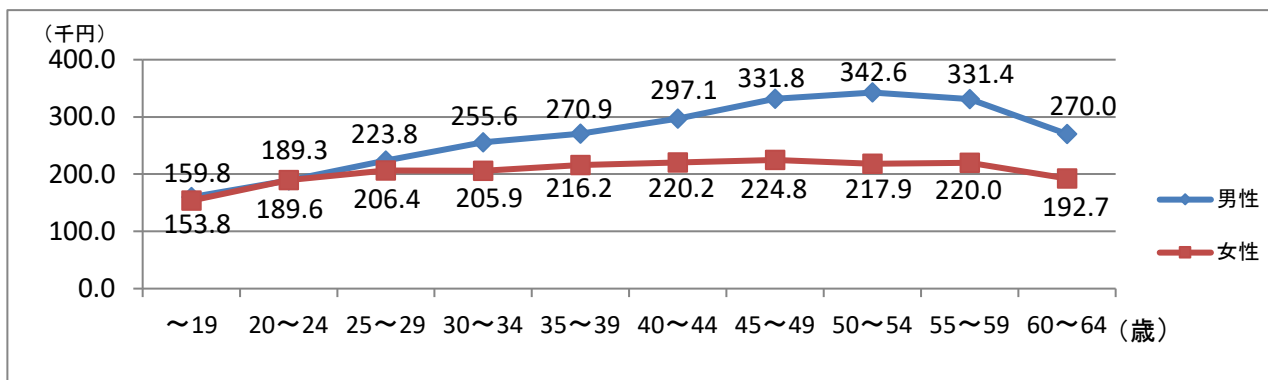
■表 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較

(単位:千円)

| 年齢 | ~19 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 男性 | 159.8 | 189.3 | 223.8 | 255.6 | 270.9 | 297.1 | 331.8 | 342.6 | 331.4 | 270.0 |
| 女性 | 153.8 | 189.6 | 206.4 | 205.9 | 216.2 | 220.2 | 224.8 | 217.9 | 220.0 | 192.7 |

資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」

■図 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較



■表 I-23 ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合

| 年度 | 全体 | 300人~ | 100~299人 | 30~99人 | 5~29人 |
|-------|------|-------|----------|--------|-------|
| 平成28年 | 73.8 | 100.0 | 100.0 | 89.1 | 69.9 |
| 29年 | 74.5 | 100.0 | 100.0 | 94.1 | 68.7 |
| 30年 | 75.3 | 100.0 | 100.0 | 92.8 | 70.9 |
| 令和元年 | 79.2 | 100.0 | 100.0 | 95.0 | 74.8 |

資料:長崎県労働条件等実態調査

(7) 女性パートタイム労働者の状況

本県の女性パートタイム労働者は、近年上昇傾向にあり、令和元年は64,050人であり、女性労働者の約4割となっている。
また、パートタイム労働者の所定内給与額は、一般労働者の約7割で推移している。

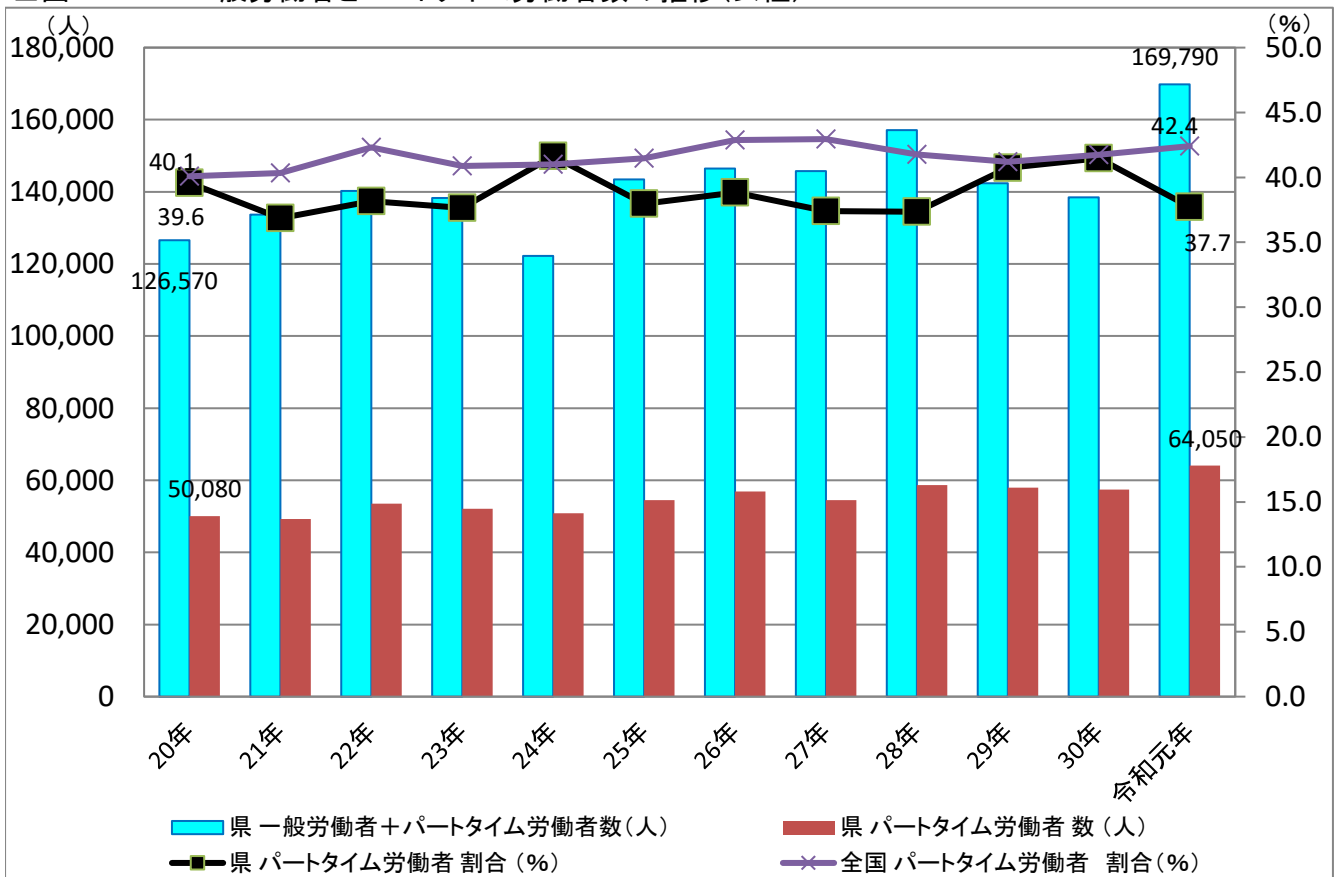
■表 I - 24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

| 年次 | 県 | | | | 全国 | | | |
|-------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 女性労働者数(人) | | | | 女性労働者数(人) | | | |
| | 一般労働者 | | パートタイム労働者 | | 一般労働者 | | パートタイム労働者 | |
| | 労働者数 (人) | 割合 (%) | 労働者数 (人) | 割合 (%) | 労働者数 (人) | 割合 (%) | 労働者数 (人) | 割合 (%) |
| 平成20年 | 126,570 | 60.4 | 50,080 | 39.6 | 11,504,770 | 59.9 | 4,611,890 | 40.1 |
| 21年 | 133,650 | 63.1 | 49,260 | 36.9 | 11,192,050 | 59.7 | 4,513,370 | 40.3 |
| 22年 | 140,270 | 61.8 | 53,540 | 38.2 | 10,876,260 | 57.7 | 4,601,910 | 42.3 |
| 23年 | 138,300 | 62.4 | 52,060 | 37.6 | 10,790,050 | 59.1 | 4,411,910 | 40.9 |
| 24年 | 122,260 | 58.4 | 50,900 | 41.6 | 12,945,120 | 59.0 | 5,308,480 | 41.0 |
| 25年 | 143,460 | 62.0 | 54,470 | 38.0 | 12,412,550 | 58.5 | 5,146,970 | 41.5 |
| 26年 | 146,450 | 61.2 | 56,860 | 38.8 | 12,705,720 | 57.1 | 5,449,440 | 42.9 |
| 27年 | 145,720 | 62.6 | 54,500 | 37.4 | 13,110,150 | 57.0 | 5,630,850 | 43.0 |
| 28年 | 157,150 | 62.6 | 58,710 | 37.4 | 13,644,510 | 58.2 | 5,698,250 | 41.8 |
| 29年 | 142,350 | 59.3 | 57,970 | 40.7 | 13,475,680 | 58.8 | 5,550,730 | 41.2 |
| 30年 | 138,450 | 58.5 | 57,410 | 41.5 | 12,696,770 | 58.3 | 5,300,160 | 41.7 |
| 令和元年 | 169,790 | 62.3 | 64,050 | 37.7 | 13,423,390 | 57.6 | 5,692,190 | 42.4 |

注: 数値は各年6月30日現在

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I - 24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

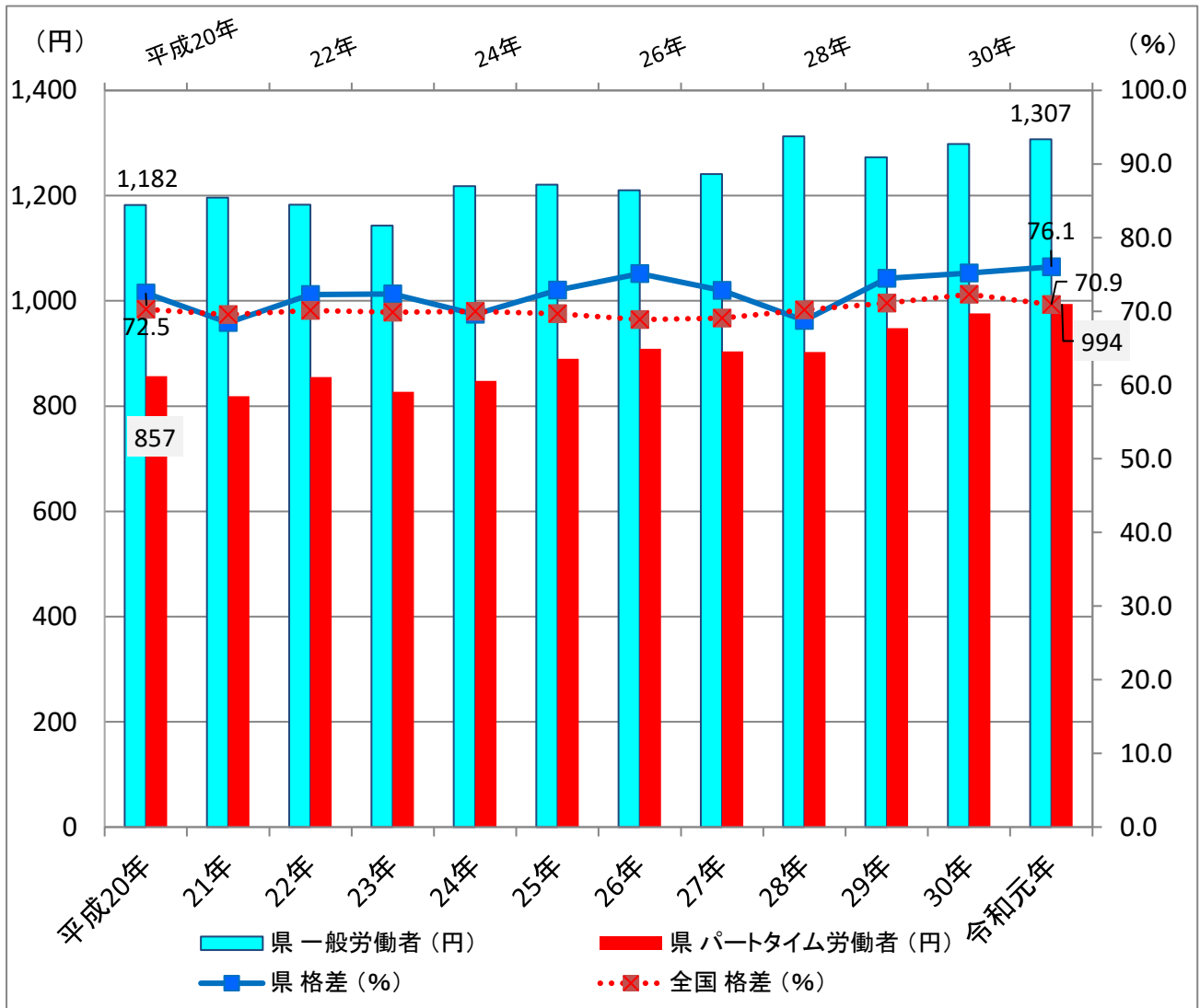


■表 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)

| 年次 | 県 | | | 全国 | | |
|-------|--------------|------------------|-----------|--------------|------------------|-----------|
| | 一般労働者 (円) | パートタイム労働者 (円) | 格差 (%) | 一般労働者 (円) | パートタイム労働者 (円) | 格差 (%) |
| 平成20年 | 1,182 | 857 | 72.5 | 1,387 | 975 | 70.3 |
| 21年 | 1,196 | 819 | 68.5 | 1,399 | 973 | 69.5 |
| 22年 | 1,183 | 855 | 72.3 | 1,396 | 979 | 70.1 |
| 23年 | 1,143 | 827 | 72.4 | 1,414 | 988 | 69.9 |
| 24年 | 1,218 | 848 | 69.6 | 1,430 | 1,001 | 70.0 |
| 25年 | 1,221 | 890 | 72.9 | 1,445 | 1,007 | 69.7 |
| 26年 | 1,210 | 909 | 75.1 | 1,469 | 1,012 | 68.9 |
| 27年 | 1,241 | 904 | 72.8 | 1,494 | 1,032 | 69.1 |
| 28年 | 1,313 | 903 | 68.8 | 1,501 | 1,054 | 70.2 |
| 29年 | 1,273 | 948 | 74.5 | 1,510 | 1,074 | 71.1 |
| 30年 | 1,298 | 976 | 75.2 | 1,528 | 1,105 | 72.3 |
| 令和元年 | 1,307 | 994 | 76.1 | 1,589 | 1,127 | 70.9 |

注：一般労働者の数値は、月間所定内実労働時間で除した額、パートタイム労働者は1時間当たりの額
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)



(8) 県内大学・短大の新規学卒者の就職状況

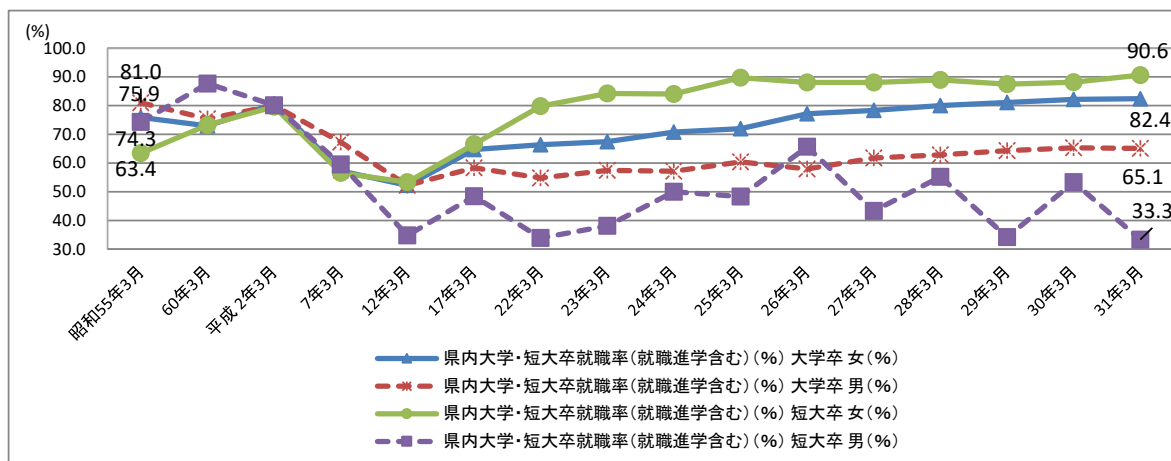
本県の大学・短大の新規学卒者の就職率は、平成12年以降、男性より女性の方が高くなっている。

■表 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移

| 卒業年月 | 県内大学・短大卒就職率(就職進学含む)(%) | | | |
|---------|------------------------|------|------|------|
| | 大学卒 | | 短大卒 | |
| | 女(%) | 男(%) | 女(%) | 男(%) |
| 昭和55年3月 | 75.9 | 81.0 | 63.4 | 74.3 |
| 60年3月 | 72.9 | 75.4 | 73.2 | 87.7 |
| 平成 2年3月 | 80.6 | 80.0 | 79.6 | 80.1 |
| 7年3月 | 57.2 | 67.3 | 56.6 | 59.5 |
| 12年3月 | 52.2 | 52.2 | 53.3 | 34.8 |
| 17年3月 | 64.7 | 58.3 | 66.6 | 48.4 |
| 22年3月 | 66.4 | 54.8 | 79.8 | 33.9 |
| 23年3月 | 67.4 | 57.4 | 84.2 | 38.1 |
| 24年3月 | 70.8 | 57.1 | 84.0 | 50.0 |
| 25年3月 | 72.0 | 60.4 | 89.7 | 48.3 |
| 26年3月 | 77.2 | 57.9 | 88.1 | 65.7 |
| 27年3月 | 78.3 | 61.8 | 88.1 | 43.3 |
| 28年3月 | 80.0 | 62.8 | 88.9 | 55.2 |
| 29年3月 | 81.0 | 64.3 | 87.5 | 34.1 |
| 30年3月 | 82.2 | 65.3 | 88.1 | 53.3 |
| 31年3月 | 82.4 | 65.1 | 90.6 | 33.3 |

資料：文部科学省「学校基本調査」

■図 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移



(9) 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間

平成28年における1日当たりの家事関連時間(「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間)の平均は、2時間4分で、男性が39分、女性が3時間19分と、男女の家事関連時間に大きな開きがある。なお、25～74歳の各年齢階級において、男女差は3時間以上となっている。

■表 I-27 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間(週全体の平均)

| | 総数 | | | 女 | | | 男 | | | 男女差 | |
|--------|--------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|-------|
| | 平成23年度 | 28年度 | 増減 | 23年度 | 28年度 | 増減 | 23年度 | 28年度 | 増減 | 23年度 | 28年度 |
| 総数 | 2.05 | 2.04 | -0.01 | 3.20 | 3.19 | -0.01 | 0.39 | 0.39 | 0.00 | 2.41 | 2.40 |
| 10～14歳 | 0.17 | 0.17 | 0.00 | 0.17 | 0.24 | 0.07 | 0.16 | 0.11 | -0.05 | 0.01 | 0.13 |
| 15～24歳 | 0.36 | 0.34 | -0.02 | 0.55 | 0.32 | -0.23 | 0.16 | 0.35 | 0.19 | 0.39 | -0.03 |
| 25～34歳 | 2.10 | 2.24 | 0.14 | 3.34 | 3.58 | 0.24 | 0.39 | 0.46 | 0.07 | 2.55 | 3.12 |
| 35～44歳 | 2.25 | 2.28 | 0.03 | 4.05 | 4.07 | 0.02 | 0.36 | 0.45 | 0.09 | 3.29 | 3.22 |
| 45～54歳 | 2.15 | 2.16 | 0.01 | 3.54 | 3.55 | 0.01 | 0.27 | 0.27 | 0.00 | 3.27 | 3.28 |
| 55～64歳 | 2.28 | 2.24 | -0.04 | 4.10 | 4.08 | -0.02 | 0.41 | 0.32 | -0.09 | 3.29 | 3.36 |
| 65～74歳 | 2.52 | 2.42 | -0.10 | 4.19 | 4.12 | -0.07 | 1.04 | 0.57 | -0.07 | 3.15 | 3.15 |
| 75歳以上 | 2.02 | 1.54 | -0.08 | 2.41 | 2.35 | -0.06 | 0.54 | 0.47 | -0.07 | 1.47 | 1.48 |

資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

(10) 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合

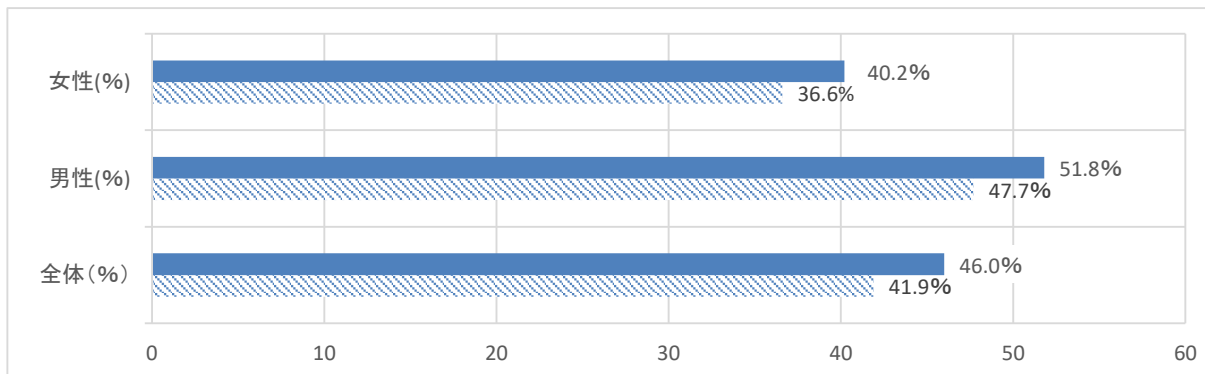
令和2年度における「家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合」は全体で46.0%で、男性が51.8%、女性が40.2%と、男女間で11.6ポイント意識の差がある。
 なお、20歳～59歳においては、全体で41.9%、男性が47.7%、女性が36.6%となっており、全年齢と比較するとやや低い結果となっている。

■表 I-28 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合

| 年代 | 全体(%) | 男性(%) | 女性(%) | 男女間の意識の差(ポイント) |
|----------|-------|-------|-------|----------------|
| 全年齢層 | 46.0 | 51.8 | 40.2 | 11.6 |
| うち20～59歳 | 41.9 | 47.7 | 36.6 | 11.1 |

資料：長崎県県民意識アンケート調査

■図 I-28 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合(令和2年度)



※上段のグラフは全年齢層、下段は20～59歳の割合

(11) 消防団員数と女性の数の状況

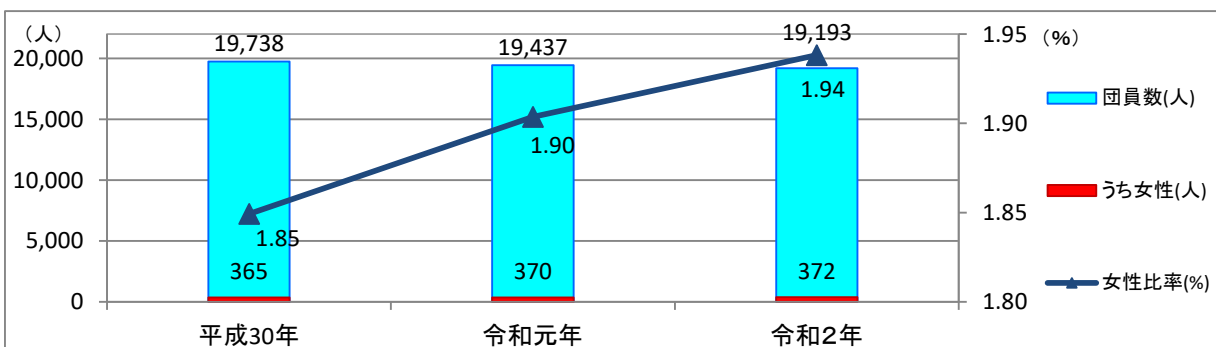
県内の消防団員数は減少している。女性の消防団員数は微増であるが、増加傾向にある。

■表 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移

| 年度 | 団員数(人) | うち女性(人) | 女性比率(%) | 定数(人) | 充足率(%) |
|-------|--------|---------|---------|--------|--------|
| 平成30年 | 19,738 | 365 | 1.85 | 21,645 | 91.2 |
| 令和元年 | 19,437 | 370 | 1.90 | 21,645 | 89.8 |
| 令和2年 | 19,193 | 372 | 1.94 | 21,113 | 90.9 |

注：数値は、各年4月1日現在
 資料：長崎県消防防災年報

■図 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移



基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

(1) 婦人保護・性的被害の状況

相談件数は増加傾向にある。
 なお、令和元年度は総相談件数のうち、DV相談が約6割であった。

■表Ⅱ－1 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移

| 年度 | | 総相談件数 | | | うちDV相談 | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-------|--------|------|-----|------|-------|------|
| | | 電話等 | 来所等 | 計 | 電話等 | | 来所等 | | 計 | |
| | | | | | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 平成27年 | 長崎 | 1,415 | 668 | 2,083 | 868 | 61.3 | 484 | 72.5 | 1,352 | 64.9 |
| | 佐世保 | 571 | 175 | 746 | 307 | 53.8 | 123 | 70.3 | 430 | 57.6 |
| | 計 | 1,986 | 843 | 2,829 | 1,175 | 59.2 | 607 | 72.0 | 1,782 | 63.0 |
| 28年 | 長崎 | 1,386 | 703 | 2,089 | 882 | 63.6 | 580 | 82.5 | 1,462 | 70.0 |
| | 佐世保 | 650 | 264 | 914 | 298 | 45.8 | 125 | 47.3 | 423 | 46.3 |
| | 計 | 2,036 | 967 | 3,003 | 1,180 | 58.0 | 705 | 72.9 | 1,885 | 62.8 |
| 29年 | 長崎 | 1,373 | 691 | 2,064 | 992 | 72.3 | 590 | 85.4 | 1,582 | 76.6 |
| | 佐世保 | 848 | 289 | 1,137 | 437 | 51.5 | 211 | 73.0 | 648 | 57.0 |
| | 計 | 2,221 | 980 | 3,201 | 1,429 | 64.3 | 801 | 81.7 | 2,230 | 69.7 |
| 30年 | 長崎 | 1,578 | 897 | 2,475 | 1,012 | 64.1 | 667 | 74.4 | 1,679 | 67.8 |
| | 佐世保 | 789 | 227 | 1,016 | 310 | 39.3 | 168 | 74.0 | 478 | 47.0 |
| | 計 | 2,367 | 1,124 | 3,491 | 1,322 | 55.9 | 835 | 74.3 | 2,157 | 61.8 |
| 令和元年 | 長崎 | 1,426 | 862 | 2,288 | 895 | 62.8 | 525 | 60.9 | 1,420 | 62.1 |
| | 佐世保 | 806 | 324 | 1,130 | 503 | 62.4 | 254 | 78.4 | 757 | 67.0 |
| | 計 | 2,232 | 1,186 | 3,418 | 1,398 | 62.6 | 779 | 65.7 | 2,177 | 63.7 |

注1: 電話等には、メールによる相談を含む

注2: 来所等には、巡回相談、出張相談や同行支援等を含む

資料: 県こども家庭課調

■表Ⅱ－2 来所相談の主訴別推移

| 年度 | | 人間関係 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | その他 | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|------|---|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|---|-----|---|---|----|----|---|----|---|----|----|---|----|----|---|-----|------|-----|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 夫等 | | 子ども | | 親 | | 家族 | | 交際 | | 家 | | その他 | | 男 | | 住 | | 帰 | | 経 | | 済 | | 関 | | | | 係 | | 医 | | 療 | | 関 | | 係 | | 売 | | ヒ | | そ | | | | | | | |
| | | 夫 | 酒 | 離 | そ | 子 | 養 | そ | 親 | そ | 交 | 家 | そ | 男 | 住 | 住 | 生 | 借 | 求 | そ | 病 | 精 | 妊 | そ | 春 | ヒ | そ | | | 夫 | 酒 | 離 | そ | 子 | 養 | そ | 親 | そ | 交 | 家 | そ | 男 | 住 | 住 | 生 | 借 | 求 | そ | 病 | 精 | 妊 |
| 平成27年 | 長崎 | 233 | 0 | 140 | 38 | 3 | 14 | 43 | 22 | 5 | 17 | 7 | 4 | 16 | 1 | 1 | 14 | 26 | 3 | 9 | 5 | 16 | 11 | 1 | 33 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 668 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐世保 | 94 | 0 | 29 | 13 | 0 | 2 | 7 | 3 | 0 | 4 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 175 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 327 | 0 | 169 | 51 | 3 | 16 | 50 | 25 | 5 | 21 | 7 | 5 | 18 | 1 | 5 | 16 | 26 | 3 | 10 | 5 | 17 | 14 | 1 | 42 | 1 | 5 | 0 | 0 | 843 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28年 | 長崎 | 225 | 0 | 152 | 36 | 2 | 0 | 102 | 14 | 1 | 23 | 11 | 5 | 10 | 1 | 7 | 19 | 22 | 6 | 5 | 3 | 4 | 8 | 6 | 36 | 4 | 0 | 1 | 0 | 703 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐世保 | 92 | 0 | 45 | 7 | 1 | 2 | 13 | 1 | 1 | 7 | 0 | 1 | 5 | 3 | 1 | 10 | 23 | 3 | 4 | 4 | 0 | 1 | 2 | 14 | 24 | 0 | 0 | 264 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 317 | 0 | 197 | 43 | 3 | 2 | 115 | 15 | 2 | 30 | 11 | 6 | 15 | 4 | 8 | 29 | 45 | 9 | 9 | 7 | 4 | 9 | 8 | 50 | 28 | 0 | 1 | 967 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29年 | 長崎 | 227 | 0 | 174 | 43 | 7 | 1 | 81 | 9 | 2 | 9 | 8 | 2 | 5 | 0 | 1 | 21 | 17 | 4 | 11 | 7 | 5 | 6 | 1 | 49 | 1 | 0 | 0 | 691 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐世保 | 150 | 0 | 56 | 10 | 0 | 0 | 12 | 10 | 2 | 4 | 5 | 2 | 6 | 7 | 0 | 1 | 8 | 5 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 5 | 0 | 0 | 289 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 377 | 0 | 230 | 53 | 7 | 1 | 93 | 19 | 4 | 13 | 13 | 4 | 11 | 7 | 1 | 22 | 25 | 9 | 11 | 9 | 6 | 6 | 1 | 52 | 6 | 0 | 0 | 980 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30年 | 長崎 | 214 | 2 | 271 | 53 | 9 | 5 | 143 | 25 | 7 | 15 | 11 | 0 | 6 | 6 | 1 | 14 | 28 | 3 | 6 | 5 | 7 | 7 | 3 | 52 | 3 | 1 | 0 | 897 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐世保 | 106 | 0 | 44 | 5 | 4 | 2 | 18 | 7 | 2 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 14 | 4 | 3 | 0 | 4 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 227 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 320 | 2 | 315 | 58 | 13 | 7 | 161 | 32 | 9 | 15 | 19 | 0 | 6 | 6 | 5 | 15 | 42 | 7 | 9 | 5 | 11 | 7 | 3 | 53 | 3 | 1 | 0 | 1124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和元年 | 長崎 | 278 | 0 | 176 | 40 | 8 | 3 | 101 | 17 | 10 | 14 | 23 | 0 | 21 | 4 | 3 | 24 | 15 | 8 | 9 | 2 | 9 | 6 | 7 | 81 | 0 | 3 | 0 | 862 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 佐世保 | 207 | 0 | 30 | 4 | 0 | 0 | 13 | 13 | 8 | 1 | 8 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 4 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 10 | 11 | 0 | 0 | 324 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 485 | 0 | 206 | 44 | 8 | 3 | 114 | 30 | 18 | 15 | 31 | 0 | 23 | 6 | 3 | 25 | 19 | 9 | 11 | 4 | 12 | 7 | 8 | 91 | 11 | 3 | 0 | 1186 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料: 県こども家庭課調

(2) 一時保護の状況

長崎こども・女性・障害者支援センターに設置している一時保護所及び民間委託シェルター等への委託による一時保護の件数は、令和元年度68人(うちDV44人)であった。

■表Ⅱ-3 入所理由別による一時保護の状況

| 理 由 | 件 数 | | |
|-------------------|--------|--------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 人 間 関 係 | 53 | 45 | 63 |
| (うちDV(配偶者等からの暴力)) | (42) | (22) | (44) |
| 経 済 関 係 | 0 | 0 | 0 |
| 医 療 関 係 | 0 | 2 | 0 |
| 帰 省 先 な し | 1 | 2 | 5 |
| 不 純 異 性 交 遊 | 0 | 0 | 0 |
| 売 春 防 止 法 5 条 違 反 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 54 | 49 | 68 |

資料:県こども家庭課調

(3) 警察本部における「性犯罪被害110番」受理状況

令和元年の受理件数は29件で、最も多いのは、「性犯罪の被害申告に関すること」であった。年齢別で見ると20歳代～50歳代に多い。

また、警察におけるDV事案の相談などの受理件数は、令和元年は354件であった。

■表Ⅱ-4 「性犯罪被害110番」受理状況

| 内 容 | 件 数 | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| | 平成22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
| 性犯罪の被害申告に関すること | 13 | 10 | 10 | 5 | 10 | 15 | 8 | 4 | 0 | 12 |
| 過去の性犯罪被害の悩みに関するもの | 1 | 5 | 5 | 8 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 性的ないやがらせに関するもの | 0 | 2 | 0 | 5 | 3 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 |
| 精神的な悩みに関するもの | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 男 女 間 の ト ラ ブ ル | 4 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 事 件 容 疑 情 報 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 4 |
| つきまとい行為に関するもの | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 配偶者に対する暴力に関するもの | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 上 記 以 外 の 相 談 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 2 | 29 | 21 | 16 | 12 | 6 | 18 | 6 | 10 | 7 |
| 計 | 26 | 48 | 36 | 38 | 27 | 23 | 29 | 13 | 23 | 29 |

資料:県警察本部調

■表Ⅱ-5 年齢別の受理状況

| 年次 | 10歳代 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 計 | 不明 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|----|
| 平成22年 | 0 | 5 | 8 | 1 | 6 | 0 | 0 | 20 | 6 | 26 |
| 23年 | 1 | 8 | 6 | 13 | 5 | 0 | 0 | 33 | 15 | 48 |
| 24年 | 0 | 3 | 7 | 7 | 5 | 6 | 0 | 28 | 8 | 36 |
| 25年 | 3 | 10 | 6 | 2 | 6 | 2 | 0 | 29 | 9 | 38 |
| 26年 | 0 | 4 | 2 | 4 | 0 | 2 | 2 | 14 | 13 | 27 |
| 27年 | 0 | 5 | 2 | 7 | 0 | 1 | 0 | 15 | 8 | 23 |
| 28年 | 1 | 9 | 0 | 4 | 1 | 1 | 0 | 16 | 13 | 29 |
| 29年 | 0 | 1 | 2 | 3 | 1 | 0 | 0 | 7 | 6 | 13 |
| 30年 | 0 | 3 | 4 | 3 | 3 | 0 | 1 | 14 | 9 | 23 |
| 令和元年 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 17 | 12 | 29 |

資料:県警察本部調

■表Ⅱ-6 警察におけるDV事案の相談など受理件数

| 年次 | 平成23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 件数 | 222 | 348 | 304 | 303 | 349 | 354 | 371 | 335 | 354 |

資料:県警察本部調

(4) 男女別の主な死因別死亡数

死因の上位10項目の内、上位2項目までは男女共通しており、第1位の悪性新生物が全死亡者に占める割合は27.1%となっている。なお、女性の死因第9位の「アルツハイマー病」は、男性では第20位となっている。

■表Ⅱ-7 男女別にみた死因別死亡数

| 区分 | 女 (9,064) | | | 男 (8,548) | | |
|------|--------------|---------|--------|-------------------------------------|---------|--------|
| | 死 因 | 死亡数 (人) | 割合 (%) | 死 因 | 死亡数 (人) | 割合 (%) |
| 第1位 | 悪性新生物<腫瘍> | 2,048 | 22.6 | 悪性新生物<腫瘍> | 2,722 | 31.8 |
| 第2位 | 心疾患(高血圧性を除く) | 1,603 | 17.7 | 心疾患(高血圧性を除く) | 1,059 | 12.4 |
| 第3位 | 老衰 | 959 | 10.6 | 肺炎 | 653 | 7.64 |
| 第4位 | 脳血管疾患 | 698 | 7.70 | 脳血管疾患 | 594 | 6.95 |
| 第5位 | 肺炎 | 675 | 7.45 | 誤嚥性肺炎 | 363 | 4.25 |
| 第6位 | 誤嚥性肺炎 | 262 | 2.89 | 老衰 | 284 | 3.32 |
| 第7位 | 不慮の事故 | 217 | 2.39 | 不慮の事故 | 275 | 3.22 |
| 第8位 | その他の消化器系の疾患 | 202 | 2.23 | その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 221 | 2.59 |
| 第9位 | アルツハイマー病 | 192 | 2.12 | 腎不全 | 177 | 2.07 |
| 第10位 | 腎不全 | 185 | 2.04 | 慢性閉塞性肺疾患 | 175 | 2.05 |

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和元年)
割合については、死亡総数から算出

(5) 女性特有のがんの罹患状況

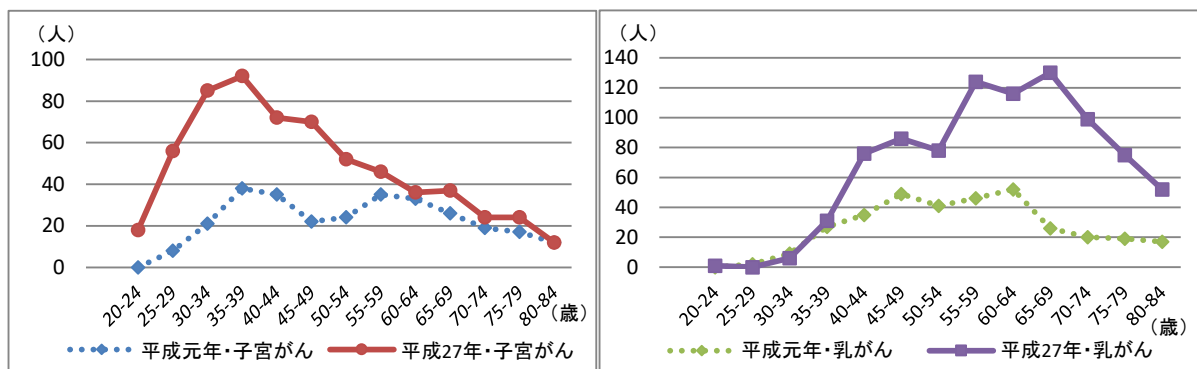
子宮頸がんについては、20代後半以降、乳がんについては、40代以降、罹患数が急に増加。一方で、本県の平成30年における子宮頸がん検診受診率は18.4%、乳がん検診受診率は15.6%に留まっている。

■表Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化) (単位:人)

| 年齢 | 20-24 | 25-29 | 30-34 | 35-39 | 40-44 | 45-49 | 50-54 | 55-59 | 60-64 | 65-69 | 70-74 | 75-79 | 80-84 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平成元年・子宮がん | 0 | 8 | 21 | 38 | 35 | 22 | 24 | 35 | 33 | 26 | 19 | 17 | 12 |
| 27年・子宮がん | 18 | 56 | 85 | 92 | 72 | 70 | 52 | 46 | 36 | 37 | 24 | 24 | 12 |
| 平成元年・乳がん | 0 | 2 | 9 | 27 | 35 | 49 | 41 | 46 | 52 | 26 | 20 | 19 | 17 |
| 27年・乳がん | 1 | 0 | 6 | 31 | 76 | 86 | 78 | 124 | 116 | 130 | 99 | 75 | 52 |

資料：長崎県のがん登録

■図Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化)



■表Ⅱ-9 子宮頸がん、乳がん検診受診率の推移 (単位:率)

| | 平成24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|------|--------|------|------|------|------|------|------|
| 子宮がん | 29.0 | 39.4 | 41.4 | 33.7 | 18.3 | 19.2 | 18.4 |
| 乳がん | 17.5 | 27.4 | 28.1 | 22.6 | 15.7 | 18.3 | 15.6 |

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

注：検診率の算出法が変更され、年度比較はできない。

平成25年度以降：対象年齢の上限 69歳

平成28年度以降：対象者数から就業者数を除外しない。

(6) 妊娠・出産に関わる保健医療対策

周産期死亡率、乳児死亡率ともに減少傾向にある。また、人工妊娠中絶件数は、各年代において減少傾向にあるが、35歳以上の人口妊娠中絶実施率は横ばいの状態である。

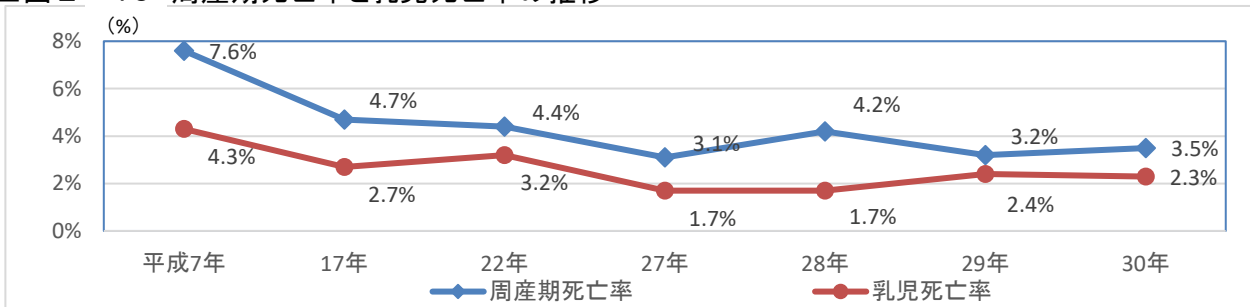
■表Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移

(単位:率)

| | 平成7年 | 17年 | 22年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 周産期死亡率 | 7.6% | 4.7% | 4.4% | 3.1% | 4.2% | 3.2% | 3.5% |
| 乳児死亡率 | 4.3% | 2.7% | 3.2% | 1.7% | 1.7% | 2.4% | 2.3% |

- ・周産期死亡:妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
 - ・周産期死亡率:各年において、出生数1,000件に対して周産期死亡が何件あったかを示す指標
 - ・乳児死亡:生後1年未満の死亡
 - ・乳児死亡率:各年において、出生数1,000人に対して乳児死亡が何件あったかを示す指標
- 資料:厚生労働省「人口動態調査」(平成29年は月報年計概数)

■図Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移



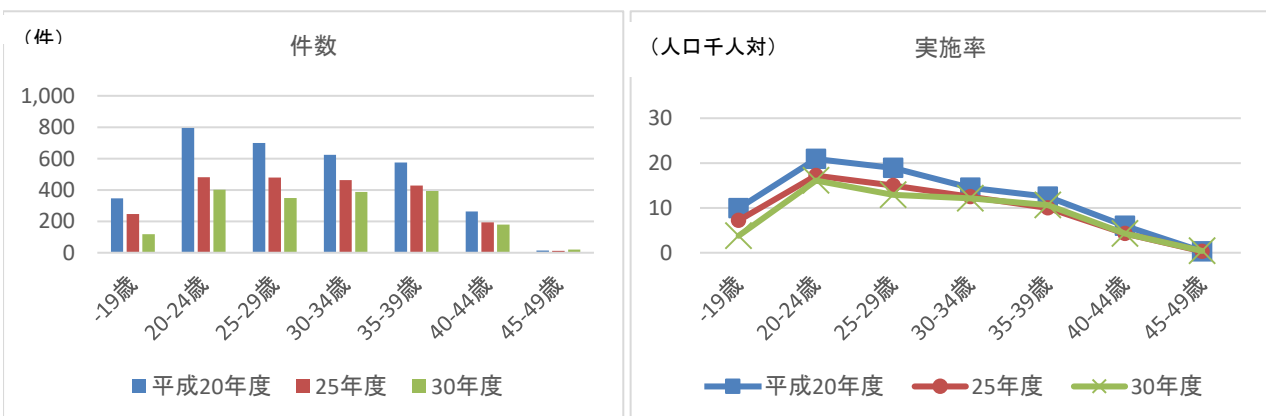
■表Ⅱ－11 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移

| | 平成20年度 | | 25年度 | | 30年度 | |
|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 件数(件) | 実施率(%) | 件数(件) | 実施率(%) | 件数(件) | 実施率(%) |
| -19歳 | 346 | 9.9 | 246 | 7.2 | 119 | 3.8 |
| 20-24歳 | 796 | 20.9 | 481 | 17.2 | 402 | 16.1 |
| 25-29歳 | 700 | 18.9 | 480 | 15.0 | 349 | 12.9 |
| 30-34歳 | 624 | 14.5 | 462 | 12.5 | 387 | 12.1 |
| 35-39歳 | 575 | 12.5 | 428 | 10.0 | 394 | 10.6 |
| 40-44歳 | 263 | 6.0 | 194 | 4.3 | 179 | 4.3 |
| 45-49歳 | 15 | 0.3 | 12 | 0.3 | 20 | 0.4 |
| 計 | 3,319 | | 2,303 | | 1,850 | |

注:実施率:分母に15~49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

■図Ⅱ－11 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移



(7) ひとり親家庭の状況

児童扶養手当受給者の子どもの人数は減少傾向にあり、令和元年度は19,603人であった。しかし、対人口比では、全国より高い傾向が続いている。

■表Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)

| 年度 | 長崎県(人) | 長崎県 対人口比(%) | 全国(人) | 全国 対人口比(%) |
|-------|--------|-------------|-----------|------------|
| 平成26年 | 22,643 | 9.5 | 1,595,108 | 7.6 |
| 27年 | 23,152 | 10.0 | 1,565,504 | 7.6 |
| 28年 | 22,220 | 9.7 | 1,519,754 | 7.4 |
| 29年 | 21,318 | 9.5 | 1,470,823 | 7.2 |
| 30年 | 20,857 | 9.4 | 1,423,715 | 7.1 |
| 令和元年 | 19,603 | 9.0 | — | — |

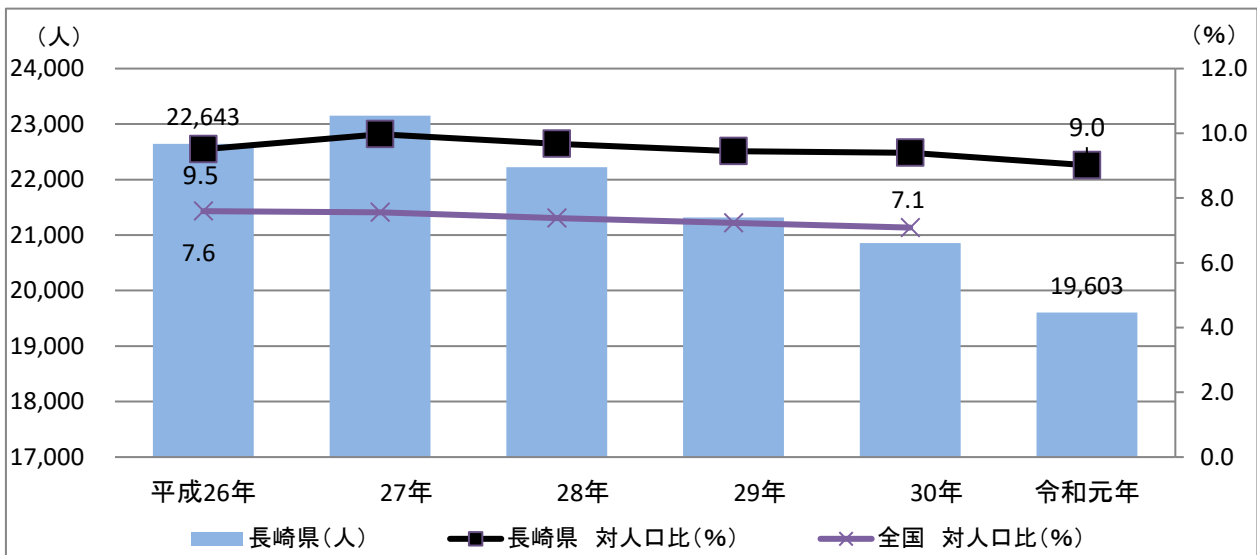
注1:本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注2:全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注3:福祉行政報告例からの推計値

注4:数字は各年の3月時点

■図Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)



(8) 高齢化の状況

本県の老年人口の割合(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、全国よりも女性が3.5ポイント、男性が2.1ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる。

■表Ⅱ-13 高齢化の状況

| 区分 | 県 | | | 全国 | | |
|----|-----------|---------|-------|-------------|------------|-------|
| | 総人口(人) | 65歳以上人口 | | 総人口(人) | 65歳以上人口 | |
| | | 実数(人) | 割合(%) | | 実数(人) | 割合(%) |
| 総数 | 1,377,187 | 404,686 | 29.6% | 127,094,745 | 33,465,441 | 26.6% |
| 女 | 731,424 | 239,305 | 32.9% | 65,253,007 | 18,979,972 | 29.4% |
| 男 | 645,763 | 165,381 | 25.8% | 61,841,738 | 14,485,469 | 23.7% |

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(1) 保育の状況

保育所定員及び入所児童数は施設の整備等により年々増加しており、令和2年度は保育所定員38,315人、入所児童36,968人であった。保育所待機児童数は0人となった。

また、放課後児童クラブの登録児童数は施設の整備等により年々増加しており、令和2年度は18,357人であった。一方、放課後児童クラブ待機児童数は42人であった。

病児・病後児保育実施施設数について、令和元年度は43か所であった。

■表Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移

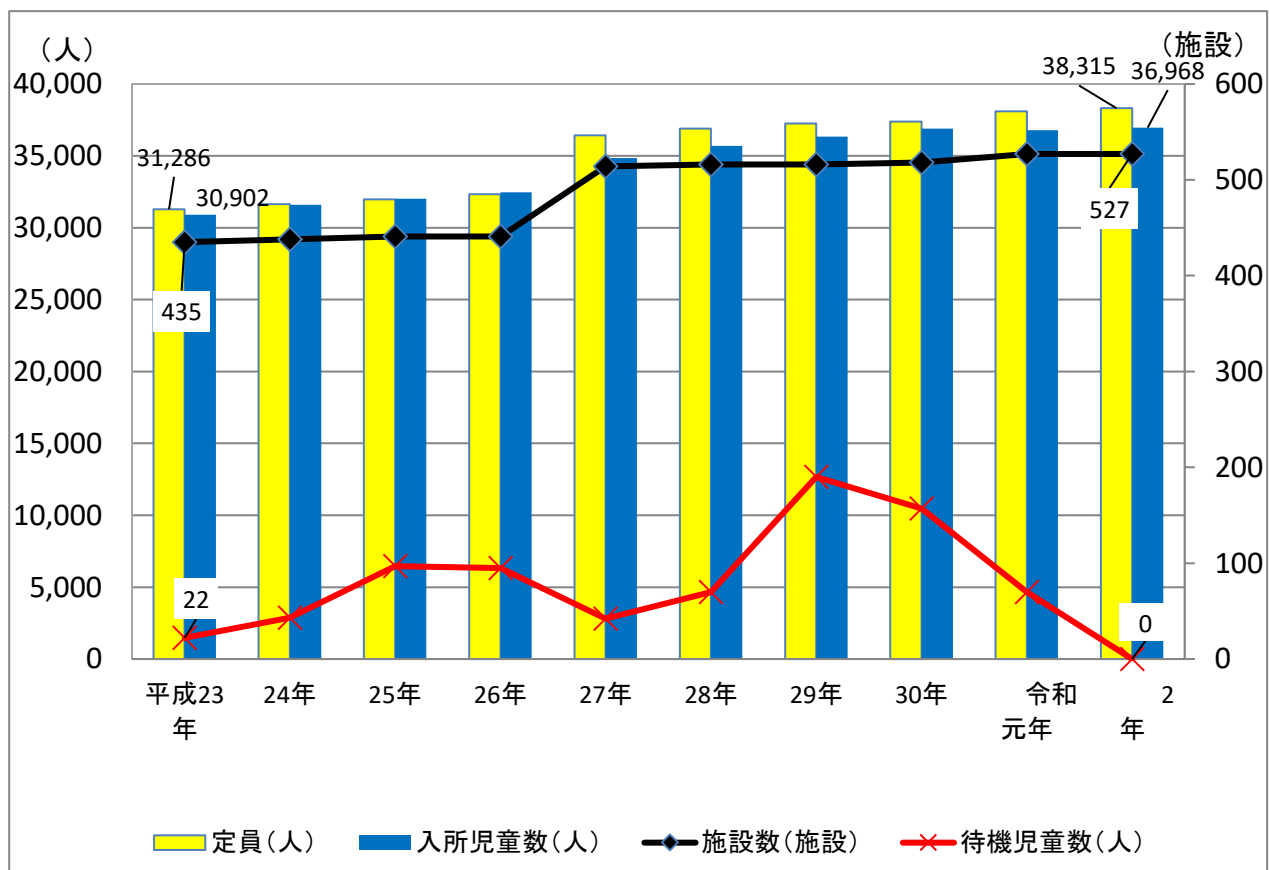
| 年度 | 施設数(施設) | 定員(人) | 入所児童数(人) | 待機児童数(人) |
|-------|---------|--------|----------|----------|
| 平成23年 | 435 | 31,286 | 30,902 | 22 |
| 24年 | 438 | 31,646 | 31,605 | 43 |
| 25年 | 441 | 31,975 | 32,014 | 97 |
| 26年 | 441 | 32,331 | 32,464 | 95 |
| 27年 | 514 | 36,440 | 34,855 | 42 |
| 28年 | 516 | 36,908 | 35,689 | 70 |
| 29年 | 516 | 37,245 | 36,342 | 190 |
| 30年 | 518 | 37,397 | 36,897 | 157 |
| 令和元年 | 527 | 38,096 | 36,776 | 70 |
| 2年 | 527 | 38,315 | 36,968 | 0 |

注1:数値は各年4月1日現在

注2:平成27年度以降は認定こども園(定員・入所児童数は2号、3号認定児童)を含む。

資料:県こども未来課調

■図Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移



■表Ⅲ－2 延長保育等の状況

| 年度 | 延長保育所数(か所) | 障害児保育所数(か所) | 一時預かり実施数(か所) |
|-------|------------|-------------|--------------|
| 平成22年 | 283 | 151 | 261 |
| 23年 | 287 | 141 | 267 |
| 24年 | 291 | 155 | 272 |
| 25年 | 294 | 148 | 273 |
| 26年 | 294 | 143 | 273 |
| 27年 | 449 | 208 | 442 |
| 28年 | 465 | 200 | 455 |
| 29年 | 475 | 209 | 461 |
| 30年 | 485 | 219 | 482 |
| 令和元年 | 503 | 229 | 544 |

注：平成26年度まで長崎市(中核市)を除く。平成27年度以降は中核市(長崎市、佐世保市)を含む。

また、延長保育及び一時預かりには、子ども・子育て支援交付金対象外(自主事業)を含む。

資料：県子ども未来課調

■表Ⅲ－3 放課後児童クラブ設置数(支援の単位数)の状況

| | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 | 2年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 設置数 | 364 | 389 | 422 | 447 | 474 | 493 |
| 登録児童数 | 14,715 | 15,548 | 16,291 | 17,197 | 17,960 | 18,357 |
| 待機児童数 | 412 | 18 | 42 | 53 | 29 | 42 |

注：設置数は支援の単位数

資料：設置数は県子ども未来課調

登録児童数、待機児童数は厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの実施状況)」

■図Ⅲ－3 放課後児童クラブ設置数等の状況



■表Ⅲ－4 病児・病後児保育実施施設数の推移

| | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|-------|
| 施設数 | 39 | 33 | 40 | 38 | 43 | 43 |

資料：県子ども未来課調

(2) 介護の状況

在宅福祉対策では、訪問介護員(ホームヘルパー)数は年々増加しており、令和元年度は65,653人となっている。

また、老人ホーム等の整備状況は、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームにおいて、施設数が増加している。

■表Ⅲ-5 在宅福祉の整備状況

| | 平成 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 |
|----------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 訪問介護員(ホームヘルパー)(人) | 53,213 | 56,668 | 57,903 | 61,837 | 62,875 | 63,541 | 63,904 | 64,659 | 65,196 | 65,653 |
| 日帰り介護(デイサービス)(か所) | 481 | 529 | 566 | 593 | 604 | 606 | 594 | 587 | 616 | 610 |
| 短期入所生活介護(ショートステイ)(床) | 1,961 | 2,214 | 2,286 | 2,537 | 2,726 | 3,139 | 3,026 | 3,142 | 3,126 | 3,266 |
| 地域包括支援センター(か所) | 41 | 41 | 46 | 51 | 51 | 51 | 52 | 52 | 52 | 52 |

注1:数値は各年3月末現在

注2:訪問介護員数は、訪問介護員研修修了者数

資料:県長寿社会課調

■表Ⅲ-6 老人ホーム等の整備状況

| 区分 | 平成23年度 | | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | |
|-----------|--------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|
| | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 |
| | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) |
| 養護老人ホーム | 32 | 1,815 | 32 | 1,815 | 32 | 1,815 | 32 | 1,815 | 32 | 1,815 |
| 特別養護老人ホーム | 114 | 6,382 | 123 | 6,623 | 123 | 6,623 | 138 | 6,759 | 144 | 7,014 |
| 軽費老人ホーム | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 |
| 有料老人ホーム | 110 | 2,680 | 122 | 2,934 | 137 | 3,301 | 147 | 3,548 | 154 | 3,767 |
| 老人保健施設 | 57 | 4,688 | 59 | 4,747 | 60 | 4,776 | 61 | 4,876 | 62 | 4,882 |
| 区分 | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | | 令和元年度 | | 2年度 | |
| | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 | 施設 | 定員 |
| | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) | (所) | (人) |
| 養護老人ホーム | 32 | 1,815 | 32 | 1,815 | 32 | 1,800 | 32 | 1,800 | 32 | 1,800 |
| 特別養護老人ホーム | 147 | 7,133 | 151 | 7,261 | 158 | 7,525 | 160 | 7,513 | 161 | 7,513 |
| 軽費老人ホーム | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 | 38 | 1,789 |
| 有料老人ホーム | 164 | 3,904 | 164 | 3,928 | 172 | 4,116 | 183 | 4,319 | 189 | 4,487 |
| 老人保健施設 | 64 | 4,899 | 65 | 4,928 | 65 | 4,928 | 63 | 4,822 | 63 | 4,822 |

注:数値は各年4月1日現在

資料:県長寿社会課調

(3) 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数

相談件数は、令和元年度は一般相談114件(女性80件、男性34件)、男性相談67件であり、相談総件数(181件)のうち、男性からの相談は101件(56%)であった。

■表Ⅲ-7 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数 (単位:件)

| | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|------|------|------|-------|
| 一般相談 | 147 | 137 | 98 | 124 | 114 |
| 男性相談 | 59 | 83 | 75 | 50 | 67 |

注: 数値は各年3月末現在

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の状況

少子化等の影響により園児数、児童数、生徒数ともに年々減少の一途をたどっている。

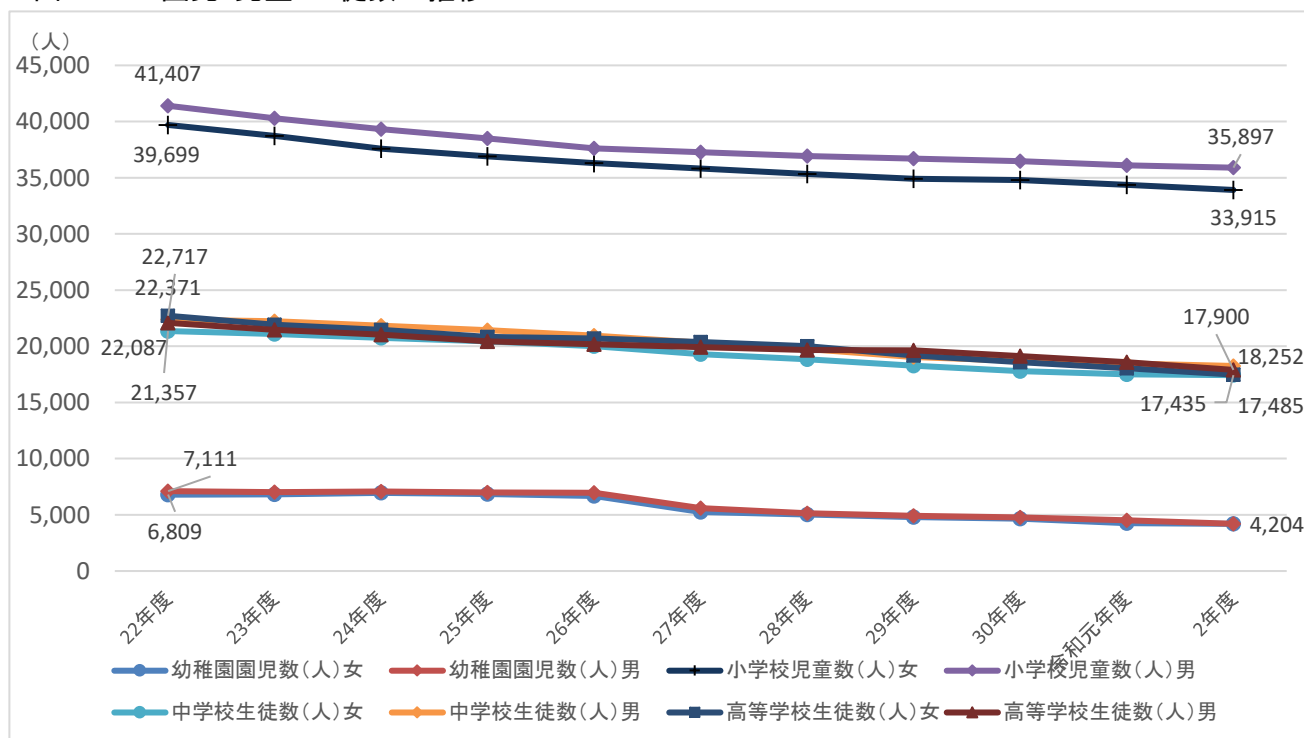
■表Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移(幼・小・中・高等学校)

| 年度 | 幼稚園園児数(人) | | | 小学校児童数(人) | | | 中学校生徒数(人) | | | 高等学校生徒数(人) | | |
|-------|-----------|-------|-------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|------------|--------|--------|
| | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 |
| 平成22年 | 13,920 | 6,809 | 7,111 | 81,106 | 39,699 | 41,407 | 43,728 | 21,357 | 22,371 | 44,804 | 22,717 | 22,087 |
| 23年 | 13,829 | 6,816 | 7,013 | 79,019 | 38,722 | 40,297 | 43,339 | 21,108 | 22,231 | 43,391 | 21,932 | 21,459 |
| 24年 | 14,043 | 6,953 | 7,090 | 76,916 | 37,583 | 39,333 | 42,584 | 20,752 | 21,832 | 42,495 | 21,457 | 21,038 |
| 25年 | 13,833 | 6,851 | 6,982 | 75,404 | 36,901 | 38,503 | 41,859 | 20,431 | 21,428 | 41,274 | 20,840 | 20,434 |
| 26年 | 13,657 | 6,690 | 6,967 | 73,932 | 36,309 | 37,623 | 40,971 | 20,021 | 20,950 | 40,868 | 20,691 | 20,177 |
| 27年 | 10,858 | 5,247 | 5,611 | 73,082 | 35,815 | 37,267 | 39,629 | 19,293 | 20,336 | 40,330 | 20,396 | 19,934 |
| 28年 | 10,189 | 5,041 | 5,148 | 72,271 | 35,329 | 36,942 | 38,595 | 18,847 | 19,748 | 39,679 | 20,018 | 19,661 |
| 29年 | 9,697 | 4,788 | 4,909 | 71,611 | 34,917 | 36,694 | 37,339 | 18,288 | 19,051 | 38,842 | 19,189 | 19,653 |
| 30年 | 9,431 | 4,657 | 4,774 | 71,277 | 34,806 | 36,471 | 36,501 | 17,804 | 18,697 | 37,694 | 18,578 | 19,116 |
| 令和元年 | 8,757 | 4,252 | 4,505 | 70,472 | 34,361 | 36,111 | 35,982 | 17,514 | 18,468 | 36,624 | 18,037 | 18,587 |
| 2年 | 8,402 | 4,198 | 4,204 | 69,812 | 33,915 | 35,897 | 35,687 | 17,435 | 18,252 | 35,385 | 17,485 | 17,900 |

注: 数値は各年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別集計

■図Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移



■表Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数

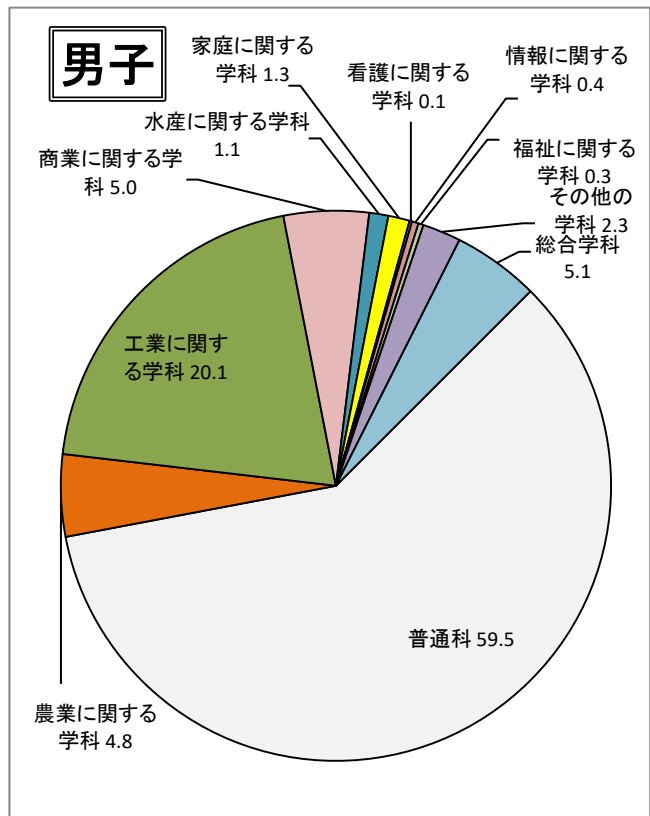
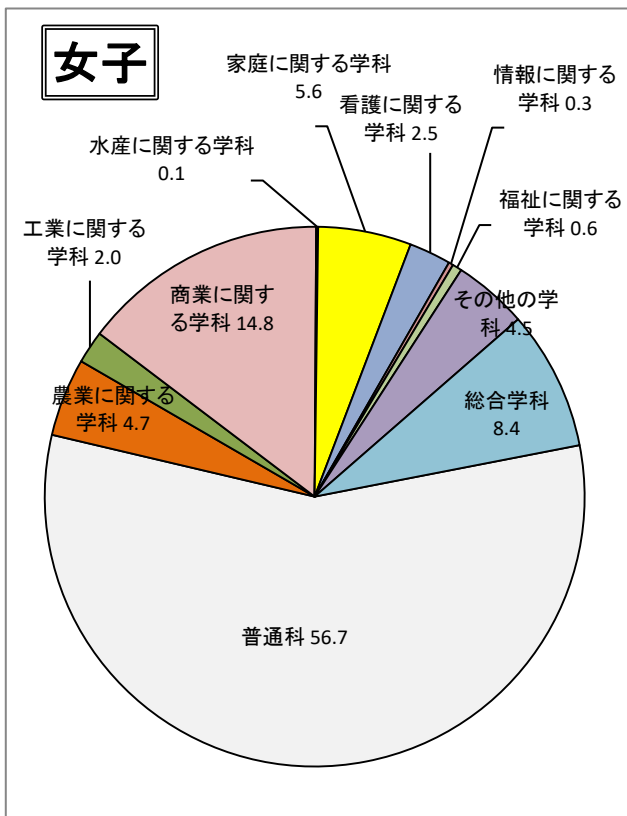
| 区分 | 県 | | | | | | 全国割合 | | |
|----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 総数 | | 女 | | 男 | | 総数(%) | 女(%) | 男(%) |
| | 生徒数(人) | 割合(%) | 生徒数(人) | 割合(%) | 生徒数(人) | 割合(%) | | | |
| 普通科 | 20,762 | 58.2 | 9,962 | 56.7 | 10,800 | 59.5 | 73.1 | 74.8 | 71.4 |
| 農業に関する学科 | 1,697 | 4.8 | 822 | 4.7 | 875 | 4.8 | 2.5 | 2.4 | 2.5 |
| 工業に関する学科 | 3,989 | 11.2 | 344 | 2.0 | 3,645 | 20.1 | 7.6 | 1.7 | 13.3 |
| 商業に関する学科 | 3,501 | 9.8 | 2,593 | 14.8 | 908 | 5.0 | 5.9 | 7.5 | 4.3 |
| 水産に関する学科 | 223 | 0.6 | 20 | 0.1 | 203 | 1.1 | 0.3 | 0.1 | 0.4 |
| 家庭に関する学科 | 1,208 | 3.4 | 980 | 5.6 | 228 | 1.3 | 1.2 | 2.1 | 0.3 |
| 看護に関する学科 | 467 | 1.3 | 440 | 2.5 | 27 | 0.1 | 0.4 | 0.8 | 0.0 |
| 情報に関する学科 | 119 | 0.3 | 48 | 0.3 | 71 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 福祉に関する学科 | 154 | 0.4 | 100 | 0.6 | 54 | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.1 |
| その他の学科 | 1,192 | 3.3 | 782 | 4.5 | 410 | 2.3 | 3.4 | 3.8 | 3.0 |
| 総合学科 | 2,390 | 6.7 | 1,467 | 8.4 | 923 | 5.1 | 5.4 | 6.3 | 4.6 |
| 計 | 35,702 | 100.0 | 17,558 | 100.0 | 18,144 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注1: 数値は令和元年5月1日現在

注2: 専攻科、別科、通信過程は含まない

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数の割合

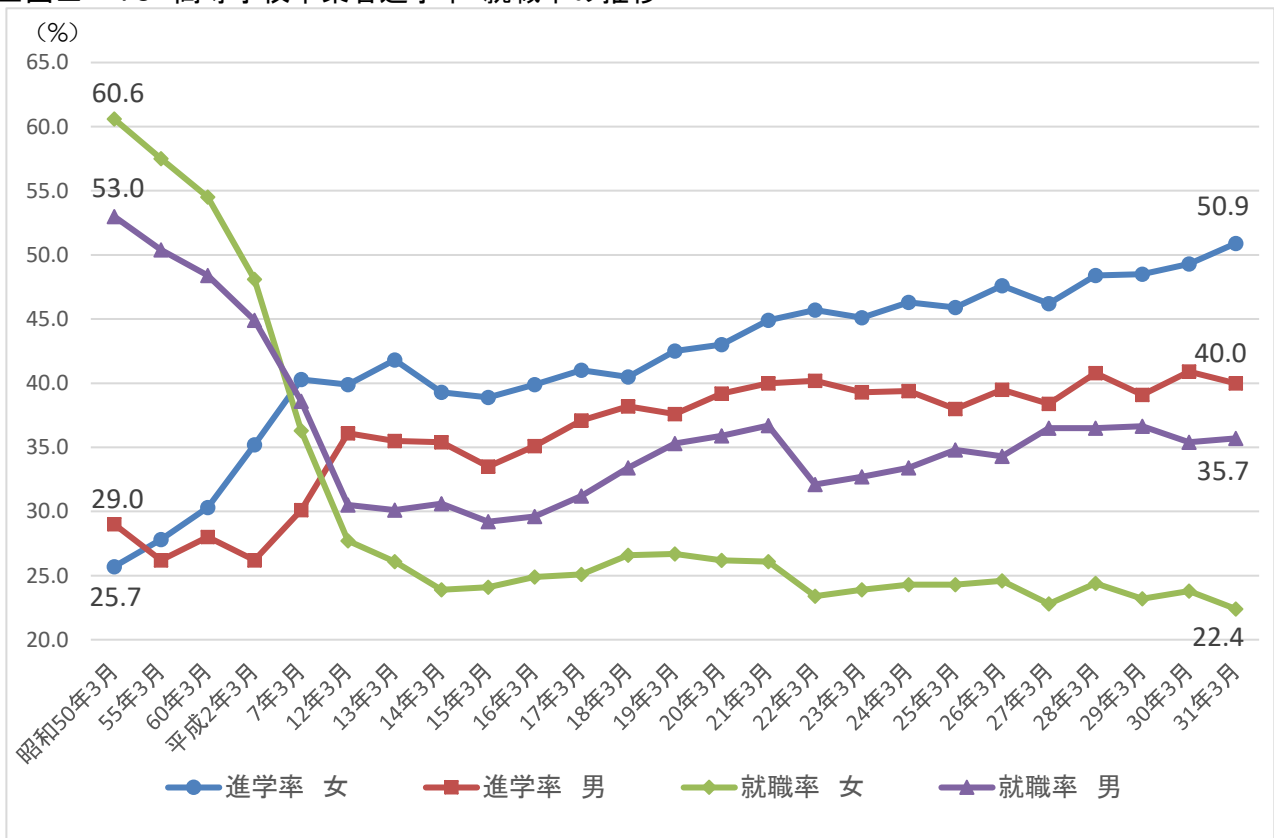


■表Ⅲ－10 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移

| 卒業年月 | 進学率(就職進学含む)(%) | | | 就職率(就職進学含む)(%) | | |
|----------|----------------|------|------|----------------|------|------|
| | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 |
| 昭和50年 3月 | 27.3 | 25.7 | 29.0 | 56.8 | 60.6 | 53.0 |
| 55年 3月 | 27.0 | 27.8 | 26.2 | 53.9 | 57.5 | 50.4 |
| 60年 3月 | 29.2 | 30.3 | 28.0 | 51.4 | 54.5 | 48.4 |
| 平成2年 3月 | 30.7 | 35.2 | 26.2 | 46.5 | 48.1 | 44.9 |
| 7年 3月 | 35.2 | 40.3 | 30.1 | 37.4 | 36.3 | 38.6 |
| 12年 3月 | 38.0 | 39.9 | 36.1 | 29.1 | 27.7 | 30.5 |
| 13年 3月 | 37.5 | 41.8 | 35.5 | 28.5 | 26.1 | 30.1 |
| 14年 3月 | 37.3 | 39.3 | 35.4 | 27.3 | 23.9 | 30.6 |
| 15年 3月 | 36.2 | 38.9 | 33.5 | 26.7 | 24.1 | 29.2 |
| 16年 3月 | 37.5 | 39.9 | 35.1 | 27.3 | 24.9 | 29.6 |
| 17年 3月 | 39.0 | 41.0 | 37.1 | 28.2 | 25.1 | 31.2 |
| 18年 3月 | 39.4 | 40.5 | 38.2 | 30.0 | 26.6 | 33.4 |
| 19年 3月 | 40.1 | 42.5 | 37.6 | 31.0 | 26.7 | 35.3 |
| 20年 3月 | 41.0 | 43.0 | 39.2 | 32.2 | 26.2 | 35.9 |
| 21年 3月 | 42.4 | 44.9 | 40.0 | 31.4 | 26.1 | 36.7 |
| 22年 3月 | 42.9 | 45.7 | 40.2 | 27.9 | 23.4 | 32.1 |
| 23年 3月 | 42.2 | 45.1 | 39.3 | 28.4 | 23.9 | 32.7 |
| 24年 3月 | 42.8 | 46.3 | 39.4 | 28.9 | 24.3 | 33.4 |
| 25年 3月 | 41.9 | 45.9 | 38.0 | 29.6 | 24.3 | 34.8 |
| 26年 3月 | 43.5 | 47.6 | 39.5 | 29.5 | 24.6 | 34.3 |
| 27年 3月 | 42.3 | 46.2 | 38.4 | 29.7 | 22.8 | 36.5 |
| 28年 3月 | 44.6 | 48.4 | 40.8 | 30.5 | 24.4 | 36.5 |
| 29年 3月 | 43.7 | 48.5 | 39.1 | 30.0 | 23.2 | 36.7 |
| 30年 3月 | 45.0 | 49.3 | 40.9 | 29.7 | 23.8 | 35.4 |
| 31年 3月 | 45.4 | 50.9 | 40.0 | 29.2 | 22.4 | 35.7 |

注: 通信制課程卒業生は含まない
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－10 高等学校卒業者進学率・就職率の推移

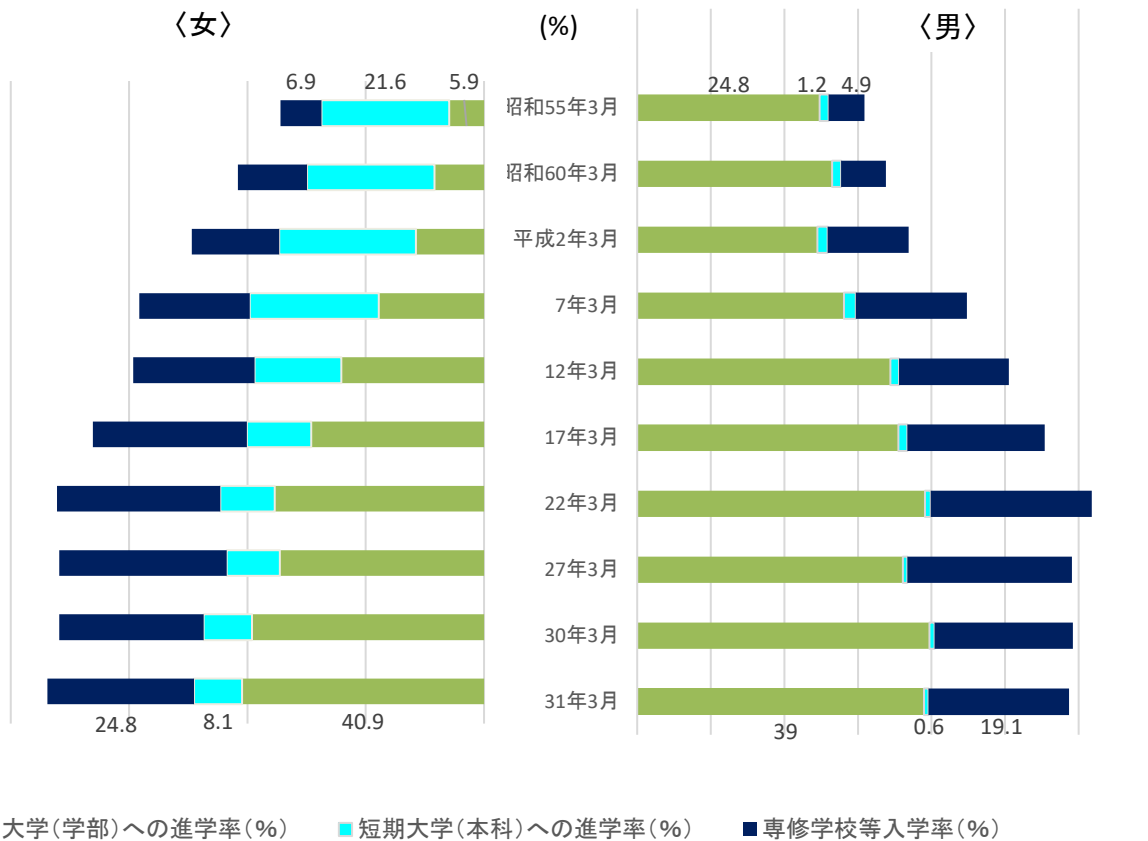


■表Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移

| 卒業年月 | 大学(学部)への進学率(%) | | | 短期大学(本科)への進学率(%) | | | 専修学校等入学率(%) | | |
|---------|----------------|------|------|------------------|------|-----|-------------|------|------|
| | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 | 総数 | 女 | 男 |
| 昭和55年3月 | 15.4 | 5.9 | 24.8 | 11.4 | 21.6 | 1.2 | 5.9 | 6.9 | 4.9 |
| 60年3月 | 17.5 | 8.4 | 26.5 | 11.4 | 21.5 | 1.2 | 8.9 | 11.7 | 6.1 |
| 平成2年3月 | 18.0 | 11.5 | 24.5 | 12.3 | 23.1 | 1.4 | 12.9 | 14.8 | 11.0 |
| 7年3月 | 23.0 | 17.8 | 28.1 | 11.7 | 21.8 | 1.6 | 16.9 | 18.7 | 15.1 |
| 12年3月 | 29.3 | 24.1 | 34.4 | 8.0 | 14.7 | 1.2 | 17.7 | 20.5 | 14.9 |
| 17年3月 | 32.4 | 29.2 | 35.5 | 6.1 | 10.9 | 1.2 | 22.4 | 26.0 | 18.7 |
| 22年3月 | 37.3 | 35.4 | 39.1 | 5.0 | 9.2 | 0.8 | 24.8 | 27.6 | 21.9 |
| 27年3月 | 35.3 | 34.5 | 36.1 | 4.8 | 9.0 | 0.6 | 25.4 | 28.3 | 22.4 |
| 30年3月 | 39.5 | 39.2 | 39.7 | 4.5 | 8.2 | 0.7 | 21.6 | 24.4 | 18.8 |
| 31年3月 | 39.9 | 40.9 | 39.0 | 4.2 | 8.1 | 0.6 | 21.9 | 24.8 | 19.1 |

注: 通信制課程卒業生は含まない
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移



(5) 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績

特定非営利活動法人「DV防止ながさき」への委託による学校等へのDV予防教育は、令和元年度は、中学校170人、高等学校5,303人に対して実施した。

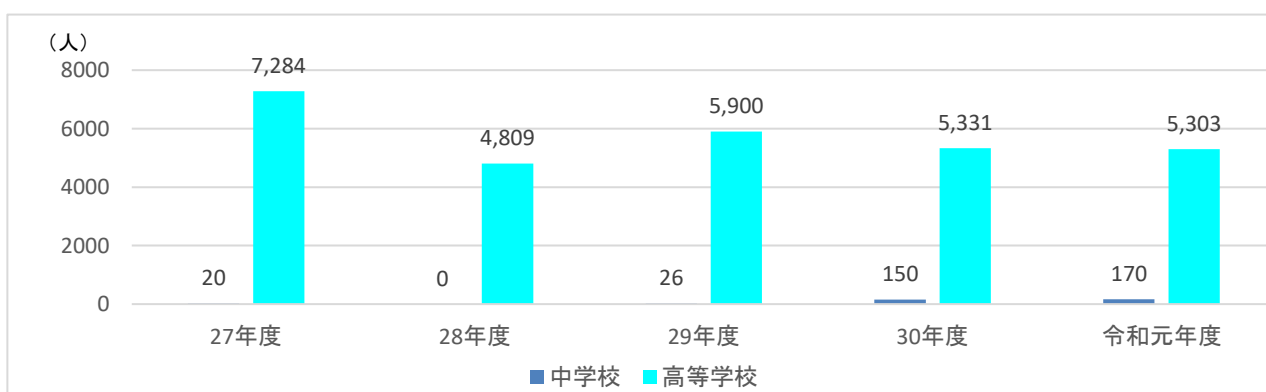
■表Ⅲ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)

(単位:人)

| | 平成27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 中学校 | 20 | 0 | 26 | 150 | 170 |
| 高等学校 | 7,284 | 4,809 | 5,900 | 5,331 | 5,303 |

資料: 県子ども家庭課調

■図Ⅲ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)



(6) 児童生徒の携帯電話所有率

令和元年度の県内小・中・高校生携帯電話の自己所有については、小学校高学年は5割弱、中学生は6割であり、高校生においてはほぼ全員の生徒が携帯電話を所有している。

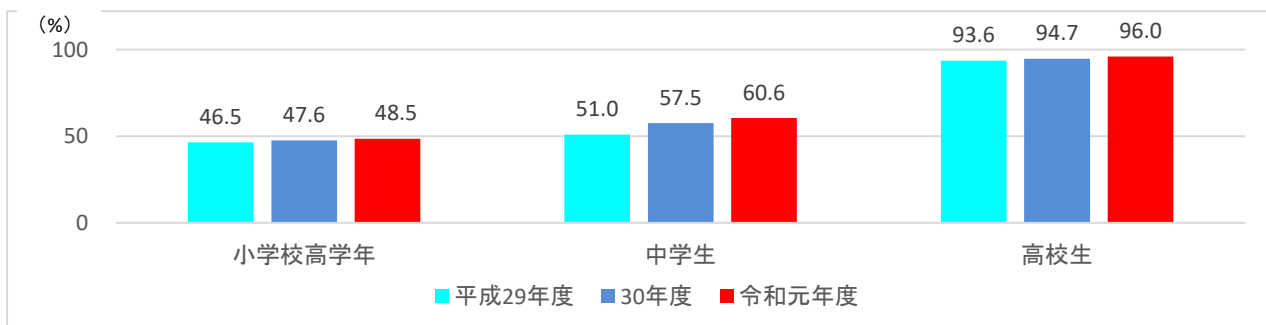
■表Ⅲ－13 児童生徒の携帯電話所有率

(単位:率)

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|------|-------|
| 小学校高学年 | 46.5 | 47.6 | 48.5 |
| 中学生 | 51.0 | 57.5 | 60.6 |
| 高校生 | 93.6 | 94.7 | 96.0 |

資料: 県教育庁調

■図Ⅲ－13 児童生徒の携帯電話所有率



(7) 大学の状況

全国の大学生の女性の数は、平成元年の518,283人から令和2年には1,193,465人と約2倍に増加している。
なお、男性の数は微増にとどまっているが、依然として女性を上回っている。

■表Ⅲ－14 大学の関係学科別・男女別在学生数(全国)

| 区分 | 平成元年度 | | | | | |
|------|-----------|-------|---------|--------|-----------|-------|
| | 総数 | | 女 | | 男 | |
| | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) |
| 人文学 | 290,387 | 15.1 | 188,390 | 36.35 | 101,997 | 7.23 |
| 社会科学 | 759,636 | 39.4 | 98,977 | 19.10 | 660,659 | 46.83 |
| 理学 | 63,997 | 3.3 | 11,695 | 2.26 | 52,302 | 3.71 |
| 工学 | 379,405 | 19.7 | 12,840 | 2.48 | 366,565 | 25.98 |
| 農学 | 64,975 | 3.4 | 12,245 | 2.36 | 52,730 | 3.74 |
| 保健 | 117,712 | 6.1 | 43,866 | 8.46 | 73,846 | 5.23 |
| 商船 | 1,687 | 0.1 | 74 | 0.01 | 1,613 | 0.11 |
| 家政 | 35,794 | 1.9 | 35,339 | 6.82 | 455 | 0.03 |
| 教育 | 139,565 | 7.2 | 75,103 | 14.49 | 64,462 | 4.57 |
| 芸術 | 47,005 | 2.4 | 30,568 | 5.90 | 16,437 | 1.17 |
| その他 | 28,974 | 1.5 | 9,186 | 1.77 | 19,788 | 1.40 |
| 計 | 1,929,137 | 100.0 | 518,283 | 100.00 | 1,410,854 | 100.0 |

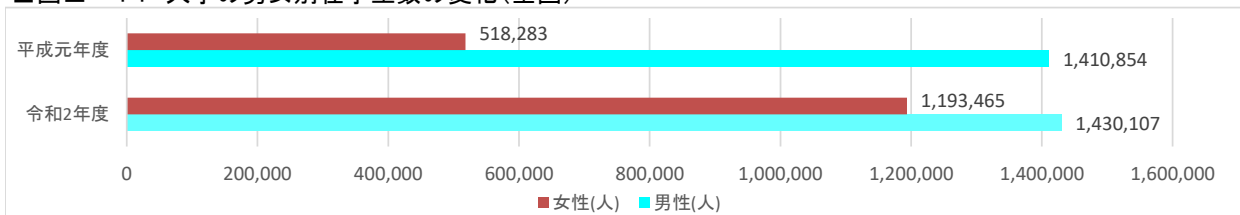
| 区分 | 令和2年度 | | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 総数 | | 女 | | 男 | |
| | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) |
| 人文学 | 364,474 | 13.9 | 237,533 | 19.90 | 126,941 | 8.88 |
| 社会科学 | 835,595 | 31.8 | 297,938 | 24.96 | 537,657 | 37.60 |
| 理学 | 78,353 | 3.0 | 21,806 | 1.83 | 56,547 | 3.95 |
| 工学 | 382,341 | 14.6 | 59,858 | 5.02 | 322,483 | 22.55 |
| 農学 | 77,622 | 3.0 | 35,046 | 2.94 | 42,576 | 2.98 |
| 保健 | 339,048 | 12.9 | 213,016 | 17.85 | 126,032 | 8.81 |
| 商船 | 411 | 0.0 | 74 | 0.01 | 337 | 0.02 |
| 家政 | 72,117 | 2.7 | 64,307 | 5.39 | 7,810 | 0.55 |
| 教育 | 189,986 | 7.2 | 112,315 | 9.41 | 77,671 | 5.43 |
| 芸術 | 74,755 | 2.8 | 51,305 | 4.30 | 23,450 | 1.64 |
| その他 | 208,870 | 8.0 | 100,267 | 8.40 | 108,603 | 7.59 |
| 計 | 2,623,572 | 100.0 | 1,193,465 | 100.0 | 1,430,107 | 100.0 |

注1: 数値は令和2年5月1日現在

注2: 短期大学の学生数は含まない

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－14 大学の男女別在学生数の変化(全国)



(8) 短期大学(本科)の状況

全国の短期大学生の女性の数は、平成元年の415,522人から令和2年には92,414人と4分の1に減少している。

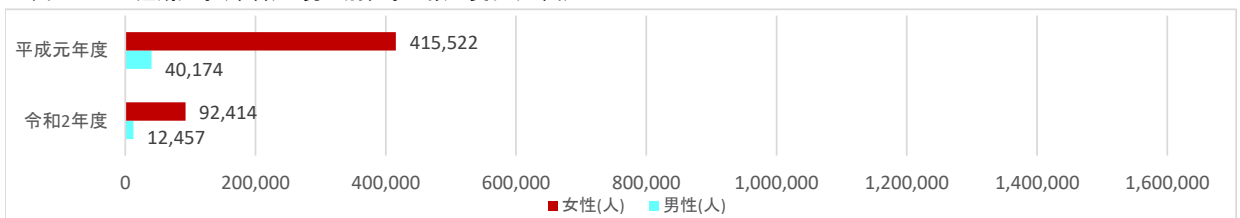
■表Ⅲ－15 短期大学(本科)の男女別在学生数(全国)

| 年度 | 総数 | | 女 | | 男 | |
|------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) | 学生数(人) | 割合(%) |
| 平成元年 | 455,696 | 100.0 | 415,522 | 91.2 | 40,174 | 8.8 |
| 令和2年 | 104,871 | 100.0 | 92,414 | 88.1 | 12,457 | 11.9 |

注: 数値は令和2年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－15 短期大学(本科)の男女別在学生数の変化(全国)



Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

1 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための指標の達成状況

| 基本目標 | 番号 | 項目 | 基準値 (年度) | R1目標値 | R1実績値 | 目標値 (達成年度) | 所管課 |
|-------------------------------------|----|--|-----------------|--------|--------|----------------|---------------|
| <Ⅰ> あらゆる分野における 女性の活躍 | 1 | 県の審議会等委員への女性の登用率 | 34% (H26) | 39.5% | 37.3% | 40% (R2) | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 2 | 事業所における係長級以上に占める女性の割合 | 23.7% (H26) | 29.0% | 29.6% | 30% (R2) | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 3 | 県の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(知事部局) | 5.0% (H27) | — | 9.3% | 14% (R2) | 人事課 |
| | 4 | 県の男性職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率(知事部局) | 95% (H26) | — | 90.7% | 100% (R2) | 人事課 |
| | 5 | 「ウーマンズジョブほっとステーション」における年間就職者数 | 16人 (H26) | 458人 | 523人 | 458人 (R2) | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 6 | 女性人材ネットワーク登録件数(累計) | 0件 (H26) | 90件 | 98件 | 100件 (R2) | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 7 | 「大浦お慶起業家育成プログラム」における起業件数(累計) | 0件 (H26) | 50件 | 9件 | 50件 (R1) | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 8 | 休暇の取得促進、残業時間の縮減等、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合 | 60.6% (H26) | 78% | 79.2% | 80% (R2) | 雇用労働政策課 |
| | 9 | 高齢者・女性など誰もが働きやすい浮棧橋、防風施設、防暑施設等の整備を行う漁港数(累計) | 28漁港 (H26) | 54漁港 | 54漁港 | 60漁港 (R2) | 漁港漁場課 |
| | 10 | グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数 | 1,745人 (H26) | 2,050人 | 1,901人 | 2,100人 (R2) | 漁政課 農山村対策室 |
| <Ⅱ> 安全・安心な暮らしの 実現 | 11 | ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率 | 100% (H26) | 100% | 100% | 100% (R2) | こども家庭課 |
| | 12 | 子宮がん検診受診率 | 33.7% (H27) | 50.0% | 18.4% | 50% (R5) | 医療政策課 |
| | 13 | 乳がん検診受診率 | 22.6% (H27) | 50.0% | 15.6% | 50% (R5) | 医療政策課 |
| | 14 | 生活困窮者自立支援事業における就労・増収率 | — | 60.0% | 54.0% | 40% (R2) | 福祉保健課 |
| | 15 | 県事業によるひとり親家庭の就職者数(母子・父子家庭) | 71人 (H26) | 100人 | 59人 | 100人 (R2) | こども家庭課 |
| <Ⅲ> 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤の 整備 | 16 | 保育所持機児童数 | 95人 (H26) | 0人 | 70人 | 0人 (R2) | こども未来課 |
| | 17 | 放課後児童クラブ待機児童数 | 99人 (H26) | 14人 | 29人 | 0人 (R2) | こども未来課 |
| | 18 | 病児保育実施施設数 | 35か所 (H26) | — | 40か所 | 43か所 (R2) | こども未来課 |
| | 19 | 地域包括ケアシステムの構築割合 | 1% (H26) | 20% | 69.4% | 80% (R2) | 長寿社会課 |
| | 20 | 公立中学校・高等学校における、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)の実施率 | 10.7% (H26) | 100.0% | 100.0% | 100% (R2) | 体育保健課 |
| | 21 | 携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率 | 70% (H26) | 78% | 62.5% | 80% (R2) | こども未来課 |
| | 22 | 「男女共同参画社会」という用語の認知度 | 79.2% (H27) | 83.5% | 78.8% | 85% (R2) | 男女参画・女性活躍推進室 |

※番号12、番号13及び番号19については最新値としてH30実績値を掲載

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|------------------------|---|---|---|---------------|
| (1) 審議会等の委員への女性の参画促進 | ①県が設置する審議会等の委員への女性の参画推進 【活動】 ・計画目標である女性登用率40.0%(R3.4.1)の達成に向け、審議会等ごとの年次別登用計画を作成し、「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」(H12年5月)に基づき、学識経験者、団体推薦、公募委員を中心に計画的な女性登用を推進した。 ・毎年度、登用の進捗状況を調査・公表するとともに、男女共同参画審議会等に報告し、その進捗管理を図った。 ・各審議会委員選任時には、事前協議を行うとともに、女性人材の紹介などを行った。 【成果】 ・登用実績 年度 H27 H28 H29 H30 R1 登用率 34.4% 34.8% 35.1% 35.0% 37.3% | 下記の理由等により女性委員の登用率が伸び悩んでいる。 ・法律等により委員が行政機関の長などの職務を指定されている場合があり、そのポストにある女性が少ない。 ・審議会では、専門的な審理・採択を行うことから、関係団体も専門的な知識を有するとともに、その分野の代表として発言に責任を持てる立場の人材を推薦することになるため、団体の代表や役員を推薦することが多く、その代表や役員に女性が少ない。 | 【今後の取組】 ・これまでの進捗状況、国等の状況を勘案し、5年後の新たな目標値を設定し、審議会ごとの5か年登用計画を策定する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①審議会委員の改選の際には、新たに女性委員を積極的に登用するよう審議会所管課(室)と個別に協議を実施する。 ②特に女性委員の登用率が低い審議会等については、委員の選任等において、他県の取組事例も参考にしながら事前協議等を行う。 ③審議会委員の候補となる女性人材の紹介を行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ②市町に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ 【活動】 ・毎年度、市町担当者会議等で各市町の女性委員登用の状況について情報提供を行い、各市町での女性委員登用の促進を依頼 【成果】 ・登用実績 年度 H27 H28 H29 H30 R1 登用率22.7% 23.4% 23.9% 24.8% 24.3% | ・市町の審議会においても女性委員の登用率が伸び悩んでいる。 ・目標を設定していない市町がある。 | 【今後の取組】 ・市町担当者への女性委員登用率向上の呼びかけ。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町担当者会議等の際に女性委員登用率の現状を示し、登用率の向上等を呼びかける。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ③女性の人材に関する情報の充実と提供 【活動】 ・県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどで情報発信、情報提供を行った。 【成果】 ・ながさき女性の活躍応援サイト(R1までは大浦お慶ホームページ)での女性ロールモデルの掲載(女性人材ネットワーク登録件数) H26:0件→R3.2:101件 ※最終目標:100件(R2年度末) | ・地域によって登録件数に差があるため、登録件数の少ない地域の女性人材の掘り起こしを強化する必要がある。 ・主に自営業や起業、地域活動等の分野での女性人材の掲載が多く、企業に勤めている女性についての情報量が少ない。 | 【今後の取組】 ・引き続き、女性人材登録促進に向け、庁内各部署、市町、企業等から幅広い分野の女性人材の情報収集を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R2年度に「大浦お慶ホームページ」のリニューアルを実施し、「ながさき女性の応援サイト」において地域で活躍する女性ロールモデルを紹介 ・市町、推進員、アドバイザー等への情報提供依頼 ・庁内関係課、関係団体等への情報提供依頼 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ④女性の積極的な参画に向けた啓発の推進 【活動】 広報誌やラジオ番組、ホームページなどのあらゆる広報媒体を通して、起業や地域活動により県内で活躍する女性たちの紹介や情報発信等を実施した。 ・ラジオ番組における延べ出演者数(H28～R1) 延べ96人 ・情報誌「きらりあ」発行回数 (H28) (H29) (H30) (R1) 3回 3回 3回 2回 21,000部 17,500部 19,500部 17,500部 【成果】 ー | ・ラジオは啓発効果が見えにくいためR1で終了。より効果的な啓発手段について検討する必要がある。 | 【今後の取組】 ・引き続き、情報誌の発行や市町、推進員等と連携した普及啓発に取り組んでいくとともに、SNSやホームページ等を活用した情報発信に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・大浦お慶ホームページのリニューアル ・SNS(Twitter)の発信力強化 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (2) 県における管理職等への女性の登用推進 | ①県における女性の登用推進 【活動】 ・若手女性職員をできる限り本庁に配置して多様な経験を積ませるなど、計画的なキャリア形成を実施 ・意欲ある女性職員を国や他県、県内市町などの外部研修へ積極的に派遣し、キャリアアップを支援 ・意欲と能力のある女性職員を本庁課長補佐や係長ポストに積極的に登用し、将来指導的地位に成長していく人材の育成・確保を図るとともに、女性職員の管理職への登用を推進 ・女性向け研修会の実施(R1.8開催) ・希望降任制度の導入(H29.12施行) 【成果】 ・係長ポスト以上の女性役職者の割合 H28.4:15.0%、H29.4:15.6%、H30.4:16.3%、H31.4:16.7%、R2.4:18.0% ・管理職(課長級以上)に占める女性の割合 H28.4:6.2%、H29.4:6.8%、H30.4:8.5%、H31.4:9.3%、R2.4:13.4% | ・女性職員の管理職への登用に関する不安解消や、意欲の更なる醸成 | 【今後の取組】 ・女性職員のキャリア形成・キャリアアップを支援するとともに、引き続き、意欲と能力のある女性職員を管理職へ積極的に登用する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・管理職に占める女性の割合に関する令和7年4月1日を達成時とする目標値を、これまでの進捗状況、国及び他県の状況等を勘案し設定する。 ・女性職員のキャリア形成をサポートしていくための研修や派遣を引き続き実施する。 | 人事課 新行政推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|------------------------|--|---|---|----------------------------------|
| (2) 県における管理職等への女性の登用推進 | 【活動】 ・意欲と能力のある女性職員について、管理職への登用を積極的に行っている。 ・各種指導主事研修会や校長会等の管理職研修会、並びに学校訪問等において、女性教職員の主任への登用や中央研修等の参加など、キャリアアップに向けた取組をお願いした。また、女性が管理職試験を受験しやすいように制度を見直した。 【成果】 ・小中学校では、令和2年度における教頭受験者に占める女性職員の割合が7.4%から11.7%と4.3ポイント伸びた。 ・小中学校(県立中含む)における女性管理職の状況 H30年4月 7.2%→H31年4月 8.3%→R2年4月 8.6% ・県立学校(県立中除く)における女性管理職の状況 H30年4月 14.9%→H31年4月:15.9%→R2年4月 19.7% | 家庭の状況により、一歩踏み出すことができない女性職員がいる。 | 【今後の取組】 ・今後も丁寧の説明し、周知を図るとともに、女性職員の人材登用については、ふさわしい人物を育て、積極的に登用していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・制度の見直しを丁寧の説明周知し、校長が寄り添いながら課題解決に向けた働きかけを行うよう指導する。 | 教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課 |
| | 【活動】 ・新規登用ポストの拡大 ・女性職員の登用拡大を意識付ける研修会の実施 ・女性職員登用拡大施策に関する情報発信 【成果】 ・H30年度に女性一般職員初の所属長、R元年度に女性警察官初の附置機関の長、R2年度に女性警察官初の警察署刑事課長登用等幹部職への女性職員の登用拡大がなされた。 | ・真に女性職員の活躍に結びつくポストへの登用拡大とそれに伴う配置検証の必要性 | 【今後の取組】 ・女性職員を対象とした幹部職員登用への意欲向上の推進 ・女性を取り巻く現状を女性職員を含めた全職員に正しく理解してもらう機会を設ける。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性職員がやりがいを持てる業務の把握・拡充 ・配置希望調査、所属ヒアリング等を活用した組織的な女性職員の活躍意欲を促進する人事配置を図る。 | 警務課 |
| | 【活動】 ・自治大学校特別課程へ女性職員を参加させ、その資質向上を図る。 ・女性向け研修会の実施(R1.8開催) 【成果】 ・自治大学校特別課程への女性職員の参加実績 H28 H29 H30 R1 2名 2名 2名 2名 | ・中堅職員は育児を行っている世代であり、自治大学校特別課程は長期に渡る研修のため、候補者の選定を慎重に行っている。 | 【今後の取組】 ・引き続き、同課程への女性職員の参加及び女性向け研修会を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・育児を行っている職員も含めて意欲のある女性職員の選定を行い、同課程のカリキュラム等を丁寧に説明し、参加意欲の向上及び不安の払拭を図る。 | 人事課 |
| ②県における中堅女性職員の育成、能力開発 | 【活動】 ・モデルリーダー研修会等の参加呼びかけやキャリアアップの重要性を研修会等で指導した。 ・女性教職員を対象とした学校経営研修会を開催し、女性教員の活躍推進、活力ある学校経営の在り方についての研修を実施した。 【成果】 ・管理職に占める女性の割合は、小・中学校、県立学校とも着実に増加している。 | ・校長の意識の中で、年功序列や男性職員を主任層に登用したほうがうまくいくという考え方があがる。 ・中堅女性職員の多くが子育てとの両立に不安を抱えている。 | 【今後の取組】 ・幅広い職域への配置や研修の実施等により、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用にに向けた人材育成・能力開発を図る。 ・次代を担うモデルリーダー研修講座において、引き続き女性職員の参加を呼びかけるとともに、育成と能力開発を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・今後も根気強く呼びかけていく。 | 義務教育課 高校教育課 |
| | 【活動】 ・出産・育児休業を経た中堅女性警察官を含め、女性警察官を積極的に専務部門(生活安全部門、刑事部門、交通部門及び警備部門)へ任用し、実務能力の向上及び育成を図った。 ・女性職員の今後のキャリア形成を見据えた専務部門への配置を実施した。 ・各種研修会を実施した。 ・夫婦同一所属配置により育児中の中堅女性の活躍を推進した。 ・中堅女性職員のキャリア形成維持に配慮したキャリアアップサポートポスト等への配置を実施した。 【成果】 ・女性警察官の専務部門任用率の拡大 H28 41.89% → R2 49.26% ・出産育児等で専務部門への登用のタイミングを逃した女性職員を対象とした部門配置と一時専務部門から離れた女性職員の積極的登用により、個々の能力向上を図った。 | ・中堅層における育児・介護等に伴う働き方に制約のある女性職員の増加により、本人の希望業務と配置とのずれが今後多くなるおそれがある。 | 【今後の取組】 ・育児介護による働き方に制約のある職員を始めとした個々の職員に必要となる支援を具体的に把握するとともに、職員の要望を踏まえた配置を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・中堅女性職員にキャリアプランを意識付け、職員自身が能力向上に努めるための研修や情報発信方策を図るとともに、各種情報収集による適材適所の配置を推進する。 | 警務課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|--|---|--------------|
| (3) 「ながさき女性活躍推進会議」及び女性人材育成等による各分野における女性の参画促進 | ①「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進 【活動】 ・「ながさき女性活躍推進会議」の趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員を増やすことで、女性活躍推進への気運醸成を図った。 ・県内企業の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業の表彰を実施 ・経営者等向けセミナー、イクボス養成セミナー、管理職登用に向けた女性人材育成講座を実施 (回) H28 H29 H30 R1 経営者向けセミナー 31 8 7 2 イクボス養成セミナー 1 1 女性人材育成講座 2 3 3 3 【成果】 ・ながさき女性活躍推進会議会員数 ①趣旨賛同会員②自主宣言登録会員 H28 H29 H30 R1 ① 188 208 242 265 ② 115 128 143 159 ・企業表彰実績(表彰企業数) H28 H29 H30 R1 大賞 1 3 3 3 優秀賞 2 1 1 | ・さらに趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員を増やしていく必要がある。 ・女性活躍推進企業の見える化を行うことにより企業等の女性活躍推進の気運醸成を図る。 | 【今後の取組】 ・引き続き、ホームページの活用や事業実施の際に趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員への登録を呼びかける。 ・県内の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、引き続き企業表彰を実施するとともに、受賞企業等の取組について広く紹介していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ホームページ等での広報や経営者セミナー等で女性活躍推進が企業の成長力強化へ資するとの理解促進を図ること等により会員の増加へつなげる。 ・ホームページやパンフレットを活用し、受賞企業の取組を広く広報する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ②農林水産業や商工業等における女性の参画促進 【活動】 ・商工会議所及び商工会等が実施する若手後継者等育成支援事業(女性部活動推進費)へ県が補助(小規模事業経営支援事業費補助金)を行うことで、商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動を支援した。 【成果】 商工会議所・商工会における役員登用実績 年度 H28 H29 H30 R1 R2 登用率 4.4% 4.4% 4.3% 4.4% 4.7% | ・商工会議所・商工会の会員企業において、女性の適任者や希望する女性経営者等が少ないなどの理由により、女性役員の登用が伸び悩んでいる。 | 【今後の取組】 ・引き続き、商工会議所及び商工会等が実施する若手後継者等育成支援事業(女性部活動推進費)への支援を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動の支援を行う。 | 産業政策課 |
| | 【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を行った。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援した。 【成果】 ・漁協女性部と他業種への交流が促進され、漁協女性部活動の普及につながった。 | ・漁協女性部員の高齢化や減少により、活動が低調になっている。 | 【今後の取組】 ・今後も漁協女性部の活動に対する理解を深めるため、県漁協女性部と連携し、各種講習会などの取組みを支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、各地区女性部へ県事業等の周知を行うことにより、各地区女性部活動の活性化を図る。 | 水産経営課 |
| | 【活動】 ・関係機関と連携し、農業委員や農業協同組合の役員に占める女性の割合の向上について推進。 【成果】 ・農業委員に占める女性の割合:12.8%(R2.8月現在) ・農業協同組合の役員に占める女性の割合:8.9%(R2.7月現在) | ・役員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、国の第4次男女共同参画基本計画(H27.12月閣議決定)における目標値(農業委員割合:30%、JA役員:15%)には依然として達していない。 | 【今後の取組】 ・次世代の女性農業者からリーダーを育成する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会の開催による意識醸成 | 農政課 |
| ③役職段階に応じた女性人材の育成と登用促進 【活動】 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナーを実施したほか、女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援した。 【成果】 事業所における管理職(係長級以上)に占める女性の割合 H28:27.9%、H29:28.4%、H30:27.3%、R1:29.6% | ・女性管理職が少ない理由として「必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ないため」という意見があることから、引き続き、指導的地位に占める女性を増やすための女性人材の育成等が必要である。 | 【今後の取組】 ・引き続き、ながさき女性活躍推進会議と連携して、経営者等の意識改革促進や管理職登用にに向けた女性人材育成事業等に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・経営者等向けセミナー、イクボス養成セミナー、管理職登用にに向けた女性人材育成講座等を実施していく。 | 男女参画・女性活躍推進室 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------------------|--------|-----|----|----|---|---|---|---|-----|---|--|---|---|---|---|--------------|
| (3) 「ながさき女性活躍推進会議」及び女性人材育成等による各分野における女性の参画促進 | ④女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所の認証等 【活動】 ・県内企業の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業の表彰を実施 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」を発行し、男女共同参画の状況の見える化を行った。 【成果】 企業表彰実績(表彰企業数) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>大賞</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>優秀賞</td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table> | | H28 | H29 | H30 | R1 | 大賞 | 1 | 3 | 3 | 3 | 優秀賞 | 2 | | 1 | 1 | ・女性活躍推進企業の見える化を行うことにより企業等の女性活躍推進の気運醸成を図る。 ・引き続き、長崎県の男女共同参画の状況の見える化を行う。 | 【今後の取組】 ・県内の女性活躍推進への気運醸成を促進するため、引き続き企業表彰を実施するとともに、受賞企業等の取組について広く紹介していく。 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 【課題解決に向けた具体的な取組】 ホームページやパンフレットを活用し、受賞企業の取組を広く広報する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 大賞 | 1 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| 優秀賞 | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【活動】 ・年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を県が優良企業として認証する制度「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称Nびか)」の制度創設(H28年度)及び認証取得促進に取り組んだ。 【成果】 ・認証企業数 H28:15、H29:17、H30:29、R1:25 | ・令和元年度の労働条件等実態調査では、女性の活躍推進のための取組みとして「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」と回答した事業所が44.2%となっており、企業等にさらなる意識改革を働きかける必要がある | 【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【活動】 ・入札参加者の格付において、女性管理職を雇用する建設企業に対して加点し評価を行うことで、女性の活躍に取組む企業の普及促進を図った。 【成果】 ・H28年度に加点制度を導入し、R2年度には管理職全体に占める女性管理職の割合が10%以上となっている建設企業が約40社となった。 | ・建設業は現場中心の職域であり、女性活躍の場が限られているため、業界全体への広がりが見られない。 | 【今後の取組】 ・関係課と協議しながら、評価指標の見直しを行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・建設企業が取り組みやすい評価指標への見直しを検討する。 | 男女参画・女性活躍推進室 監理課 | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|---|---|---|--------------|
| (1) 「ながさき女性活躍推進会議」等を通じた仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し | <p>【活動】</p> <p>ながさき女性活躍推進会議と連携し、経営者向けセミナー、イクボス養成セミナー、管理職登用にに向けた女性人材育成講座、優良企業表彰等を実施し、女性活躍推進の気運醸成を図った。</p> <p>・各種セミナーの開催回数 (回) H28 H29 H30 R1 経営者向けセミナー 31 8 7 2 イクボス養成セミナー 1 1 女性人材育成講座 2 3 3 3</p> <p>・企業表彰実績(表彰企業数) H28 H29 H30 R1 大賞 1 3 3 3 優秀賞 2 1 1</p> <p>【成果】</p> <p>事業所における管理職(係長級以上)に占める女性の割合(%) H28 H29 H30 R1 27.9 28.4 27.3 29.6</p> | <p>・さらに女性活躍推進のための経営者等の意識改革と社会的な気運の醸成を促進していく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・引き続き、経営者向けセミナーや企業表彰等を実施していくことにより経営者等の意識改革や社会的な気運醸成を促進する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・経営者セミナー、イクボス養成セミナー、管理職登用にに向けた女性人材育成講座、企業表彰等の実施</p> | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>【活動】</p> <p>・労働組合、経営者団体、県、労働局の7団体が労働環境や処遇改善などに向けて「働き方改革等推進のための長崎県7者会議」を設置(H27年度)</p> <p>・毎年度、労働環境の現状と課題、取組みについて会議を実施し、情報共有</p> <p>・働き方改革セミナーの開催、パンフレットによる周知(H29年度)</p> <p>・九州経済産業局が加わり、「ながさき働き方改革推進会議」と改称(H29年度)</p> <p>・若者の県外流出、急速に進む少子高齢化といった喫緊の課題に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進は優秀な人材確保のための最重要課題であることから、平成31年4月からの「働き方改革関連法」の順次施行を踏まえ、公労使が連携して「働く時間」「生活する時間」「休息する時間」の価値を高めることに取組む、「時間を大切に」する県、長崎県「アピール文」を発表(H30年度)</p> <p>・働き方改革セミナー(～「働く、が変わる」テレワーク～)実施(R1年度)</p> <p>【成果】</p> <p>・セミナー参加者 H27年度(2回、118名)、H28年度(2回、115名)、H29年度(1回、約80名)、H30年度セミナー開催なし R1年度(1回、96名)</p> | <p>・令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。</p> <p>・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。</p> | 雇用労働政策課 |
| | <p>【活動】</p> <p>・仕事と子育ての両立に関する意識啓発として厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の広報を行った。</p> <p>【成果】</p> <p>—</p> | — | <p>【今後の取組】</p> <p>・引き続き、仕事と子育ての両立に関する意識啓発として、厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の広報を行う。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】—</p> | こども未来課 |
| | <p>【活動】</p> <p>・職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、事業所における雇用・職場環境の改善や一般事業主行動計画の策定を促進</p> <p>【成果】</p> <p>・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社</p> <p>【活動】</p> <p>・年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取組む県内企業を県が優良企業として認証する制度「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称Nびか)」の制度創設(H28年度)</p> <p>【成果】</p> <p>・認証企業数 H28:15、H29:17、H30:29、R1:25</p> | <p>・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の策定を促進することにより男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・一般事業主行動計画の策定につながる取組を継続して実施</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・女性活躍企業の見える化の推進や他部局や経済団体、労働局との連携を強化して行動計画の策定を促進する。</p> | 男女参画・女性活躍推進室 |
| <p>【活動】</p> <p>・年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取組む県内企業を県が優良企業として認証する制度「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称Nびか)」の制度創設(H28年度)</p> <p>【成果】</p> <p>・認証企業数 H28:15、H29:17、H30:29、R1:25</p> | <p>・認証企業が少ない状況にあることから、さらに認証企業拡大を目指すため、企業等における職場環境の改善に向けた取組の促進を図り、意識改革を働きかける必要がある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。</p> | 雇用労働政策課 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | |
|---|---|--|--|--|--------------|
| (1) 「ながさき女性活躍推進会議」等を通じた仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し | ②仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」を登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図った。(R1～) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宣言団体数 R2:439件 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」を登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係各部署や市町等と連携しながら、企業、団体等への働きかけを行う。 | こども未来課 | |
| | | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の格付において、誰もが働きやすい職場づくりを実践する建設企業に対して加点し評価を行うことで、仕事と家庭の両立に取り組む企業の普及促進を図った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> H29年度に加点制度を導入し、R2年度には誰もが働きやすい職場づくりを実践する企業として認証を受けた建設企業が約10社となった。 | <ul style="list-style-type: none"> 建設業は現場中心の職域であり、女性活躍の場が限られているため、業界全体への広がりが見られない。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係課と連携を図りながら、普及啓発に努めていく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会やセミナー等において評価制度の紹介や取組の必要性について説明を行うなど普及啓発に取り組んでいく。 | 監理課 |
| | | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、事業所における雇用・職場環境の改善や一般事業主行動計画の策定を促進 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社 | <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を促進することにより男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定につながる取組を継続して実施 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍企業の見える化の推進や他部署や経済団体、労働局との連携を強化して行動計画の策定を促進する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が共に家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、職場の理解や男性自身の意識の醸成を図ることで家庭での家事育児等のシェアを促進 <p>R1:イクボス動画・チェックシートの制作、イクボス川柳の実施(第一生命と共催)等</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> イクボスという言葉の認知度が上昇 R1.5:12.1% → R2.9:50.8%(調査方法は異なる) | <ul style="list-style-type: none"> 企業経営者や管理職等へイクボスに対する理解促進を図っていく必要がある。 男性の家事・育児等への参画を促進していく必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の家事育児等参画促進のために効果的な手段等について検討し、実行する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> R2年度はイクメン・カジメンをテーマとした啓発コンテンツを制作し、男性の男性の家事育児等参画に対する意識改革促進を図る。 県との連携協定企業等の協力企業と連携し、イクボス、イクメン・カジメン等の普及促進に取り組む。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> アドバイザー派遣件数 H28:11件、H29:16件、H30:34件、R1:6件 就業規則研修会参加者(H30以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 県内中小企業のテレワーク導入に対して経費の助成などを行い、県内中小企業の働き方改革促進等を支援する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 | |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、事業所における雇用・職場環境の改善や一般事業主行動計画の策定を促進 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社 | <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の策定を促進することにより男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定につながる取組を継続して実施 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍企業の見える化の推進や他部署や経済団体、労働局との連携を強化して行動計画の策定を促進する。 | 男女参画・女性活躍推進室 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|--|--|---|---------------|
| (1) 「ながさき女性活躍推進会議」等を通じた仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し ④働き方の見直しの推進 | 【活動】 ・労働組合、経営者団体、県、労働局の7団体が労働環境や処遇改善などに向けて「働き方改革等推進のための長崎県7者会議」を設置(H27) ・毎年度、労働環境の現状と課題、取組みについて会議を実施し、情報共有 ・働き方改革セミナーの開催、パンフレットによる周知(H29) ・九州経済産業局が加わり、「ながさき働き方改革推進会議」と改称(H29) ・若者の県外流出、急速に進む少子高齢化といった喫緊の課題に対し、ワーク・ライフ・バランスの推進は優秀な人材確保のための最重要課題であることから、平成31年4月からの「働き方改革関連法」の順次施行を踏まえ、公労使が連携して「働く時間」「生活する時間」「休息する時間」の価値を高めることに取組む、「時間を大切にす県、長崎県」アピール文を発表(H30) ・働き方改革セミナー(～「働く、が変わる」テレワーク～)実施(R1) 【成果】 ・セミナー参加者 H27(2回、118名)、H28(2回、115名)、 H29(1回、約80名)、H30セミナー開催実績なし、R1(1回、96名) | ・令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | 【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 ・県内中小企業のテレワーク導入に対して経費の助成などを行い、県内中小企業の働き方改革促進等を支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| | 【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、県内中小企業に対しアドバイザーの派遣や研修会を実施し、就業規則等の見直しやNびか認証取得に向けたアドバイスを実施 【成果】 ・アドバイザー派遣件数 H28:11件、H29:16件、H30:34件、R1:6件 ・就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、 R1:136名 | ・令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | 【今後の取組】 ・ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| | 【活動】 ・職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、事業所における雇用・職場環境の改善や一般事業主行動計画の策定を促進 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社 | ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の策定を促進することにより男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | 【今後の取組】 ・一般事業主行動計画の策定につながる取組を継続して実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性活躍企業の見える化の推進や他部局や経済団体、労働局との連携を強化して行動計画の策定を促進する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| ⑥県における仕事と家庭の両立支援の推進 | 【活動】 ・庁内の会議等において、休暇制度の周知及び積極的な取得の呼びかけと、管理職に向けた休暇取得に対する配慮の依頼を実施。 ・地方職員共済組合長崎県支部発行の冊子「お元気ですか」(H30.8月発行号)に男性職員の育児休業・関連休暇の取得促進に関する記事を掲載。 ・R1.8月から、「育児プランニングシート」を導入。取得促進のため、配偶者の妊娠が判明した男性職員は、育児休業・休暇の取得予定等についてプランニングシートを作成し、所属長と面談を行う。 【成果】 ・男性職員の出産補助休暇、育児参加のための休暇取得率 H27 H28 H29 H30 R1 96.7% 90.8% 95.5% 95.6% 90.7% ・男性職員の育児休業取得率 H27 H28 H29 H30 R1 1.4% 3.4% 1.1% 7.7% 8.1% | ・制度の周知は一定できていると考えられるにもかかわらず、全員が取得するに至らない。 ・休暇取得に対する所属の理解と本人への呼びかけが引き続き重要。 | 【今後の取組】 ・対象職員全員が当然に取得する休暇であるという意識の醸成を全庁的に図っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・人事課主催の各種説明会や、幹部会議等での呼びかけを引き続き行う。 ・育児プランニングシートの利用の徹底を図る。 | 人事課 新行政推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--------------------------------------|--|---|---|----------------------------------|
| (1) 「ながさき女性活躍推進会議」等を通じた仕事と家庭の両立支援の推進 | 【活動】 ①「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革等に取り組み、長時間勤務の是正や働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護に関する各種制度の周知、特に男性職員が取得できる育児に関する制度(休業・休暇等)の周知を図る。 【成果】 (R1年度の状況) ○男性の育児休業取得者数 中学校1名 高校2名 特支1名 ○出産補助休暇取得者数 小学校24名、中学校33名、高校38名 特支23名 ○育児参加のための休暇取得者数 小学校5名、中学校11名、高校22名、特支12名 ○男性の育児休暇取得者数 小学校3名、中学校2名 ○男性の介護休暇取得者数 小学校6名、中学校1名、高校1名 【活動】 ②「フレックスタイム制の実施 柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することで、職員がその能力を充分発揮し、高い士気を持って効率的に勤務できる環境を整備し、時間外勤務の縮減や、職員の健康保持に寄与することで公務能率の向上及び仕事と家庭生活等の両立を推進することを目的として令和2年度から実施。 <対象職員> ○育児・介護を行う職員及び障害を持つ職員 ○早朝・夜間の業務対応など、勤務時間を柔軟に割振ることで、公務能率の向上につながる業務に従事する職員 【成果】 — | 男性職員の育児に関する休業や休暇の取得者数に大きな増加が見られない。 | 【今後の取組】 ・業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を継続する。 ・超勤改善等対策会議において、育児や介護に関する休暇等の取得状況を公表するとともに、育児参加プランニングシートの積極的な活用について周知を図る。また、管理職員研修等においてもプランニングシートの活用について周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 | 教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課 |
| | 【活動】 ・会議等各種機会において、幹部を含めた職員に対し、働き方の意識改革について指示及び教養を行った。 ・職員の働き方改革の実現に向けて、毎回異なるテーマ・期間・実施内容等を設定した「働き方チャレンジプラン」を実施し、各種施策を行った。 ・教養資料の発行により働き方に対する意識改革を促した。 ・「ゆう活」を行い、効率的な業務運営及びワーク・ライフ・バランスの実現を図った。 ・育児に係る勤務制度等を紹介した資料「仕事と育児・介護の両立の手引」を見直し、全職員がアクセス可能な共有フォルダに保存するなどして周知徹底を図った。 ・男性職員の育児等に関する休暇等の取得推進を図るため、小学校就学前の子を育児中である者及び育児に関わる可能性が高い男性職員に対し、育児に関する研修会を実施した。 ・出産及び育児に係る各種制度の周知、同制度を利用しやすい環境を整備するため、育児プランシートの運用を開始した。 【成果】 「年次休暇及び夏季休暇(特別休暇)の平均取得日数」 H28年 H29年 H30年 R1年 12.4日 14日 16.7日 18.5日 「子供の出生時における父親の特別休暇(出産補助休暇及び男性職員の育児参加のための休暇)取得率」 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 31.4% 50.9% 60.0% 75.9% | ・働き方に対する全職員の更なる意識改革 ・男性職員の出産補助休暇・育児休暇・育児休業取得率の向上 | 【今後の取組】 ・今年度策定の次期「長崎県警察特定事業主行動計画」に基づき、長時間勤務の是正を始めとする働き方に対する意識改革に取り組むとともに、育児や介護に関する制度の周知徹底を図り、職員が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・現行施策の更なる推進 ・各種機会を通じた幹部職員への指示、部外講話の実施 ・定期的な職員の意識調査の実施 ・教養資料を定期発行し、仕事と家庭の両立について意識改革を促すとともに、各種制度等に関する周知を図る。 ・各種会議、アンケートシステム等を活用しながら女性職員の生の声の吸い上げを行う。 ・柔軟な勤務制度の導入 | 警務課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | |
|-------------------------|--|--|--|---|--------------|
| (2) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進 | ①男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職に占める女性の割合 H27 H28 H29 H30 R1 25.1% 27.9% 28.4% 27.3% 29.6% | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の労働条件等実態調査では、女性の活躍推進のための取組みとして「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」と回答した事業所が44.2%となっており、企業等にさらなる意識改革を働きかける必要がある | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| | ②労働相談の実施 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定に係る説明会等を実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催実績 H29:6回、H30:4回、R1:2回 | <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の策定を促進することにより男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定につながる取組を継続して実施 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性活躍企業の見える化の推進や他部局や経済団体、労働局との連携を強化して行動計画の策定を促進する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ③妊娠・出産に関わる保護 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 労使間の個別及び団体紛争について、労働者及び使用者からの相談に応じ、助言を行い、労使紛争の自主的な解決を図るとともに、争議の未然防止等により健全な労使関係の確立に努めた。 長崎と佐世保の労働相談情報センターで、通常は労働問題アドバイザーや職員が対応する「一般労働相談」と弁護士による「特別労働相談」を実施。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数 H28:954件、H29:830件、H30:730件、R1:607件 | <ul style="list-style-type: none"> 労働相談情報センターの認知度の向上 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用 | 雇用労働政策課 |
| | ④M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| ⑤M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名、R2:103名 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取り組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|---|--|--|--------------|
| (2) 女性 の 取 組 の 環 境 の 整 備 | ④M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進 | 【活動】 ・職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社 | ・職場環境づくりアドバイザー(女性活躍推進アドバイザー)の派遣により、行動計画策定を促進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | 【今後の取組】 ・アドバイザーの派遣を行動計画策定につなげる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・会議等において制度をPRすることに加えて、他部局や経済団体、労働局との連携を強化する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (3) ハ ラ ス メ ン ト 防 止 対 策 の 推 進 | ①セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 【活動】 ・セクシュアルハラスメントに関する労働相談対応 【成果】 ・相談件数 H28:18件、H29:10件、H30:7件、R1:4件 | ・労働相談情報センターの認知度の向上 | 【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用 | 雇用労働政策課 |
| | ②マタニティ・ハラスメント防止対策の推進 | 【活動】 ・マタニティ・ハラスメントに関する労働相談対応 【成果】 ー(マタニティ・ハラスメントの分類がないため未把握) | ・労働相談情報センターの認知度の向上 | 【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用 | 雇用労働政策課 |
| | ③各種ハラスメントへの対応 | 【活動】 ・パワハラを含む職場の人間関係に関する労働相談対応 【成果】 ・相談件数 H27:186件、H28:117件、H29:80件、H30:56件、R1:103件 | ・労働相談情報センターの認知度の向上 | 【今後の取組】 ・ポスター、チラシ、HP等各種広報媒体を活用し、労働相談情報センターの周知を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①県ホームページへの掲載 ②全市町や関係機関・団体へのポスター・チラシの配布 ③全世帯広報誌の掲載 ④休日労働相談の新聞折込広告 ⑤市町広報誌 などを活用 | 雇用労働政策課 |
| (4) 時 間 労 働 者 等 に 対 す る 支 援 策 の 充 実 | ①「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就労支援 | 【活動】 ・女性の就業相談窓口(ウーマンズジョブほっとステーション)において、ライフステージに応じたきめ細かな就業相談支援等を実施 ・託児室を運営し、子育て中の女性が利用しやすい環境づくりに努めた。 【成果】 H28 H29 H30 R1 相談者数 1,326 1,040 692 648 就職者数 481 422 537 523 | ・就業を希望しながら求職していない女性のうち約4割が「出産・育児・介護」を、約3割が「適当な仕事がありそうにない」を理由としているため、就職潜在層へのアプローチなど一人ひとりのニーズにあった就業支援を行い、女性の就業をさらに促進する必要がある。 | 【今後の取組】 ・託児室の運営やオンラインや電話を活用した相談の実施により、県内各地域の女性が利用しやすい相談体制を整えるなど、利用しやすい環境づくりに努め、引き続き女性の就業を支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・窓口相談、オンライン・電話相談への対応 ・託児室の運営 ・就職に関するセミナー等の実施 ・起業相談 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ②再就職希望者に対する支援 | 【活動】 ・長崎県人材活躍推進センターにおける就職(再就職)支援、個別カウンセリング、就職セミナーの実施等 【成果】 カウンセリング 1,112件(若年・中高年) | ・コロナ禍に対応した非来所型支援サービスの充実 | 【今後の取組】 ・オンラインによる個別カウンセリングの実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・オンライン環境整備、利用方法のルール化、周知 | 雇用労働政策課 |
| | ③短時間労働者対策の推進 | 【活動】 ・パートタイム労働者の雇用の安定、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善を図るため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名 | ・県内中小企業の職場環境は、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図るためには、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | 【今後の取組】 ・雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図るため、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|-----------------------------|------------------------------------|--|---|--|--------------|
| (4) 就労支援及び短時間労働者等に対する支援策の充実 | ③短時間労働者対策の推進 | 【活動】 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社(対象を行動計画策定検討企業に限定) | ・職場環境づくりアドバイザー(女性活躍推進アドバイザー)の派遣により、行動計画策定を促進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | 【今後の取組】 ・アドバイザーの派遣を行動計画策定につなげる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・会議等において制度をPRすることに加え、他部局や経済団体、労働局との連携を強化する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ④同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進 | 【活動】 ・パートタイム労働者や有期契約労働者、派遣労働者などと正規労働者との均等・均等待遇についての周知・啓発等のため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施 【成果】 ・就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名 | ・県内中小企業の職場環境は、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発の実施、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | 【今後の取組】 ・同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)が中小企業は令和3年4月から適用されることから、関連する法令等についてセミナーや研修会等での企業への周知・啓発を実施する 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| (5) 女性の職業能力の支援 | ①女性の職業能力の開発への支援 | 【活動】 ・高等技術専門学校における訓練や民間への委託訓練を通じて、就業を希望する女性が職業能力を開発するための支援を行った。 【成果】 高等技術専門学校における訓練実績 R1:45名 民間への委託訓練(修了者)実績 R1:802名 | ・訓練のニーズにあった訓練メニューの提供、訓練需要の創出 他 | 【今後の取組】 ・第11次職業能力開発計画(R3-R7)の策定にあわせ、女性に対する職業訓練の充実についても方向性を定める予定 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・上記計画の策定等、多様な人材の職業訓練の充実について引き続き取組を進めていく。 | 雇用労働政策課 |
| (6) 女性の職域拡大等による人材の確保 | ①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援 | 【活動】 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社(対象を行動計画策定検討企業に限定) | ・職場環境づくりアドバイザー(女性活躍推進アドバイザー)の派遣により、行動計画策定を促進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | 【今後の取組】 ・アドバイザーの派遣を行動計画策定につなげる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・会議等において制度をPRすることに加え、他部局や経済団体、労働局との連携を強化する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | | 【活動】 ①労働環境の改善を図るため、県社会保険労務士会に委託し、各圏域にアドバイザーを配置し、セミナーを開催するとともに、具体的な個別相談へのアドバイスを実施した。 ②職員の負担軽減に繋がる介護ロボット・ICTの導入促進を図るため、セミナー(機器展示会含む)や県内外先進事業所への見学会を開催するとともに、導入経費の一部を支援した。 ③賃金の向上を図るため、県社会保険労務士会に委託し、介護事業所が処遇改善加算を取得するにあたって必要なキャリアパス要件等を整備するための支援を実施した。 【成果】 ①セミナーの開催及び個別相談 H29:5回(参加者152人)、5事業所 H30:7回(参加者185人)、14事業所 R1:9回(参加者188人)、16事業所 ②セミナーの開催 H30:2回(参加者120人) R1:1回(参加者89人) ③(特定)加算取得又は上位加算への移行事業所数 H29:22事業所、H30:63事業所、R1:117事業所 | ・徐々に加算取得、上位加算へ移行する事業所数は増えてきているが、未取得事業所が全体の約1割を占めるとともに、最上位の加算区分である「区分Ⅰ」の取得が約7割にとどまっている。(まだまだ、介護職員の賃金向上の余地がある) ・介護ロボット等の導入が、職員の負担軽減に繋がるという理解は、徐々に浸透しつつあるが、具体的な導入までは至っていない事業所が多い。 | 【今後の取組】 ・引き続き、県社会保険労務士会に委託し、処遇改善加算取得の支援を実施する。 ・また、介護職員の負担軽減のため、セミナー等を通じ、介護ロボット等の導入を支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・加算未取得及び上位加算へ移行が可能な事業所に対し、個別に支援制度を案内し、加算取得又は上位加算への移行をさらに促す。 ・セミナー等の開催により、介護ロボット等の活用が、介護職員の負担軽減に有用であることを普及啓発するとともに、具体的な導入にあたっては、その経費の一部を助成し、導入を促進する。 | 長寿社会課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | |
|----------------------|---|--|--|--|--------------|
| (6) 女性の職域拡大等による人材の確保 | ②医療・看護分野における女性の定着支援 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関における看護職員の確保を図るため、修学資金貸与事業、養成所運営費補助事業、看護師等学校が実施する県内就業促進事業に係る補助を行った。 女性医師等が、出産、子育て等のライフイベントにより離職することを防止し、復職を支援するために長崎大学ワークライフバランスセンターにおいて、相談窓口対応を含めた総合的な取組を実施した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内看護師等養成所新規卒業生の県内定着 H28:55.5%、H29:60.9%、H30:61.1%、R1:59.7% 出産介護等のため、医師として働くことを中断した後に復職又は復職の意思のある女性医師の割合 H28:91%、H29:96%、H30:90%、R1:92% | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内定着については微増である。県内就業看護職員数は増加しているが、2025年の看護職員需給推計では看護職員が不足する見込みである。 出産、介護等のため医師として働くことを中断した後に復職又は復職の意思のある女性医師の割合は、高い水準にある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き新卒看護職員の県内定着促進に取り組む。 引き続き、女性医師等の復職支援に取り組む。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内看護師等学校が取り組む県内就業促進事業への補助 長崎大学メディカルワークライフバランスセンターにおいて相談窓口対応を含めた総合的な取組を実施 | 医療人材対策室 |
| | ③女性の職域拡大に関する支援及び情報発信 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、ウーマンズジョブほっとステーションの来所者等に対して高等技術専門校等の職業訓練案内を実施 <p>【成果】-</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の職域拡大のために、必要に応じて高等職業訓練校等の専門機関の職業訓練等を案内する。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ウーマンズジョブほっとステーションの来所者に対し、必要に応じて職業訓練案内を実施 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県の土木をわかりやすく紹介する「D OVOC通信ながさき」(年3回発刊)において、このうち1回に活動内容を掲載 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業における女性技術者のアピール | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業は現場中心の職域であり、女性活躍の場が限られているため、就業者における女性割合が少ない状況である。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> H29から現場へ試行導入されている快適トイレのように、女性でも働きやすい就労環境づくりを支援していく。 また、建設業におけるリモートワーク等を促進させることにより、現場作業と事務所作業の分業化を促し、女性が活躍できる職域(事務所作業等)を拡大させる。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点からの意見を吸い上げる女性活躍推進検討WGの運営 建設業におけるリモートワークの促進 TV会議の運用 ウェアブルカメラの活用促進 | 建設企画課 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 3 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|--|--|---|--------------|
| (1) 大浦お慶プロジェクトの実施 | ①女性人材の育成支援と活動機会の拡大に向けた支援 【活動】 ・県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどを通じて情報発信、情報提供を実施 【成果】 ・大浦お慶ホームページでの女性ロールモデルの掲載件数(女性人材ネットワーク登録件数・年度末) H28:23件 → R1:98件 ※最終目標:100件(R2) | ・地域によって登録件数に差があるため、登録件数の少ない地域の女性人材の掘り起こしを強化する必要がある。 ・主に自営業や起業、地域活動等の分野での女性人材の掲載が多く、企業に勤めている女性についての情報量が少ない。 | 【今後の取組】 ・引き続き、女性人材登録促進に向け、県庁各部局や市町、企業等から幅広い分野の女性人材の情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R2年度に「大浦お慶ホームページ」のリニューアルを行い、企業や地域活動だけでなく、企業に勤める女性人材の紹介を行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ②「女性力がながさきを活性化!会議」及び女性人材ネットワークの活用 【活動】 ・県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどを通じて情報発信、情報提供を実施 【成果】 ・大浦お慶ホームページでの女性ロールモデルの掲載件数(女性人材ネットワーク登録件数・年度末) H28:23件 → R1:98件 ※最終目標:100件(R2) | ・地域によって登録件数に差があるため、登録件数の少ない地域の女性人材の掘り起こしを強化する必要がある。 ・主に自営業や起業、地域活動等の分野での女性人材の掲載が多く、企業に勤めている女性についての情報量が少ない。 | 【今後の取組】 ・引き続き、女性人材登録促進に向け、県庁各部局や市町、企業等から幅広い分野の女性人材の情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R2年度に「大浦お慶ホームページ」のリニューアルを行い、企業や地域活動だけでなく、企業に勤める女性人材の紹介を行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (2) 「大浦お慶起業家育成プログラム」等による女性の起業等社会進出への支援 | 【活動】 広報誌やラジオ番組、ホームページなどのあらゆる広報媒体を通して、起業や地域活動により県内で活躍する女性たちの紹介や情報発信等を実施した。 ・ラジオ番組における延べ出演者数(H28～R1) 延べ96人 ・情報誌「きらりあ」発行回数 (H28) (H29) (H30) (R1) 3回 3回 3回 2回 21,000部 17,500部 19,500部 17,500部 【成果】一 | ・ラジオは啓発効果が見えにくいためR1で終了。より効果的な啓発手段について検討する必要がある。 | 【今後の取組】 ・引き続き、情報誌の発行や市町、推進員等と連携した普及啓発に取り組んでいくとともに、SNSやホームページ等を活用した情報発信に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・大浦お慶ホームページのリニューアル ・SNS(Twitter)の発信力強化 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ①「大浦お慶起業家育成プログラム」による女性の起業等社会進出への支援 【活動】 女性起業家の掘り起こしのためのセミナーの開催や企業相談を実施 ・女性のための1DAY起業セミナー&相談会の実施 H29:3回、H30:3回、R1:1回 ・ウーマンズジョブほっとステーションでの起業相談の実施 H29:月1回、H30～R1:月2回 ※R2からウーマンズでの起業セミナーを実施 【成果】 当室事業利用者による女性の起業件数 H28:6件、H29:1件、H30:1件、R1:1件 | ・女性起業希望者が持つ不安や懸念をやわらげ、目標を実現するための具体的な手法をアドバイスするなど、最初の一歩を踏み出す支援が必要である。 | 【今後の取組】 ・起業関係機関等と連携して、ウーマンズジョブほっとステーションでの起業相談やセミナーを実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ウーマンズジョブほっとステーションでの起業相談、起業セミナーの実施 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 【活動】 ■スタートアップ集積・創出促進 ・今後成長が見込まれるスタートアップ企業等による革新的サービスの創出を図るため、出島交流会館に整備したCO-DEJIMAで交流会や勉強会等の各種イベントを開催するとともに、県外スタートアップの誘致活動にも取り組んだ。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・起業家育成のためのセミナーや入居者及び産業支援機関の関係者との交流会を実施するなど、入居者支援及び創業者の掘り起こし、支援機関との連携強化に取り組んだ。 ・社会進出や起業等の相談業務を行い、事業計画作成やマーケティング支援などを実施した。 【成果】 ・創業件数 H27 H28 H29 H30 R1 3(2) 3(3) 3(1) 5(2) 9(5) ※()は、うち女性創業件数 ※R1から出島交流会館2階CO-DEJIMAもカウント | ■スタートアップ集積・創出促進 ・都市圏と比較すると、資金力や技術、人材が不足している。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・ビジネス支援プラザに新たな入居者を確保したいが、平日に見学や相談が出来ない場合が多い。 (※H30から施設見学会を土曜日に開催することとした) ・家庭の事情等の理由により、創業できない女性も多い。 | 【今後の取組】【課題解決に向けた具体的な取組】 ■スタートアップ集積・創出促進 ・地場企業や地域が抱えている様々な課題とリソースやソリューションを有する都市圏企業とを融合させ、新たなプロジェクトへ発展させていく「オープンイノベーション型新規ビジネス創出」に取り組んでいく。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・女性が起業する際の特有の課題(家事・育児・介護などライフイベントに左右されやすい)解決の取組を推進させ、女性起業の件数を増やしていく。 ・具体的には、女性向けのセミナーや独自のテキスト作成(課題の可視化、事業計画書の作り方など)、個別相談会の実施等を行っていく。 | 新産業創造課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 3 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---------------------------------------|--|--|---|--------|
| (2) 大浦お慶起業家育成プログラム」等による女性の起業等社会進出への支援 | 【活動】 ■スタートアップ集積・創出促進 ・今後成長が見込まれるスタートアップ企業等による革新的サービスの創出を図るため、出島交流会館に整備したCO-DEJIMAで交流会や勉強会等の各種イベントを開催するとともに、県外スタートアップの誘致活動にも取り組んだ。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・起業家育成のためのセミナーや入居者及び産業支援機関の関係者との交流会を実施するなど、入居者支援及び創業者の掘り起こし、支援機関との連携強化に取り組んだ。 ・社会進出や起業等の相談業務を行い、事業計画作成やマーケティング支援などを実施した。 【成果】 ・創業件数 H27 H28 H29 H30 R1 3(2) 3(3) 3(1) 5(2) 9(5) ※()は、うち女性創業件数 ※R1から出島交流会館2階CO-DEJIMAもカウント | ■スタートアップ集積・創出促進 ・都市圏と比較すると、資金力や技術、人材が不足している。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・ビジネス支援プラザに新たな入居者を確保したいが、平日に見学や相談が出来ない場合が多い。 (※H30から施設見学会を土曜日に開催することとした) ・家庭の事情等の理由により、創業できない女性も多い。 | 【今後の取組】 【課題解決に向けた具体的な取組】 ■スタートアップ集積・創出促進 ・地場企業や地域が抱えている様々な課題とリソースやソリューションを有する都市圏企業とを融合させ、新たなプロジェクトへ発展させていく「オープンイノベーション型新規ビジネス創出」に取り組んでいく。 ■ビジネス支援プラザ運営 ・女性が起業する際の特有の課題(家事・育児・介護など)をイベントに左右されやすい解決の取組を推進させ、女性起業の件数を増やしていく。 ・具体的には、女性向けのセミナーや独自のテキスト作成(課題の可視化、事業計画書の作り方など)、個別相談会の実施等を行っていく。 | 新産業創造課 |
| | 【活動】 該当無し 【成果】 「産業競争力強化法」に基づき、県内全市町が作成する創業支援事業計画が国の認定を受け、各市町がそれぞれ独自の創業支援に取り組んだ。 平成28年度から令和元年度までの創業件数 3,062件 | ・創業支援は、各市町が中心となって実施しているが、県内での活動が主であり、県外の移住希望者へのアプローチができていない。 | 【今後の取組】 ・県外在住で本県へ移住し創業を希望する者に対する支援を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・創業準備等セミナーの県外開催 ・県外において、本県への移住創業を希望する者に対する事業計画策定等の伴走支援の実施 | 経営支援課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|-------------------------------|--|--|---|--------------|
| (1) 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区漁協女性部が浜の魅力の保存・発見・活用を促進するための講習会、先進地視察等の活動や地域資源の活用などの起業の取組みを支援した。 漁家女性を対象とした漁家の経営管理に関する講習会を開催した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種講習会により、各地区漁協女性部員と漁家女性の経営管理能力の向上と経営意識の醸成につながった。 | <ul style="list-style-type: none"> 漁協女性部員の高齢化や減少により、活動が低調であることに加え、県事業等の活用が図られていない。 漁協女性部の生産や収益の向上への関与が少なく、経済的地位の向上につながっていない。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県漁協女性部連合会と連携し、今後も、漁協女性部の視察研修等の取組みを支援する他、漁家女性を対象とした経営管理に関する講習会を開催する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県漁協女性部連合会と連携し、各地区女性部へ県事業等の周知や活動を支援する。 生産性向上に関する取組みを働きかけるほか、各水産業普及指導センターによる技術指導を行う。 | 水産経営課 |
| | <p>①女性の経済的地位の向上</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結および女性の認定農業者拡大を推進。[農政] 各振興局で経営力強化に有効な地区別講座、農業大学校でのオープンアカデミーを開催し、女性農業者の経営力向上を図った。[経営] <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定締結数:2,305戸、女性の認定農業者数:319人(5.7%) [農政] 経営発展への意欲が高い若手農業者に経営者マインドやリーダーシップを身に付け、実践的な経営ノウハウを習得させるとともに、将来の地域農業を牽引する経営者の育成につながった。[経営] | <ul style="list-style-type: none"> 積極的に経営に参画する女性農業者(女性の認定農業者)は増加した(H27末:311名→H30末:319名)が、その割合は依然として低い(5.7%)。[農政] 女性経営者の参加が少ない。[経営] | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の積極的な経営参画に必要な不可欠な経営主(男性)も含めた意識醸成を図る。[農政] 地区別講座、オープンアカデミーの開催 [経営] <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会等により、女性農業者が経営に参画することで経営改善が図られた事例の周知などを行う [農政] 各方面で講座等の開催について周知し、女性経営者の積極的な参加を促す [経営] | 農政課 農業経営課 |
| | <p>②技術・経営管理能力の向上と女性リーダーの育成促進</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を行った。 漁家女性を対象とした漁家の経営管理に関する講習会を開催した。 漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理に関する講習会により、漁家女性の経営管理能力の向上と経営意識の醸成につながった。 | <ul style="list-style-type: none"> 漁協女性部の生産性向上への関与が少ないため、加工などの所得向上につながる取組みを行うリーダーを育成し、各地区女性部へ波及する必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も漁協役員等との対話に取り組み、県漁協女性部連合会の活動を支援するとともに、漁家女性を対象とした経営管理に関する講習会を開催する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区女性部の県事業等の活用や女性部役員等のリーダー育成のための講習会への参加を促す。 生産性向上に関する取組みを働きかけるほか、各水産業普及指導センターによる技術指導を行う。 | 水産経営課 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理能力、栽培技術能力の向上のため、個別支援およびJA生産部会の女性部に対する研修会を実施し、若手女性リーダーの育成を図った。[農政] 農業士研修会ならびに、交流会を開催し、農業分野における男女共同参画を推進した。[経営] <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若手女性リーダー候補の育成:13名 [農政] 農業士会の活動は、男女ともに青年農業者等の指導的役割を果たしていることから、女性リーダー育成にもつながっている。[経営] | <ul style="list-style-type: none"> 女性の経営参画は子育て期間や親世代の引退等、ライフステージと密接に関わるため、家族経営としての経営ビジョンを明確にする必要がある。[農政] 新規の農業士選定に当たり、女性の適任者がいない地域もあり、女性農業士の確保が難しくなっている。[経営] | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後経営に参画する予定の女性農業者からリーダーを育成するため、家族経営として女性が経営に参画する時期やビジョンを明確にする支援を行う。[農政] 農業士同士や青年農業者との交流研修会の開催 [経営] <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催、個別支援 [農政] 農業士会組織活動を活性化させ、農業士としての自覚を促す。[経営] | 農政課 農業経営課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|--|---|---------|
| (1) 女性の経済的地位・能力の向上と働きやすい環境づくり ③労働環境の整備促進 | 【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行った。 ・漁家女性を対象とした経営管理に関する講習会を開催した。 【成果】 ・女性部員の労働環境整備への意識向上につながった。 ・経営管理に関する講習会がきっかけで、一部漁家では会計ソフトを導入し、日々の帳簿管理の効率化につながった。 | ・漁業の就業環境は、自然環境に左右されることが多いため、改善が困難な場合がある。 | 【今後の取組】 ・今後も県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動の推進を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、労働環境整備に向けた啓発活動を継続する。 | 水産経営課 |
| | 【活動】 ・計画目標である浮棧橋、防風施設、防暑施設等の整備を行う漁港(60漁港)の達成に向け、潮位の干満に対応した浮棧橋や就労環境の向上のための防風・防暑施設を整備した。 【成果】 ・整備漁港数 H28 H29 H30 R1 40 45 49 54 | ・漁業の就業環境は、自然環境に左右されることが多いため、改善が困難な場合がある。 | 【今後の取組】 ・国に対し要求額を確保するよう要望活動を実施し、浮棧橋、防風施設、防暑施設等の整備を着実に進行。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・政府施策要望等により、国に対し要求額を確保するよう要望活動を実施する。 | 漁港漁場課 |
| | 【活動】 ・家族経営協定の締結を推進し、労働環境を整備。 【成果】 ・家族経営協定締結数:2,305戸 | ・農山村地域は、特に若い女性農業者が働きやすい就労環境になっていない。 | 【今後の取組】 ・家族経営協定の推進、家族経営としてのビジョン作成支援 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・研修会の開催、個別支援 | 農政課 |
| (2) 農水商工連携、6次産業化、地域間交流等への支援 ①農水商工連携や6次産業化等への支援 | 【活動】 ・漁政課主体で行っている活動はないが、所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っている。 【成果】 — | — | 【今後の取組】 ・所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 — | 漁政課 |
| | 【活動】 ・6次産業化の推進を行うサポートセンターを設置し、プランナー派遣による事業計画支援、商品開発及び販路拡大の支援を行うとともに、各地域での研修会等の開催により、6次産業化の取り組み促進を図った。 【成果】 ・六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者数 H28:32名 ⇒ R2:38名 ・総合化事業計画目標である新商品の売上 128%(R1/H26) | ・農業者等が自ら加工や販売に取り組むことはリスクが伴い、農業経営全体の所得向上に結び付かない事例もあることから、実現性のある計画づくりや、その実現に向けた支援が必要 | 【今後の取組】 本県の農産物の付加価値を高める農産加工の取り組みを進めるため、6次産業化事業者の育成や、食品事業者等、異業種と連携した「売れる商品」づくりを支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・農産加工に意欲のある農業者等の付加価値向上に向けた、計画から商品開発、販売といった活動を専門家派遣等による支援を行う。 ・セミナーや個別相談などを実施し、農産加工に取り組みたい農業者の掘り起こしと人材の育成を進める。 | 農産加工流通課 |
| | 【活動】 ・漁政課主体で行っている活動はないが、所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っている。 【成果】 — | — | 【今後の取組】 ・所管課が行う会議や照会の際に、具申や情報収集を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 — | 漁政課 |
| ②地域間交流等への支援 | 【活動】 ・実践者向け研修会等の人材育成や情報発信など、グリーン・ツーリズム等の推進を図ることで、女性の参画機会の拡大を支援した。 【成果】 ・グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数 H28 H29 H30 R1 1,969人 1,863人 1,878人 1,901人 | ・実践者の高齢化に伴う農林漁業体験民宿の廃業など、実践者の確保が課題となっている。 | 【今後の取組】 ・農泊による交流・関係人口の拡大に向け、誘客対策や受入体制整備を図るとともに、新規実践者の確保に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・修学旅行誘致や、魅力的な体験プログラムの開発支援、県内農泊のPRなど、国内や海外の誘客対策に取り組む。 ・実践者向け研修会などの人材育成を行うことにより、農泊実践団体の受入体制の充実を図る。 ・新たな農泊実践者を掘り起こすためのセミナーを開始し、担い手確保に取り組む。 | 農山村振興課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--------------------------------------|---|--|---|--------------|
| (1) 家庭生活における男女共同参画の推進 ①啓発と学習機会の充実 | 【活動】 ・男女共同参画週間等の機会をとらえてセンター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 4/1～4/30:AV出演強要問題JKビジネス問題等被害防止月間(R2～) 6/23～6/29:男女共同参画週間 11/12～11/25:女性に対する暴力をなくす運動 ○出前講座への参加人数 H28:163人、H29:130人、H30:119人、R1:0 【成果】 － | ・引き続き、機会をとらえて男女共同参画に関する意識啓発を図っていく必要がある。 | 【今後の取組】 ・引き続き、市町、推進員等と連携した効果的な啓発活動を実施する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動等の期間における啓発活動の実施やセンター職員等による出前講座の実施 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 【活動】 ・大学2、3年生を対象に、自身のライフデザインを希望どおり描けるよう、結婚から妊娠、出産の正しい知識とともに、県内における晩婚化、晩産化等の実態を理解してもらう講座を開催した。 【成果】 ・H29 5大学、9回実施 ・H30 3大学、5回実施 | ・現在は(R1～)具体的な事業は実施していない。 | 【今後の取組】 ・必要に応じ、ホームページでの啓発等を行っていく。 ・関係部署と連携し、若者向けのライフデザイン教材の作成を検討する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 － | こども未来課 |
| | 【活動】 ・地域の人材で構成する家庭教育支援チームが、仕事等で学習機会の少ない家庭や家庭教育に関心が低い家庭に対して、学習機会の提供、相談対応等を行った。本事業に取り組む市町へ「訪問型家庭教育支援事業」として毎年、補助金を交付した。 ・子育て・親育ちプログラム「ながさきファミリープログラム」及び家庭教育講座を推進し、PTAや地域において養育者が家庭教育について学習する機会を提供した。 【成果】 <訪問型家庭教育支援事業の相談対応、講座開催> H28:39回 H29:46回 H30:34回 R1:32回 <ながさきファミリープログラム実施> H28:255回 H29:276回 H30:394回 R1:365回 <家庭教育講座実施> H28:23回 H29:29回 H30:37回 R1:11回 ※本事業はこども未来課から生涯学習課へ移管(H30～) | ・「ながさきファミリープログラム」のファシリテーターは、プログラムを活用する団体から依頼を受けて各市町教育委員会が派遣をしているが、市町によって本プログラムの推進状況に差がある。 ・家庭教育講座はニーズが少なく、実際に対応できる家庭教育アドバイザーも限られている。「訪問型家庭教育支援事業」は、R1年度で事業廃止。 | 【今後の取組】 ・本事業への市町担当者の主体性を高める。 ・ファシリテーターの資質を高め、より効果のあるプログラムを開発する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①市町担当者へ本プログラムの周知・広報及び県主催の家庭教育支援に係る研修会への参加を働きかける。 ②ファシリテーター認定フォローアップ研修会を年間5回以上開催し、内容を工夫して研修効果を上げる。(「具体的な事例を活用した研修」など。) ③プログラム終了時に参加者の満足度を調査・検証し、プログラム内容を精選する。 | 生涯学習課 |
| | 【活動】 ・地域の現状や保護者が抱える課題を題材としたPTA活動に関する研修会を実施した。(県内6会場) ・家庭・学校・地域の連携を深めると共にPTA活動の活性化や子どもの健全育成に関する研修会を実施した。(県内8会場) 【成果】 《県PTA研究大会(小・中学校)参加者数》 H28 H29 H30 R1 1,619 1,517 1,320 1,396(人) 《公立高等学校PTA研修会参加者数》 H28 H29 H30 R1 2,057 2,174 1,813 2,110(人) | ・PTA活動に参加する男性の割合は増加傾向にあるが、年間を通した活動については、女性の参加率が高い状況である。 ・PTA会員の減少や、個々のライフスタイルの変化に伴い、地域の現状や、時代に即したPTA活動のあり方を検討する必要がある。 | 【今後の取組】 会員の家庭教育を支援し、地域と連携したPTA活動の促進を図る研修会の実施を目指す。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①研修会において他地域の取組(「おやじの会」等)を紹介し、PTA活動への参画を促進する。 ②研修会におけるワークショップ等のチーム編成の際、男女比を考慮した編成を行う。 | 生涯学習課 |
| ②男性の家事・育児参画の促進 | 【活動】 ・職場環境づくりアドバイザー(R1～女性活躍推進アドバイザー)を企業等へ派遣し、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、誰もが働きやすい職場環境整備等に関する指導、助言等を実施 【成果】 ・派遣実績 H29:20社、H30:30社、R1:4社 | ・職場環境づくりアドバイザー(女性活躍推進アドバイザー)の派遣により、行動計画策定を促進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりにつなげることが必要。 | 【今後の取組】 ・アドバイザーの派遣を行動計画策定につなげる。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・会議等において制度をPRすることに加えて、他部局や経済団体、労働局との連携を強化する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|---|---|--|--------------|
| (1) 家庭生活における男女共同参画の推進 ②男性の家事・育児参画の促進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女が共に家庭と社会生活を両立できる環境を整えるため、職場の理解や男性自身の意識の醸成を図ることで家庭での家事育児等のシェアを促進する。 R1:イクボス動画・チェックシートの制作、イクボス川柳の実施(第一生命と共催)等 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動画・チェックシートによる意識変化は約8割、そのうちほとんどの人に行動変容が期待される。 イクボスという言葉の認知度 R1.5:12.1% → R2.9:50.8%(ただし、調査方法等は異なる) | <ul style="list-style-type: none"> 企業経営者や管理職等へイクボスに対する理解促進を図っていく必要がある。 男性の家事・育児等への参画を促進していく必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <p>男性の家事育児等参画促進のために効果的な手段等について検討し、実行する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> R2年度はイクメン・カジメンをテーマとした啓発コンテンツを制作し、男性の男性の家事育児等参画に対する意識改革促進を図る。 県との連携協定企業等の協力企業と連携し、イクボス、イクメン・カジメン等の普及促進に取り組む。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の継続就業の視点を踏まえた結婚・育児等のライフステージや、生涯収支などをモデルケースとして紹介する冊子を制作 県内大学生を対象にキャリア・ライフデザインセミナーを開催し、学生自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立等について若者の意識啓発を図った。 ライフデザインガイドブック制作4,000部(H29)※県内10大学11校、県内公立高校54校に送付 セミナー受講者数 H29:1,058名、H30:662名、R1:570名(ライフデザインガイドブックを活用) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー受講後アンケートでの継続就業意識率 H29:18.1% H30:42.7% R1:56.5% | <ul style="list-style-type: none"> セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <p>引き続き、県内大学生を対象に、キャリア・ライフデザインセミナーを実施</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しを行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」を登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図った。(R1～) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宣言団体数 R2:439件 | <ul style="list-style-type: none"> 宣言団体のさらなる増加を図る必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、企業、団体等において、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠、出産、子育てができる職場環境づくりなどに取り組む「ながさき結婚・子育て応援宣言」を登録いただき、宣言団体を県においてPRすることにより、県全体の結婚、子育てを応援する機運の醸成を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係各部署や市町等と連携しながら、企業、団体等への働きかけを行う。 | こども未来課 |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい雇用環境の改善を図るため、Nびかの認証取得促進や、就業規則研修会を実施。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男性の育児休業取得率はH30年度1.9%となっており、全国の6.16%より4.26ポイント下回っている。(雇用均等基本調査、労働条件等実態調査) | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の労働条件等実態調査では、「ワーク・ライフ・バランス」に取組んでいる」と回答した事業所の割合は79.2%と前年度の75.3%より高くなっているものの、取組んでいない事業所からは「ワーク・ライフ・バランスがどういふものかわからない」との回答があることから、引き続き周知・啓発を行う必要がある。 県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進等や誰もが働きやすい職場環境の向上に向け、Nびか認証企業数のさらなる拡大を目指す。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会等による企業への周知・啓発やアドバイザー派遣による直接支援等の働きかけのほか、Nびか企業の優良事例のホームページ等による周知などを行う。 | 雇用労働政策課 |
| (2) 地域社会における男女共同参画の推進 ①地域社会における男女共同参画の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落・地域コミュニティ対策として、地域活動の運営主体となる地域運営組織の立ち上げ・育成に係る市町への支援に取り組んだ。 誰もが地域で安心して生活していくためには、婦人会をはじめとした女性が中心的役割を担う主体の参画も重要であり、地域の多様な主体の参画による地域運営組織の立ち上げ・育成を進めてきた。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> その結果、例えば、島原市内において、モデル地域として設置に向けた取組が進んでいる協議会においては、地域の婦人会や割ぼう着クラブなど女性関係団体も含めた組織化が進んでいると聞いている。 | <ul style="list-style-type: none"> 人口減少・高齢化が進む中、女性も含め高齢者や若者など様々な視点による地域コミュニティ対策の推進は不可欠であるが、県内市町や地域によって、コミュニティ対策に対する考え方や取組に差が生じている状況も見受けられる。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、人口減少対策の一つとして、地域の多様な主体の参画による地域コミュニティづくり、地域運営組織の立ち上げ等を目指して、県内市町等に対する各種支援に力を入れていく。 特に、女性関係団体も含め、多様な主体が参画することの重要性については、引き続き、研修会の充実等を通じて、県内市町や関係者の意識啓発や取組促進に努めていきたい。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>-</p> | 地域づくり推進課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|--|---|--|--------------|
| (2) 地域社会における男女共同参画の推進 | <p>①地域社会における男女共同参画の推進</p> <p>【活動】 ・NPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センターにおいて、研修の機会とともに広く地域活動やボランティア活動の情報を提供しており、また、県社会福祉協議会が行うボランティア振興事業を支援することにより、身近なところでボランティア活動に関する相談の場や活動に参加する機会を提供。</p> <p>【成果】 ・県民ボランティア活動支援センターにおける取組や県社会福祉協議会のボランティア振興事業への支援等により、地域におけるボランティア活動への参画推進につながった。</p> | <p>・県民ボランティア活動支援センターについては、県内全域のNPO・ボランティアの活動を総合的に支援する機関として、県社会福祉協議会とも連携した上で、ボランティア活動に関する情報の収集、提供、助言等コーディネート機能を強化していく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内外のNPO・ボランティア活動に関する情報を収集・整理し、ながさきボランティアネットワークや情報誌、メルマガなど様々な媒体を活用した発信を行い、NPO・ボランティア活動のより一層の促進につなげていく。 ・将来の地域活動を担っていく人材を育成するため、幅広い世代にボランティア活動に興味を持っていただけるよう、ボランティア体験の参加を促していく。</p> | 県民生活環境課 |
| | <p>【活動】 男女共同参画週間等の機会をとらえてセンター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 ・4/1～4/30:AV出演強要問題JKビジネス問題等被害防止月間(R2～) ・6/23～6/29:男女共同参画週間 ・11/12～11/25:女性に対する暴力をなくす運動 ・出前講座への参加人数 H28:163人、H29:130人、H30:119人、R1:0 【成果】—</p> | <p>・引き続き、機会をとらえて男女共同参画に関する意識啓発を図っていく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】 ・引き続き、市町、推進員等と連携した効果的な啓発活動を実施する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動等の期間における啓発活動の実施やセンター職員等による出前講座の実施</p> | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>②女性リーダーの育成支援</p> <p>【活動】 ・県民ボランティア活動支援センターにおいて、目的別・対象者別の研修会開催を通じて、地域活動を担う人材の育成を進めた。</p> <p>【成果】 ・県民ボランティア活動支援センターにおけるコーディネータ養成、スタッフ養成などの講座開催により、地域の人材育成につながった。</p> | <p>・地域活動を担う人材や団体の現状・課題に応じた講座内容や講師の選定を行うとともに、離島地域を含め、県内全域での人材育成を図る必要がある。</p> | <p>【今後の取組】【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県民ボランティア活動支援センターにおいて、市民活動支援センターや県振興局と連携し、県内全域での目的別・対象者別の研修会を開催し、より効果的に人材育成に取り組んでいく。</p> | 県民生活環境課 |
| <p>③地域の女性団体等との連携及び支援</p> <p>【活動】 ・「婦人会活動活性化事業」として、長崎県地域婦人団体連絡協議会(以下、県地婦連)へ補助金を交付した。 ・県地婦連が開催するリーダー研修会、会員研修会で婦人会の役割やリーダーの資質等をテーマとして講話及び演習を行った(年各1回、毎年6月) ・県大会及び全国大会開催に係る資料作成や来賓、講師の渉外等について助言した。また、県大会では分科会の指導助言や全体会の講評を行った(年1回、8～11月) ・バレーボール大会(毎年11月)や新年の会(毎年1月)へ出席し、会員と交流を深めながら各地域の活動について情報交換を行った。なお、新年の会には知事、教育長も出席した。 ・補助金交付額 H28:740千円、H29～R2:640千円 【成果】 ・研修会や研究大会等を通して、会員の活動意欲が高まり地域における女性活躍推進につながった。</p> | <p>・より地域に密着した自主的な活動につなげていく必要がある。 ・推進員候補となる人材の育成につなげていく必要がある。</p> <p>・県地婦連の会員数は毎年減少しており、会費収入による活動資金が不足し、会員の高齢化も進んでいる。今後、各地区の婦人会及び県地婦連を「持続可能な団体」として存続させていく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内8の地域活動促進会議と連携して、各地域で基礎研修、実践研修を開催</p> | 男女参画・女性活躍推進室 | |
| | | | <p>【今後の取組】 ・県地婦連を「継続可能な団体」とするために、活動内容や運営及び組織の在り方について精選して見直しを行うよう、具体的な助言を行い支援していく。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ①団体存続に係る他の社会教育関係団体等の実践例を紹介し、県地婦連の活動内容や運営等について助言を行う。 ②地域学校協働活動や放課後子ども教室等、現在の教育ニーズにおける婦人会の活躍の場について情報提供を行う。 ③研修会や研究大会の講話や指導助言を通して、活動内容の見直しや次代のリーダー育成について言及し、団体存続に係る助言を行う。</p> | 生涯学習課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

政策目標5 家庭・地域における男女共同参画の推進

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---------------------|-----------------------|---|--|---|--------------|
| (2) 男女共同参画社会の推進 | ④地域における実践的取組の推進 | 【活動】 県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、地域における男女共同参画推進するリーダー育成のための基礎的及び実践的な人材育成研修を実施 ・地域におけるリーダー育成事業(開催回数)H29 H30 R1 基礎研修 8 8 3 実践研修 7 9 7 【成果】 H28 R1 ・男女共同参画推進員 22人 → 25人 ・アドバイザー 14人 → 18人 | ・より地域に密着した自主的な活動につなげていく必要がある。 ・推進員候補となる人材の育成につなげていく必要がある。 | 【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内8の地域活動促進会議と連携して、各地域で基礎研修、実践研修を開催 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (3) 防災における男女共同参画の推進 | ①男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 | 【活動】 ・災害対策基本法に基づく長崎県防災会議を開催し、県地域防災計画の修正を行った。 ・平成29年度に、これまでの避難所における睡眠スペースや仮設トイレ等での男女別の配慮に加えて、避難所内の 防犯 対策に努めることを追記した。 ・市町が作成する地域防災計画についても、避難場所等における配慮について定めるよう働きかけを行った。 【成果】 ・市町において避難所における配慮にかかる施策が進められている。 | ・避難所における男女別のスペースの確保やプライバシーへの配慮などを確実に実施するためには、引き続き取組みを進める必要がある。 | 【今後の取組】 ・災害対策基本法に基づく長崎県防災会議を開催し、避難場所等における配慮に関する県地域防災計画の策定・修正を行う。 ・避難場所等における配慮について、市町が作成する地域防災計画に確実に反映されるよう働きかけていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・地域防災計画の修正にあたっては、避難所の開設、運営に関する近年の大規模災害での課題や国、他県の取組み状況を的確に反映する。 | 危機管理課 |
| | ②避難場所等における配慮 | 【活動】 ・災害協定を締結している段ボール協会(会委員事業者)と簡易間仕切り(段ボールパーテーション)の最新情報を確認し、避難行動要支援者担当課長会議等にて、各市町へ災害備蓄として、簡易間仕切り(段ボールパーテーション)の確保を依頼した。 ・福祉避難所(母子避難所含む)の確保に向け、関係各課や関係施設等と協議を実施した。併せて、避難行動要支援者担当課長会議等において、各市町へ福祉避難所(母子避難所含む)のさらなる確保を推進した。 【成果】 ・R2.6.1現在 簡易間仕切り等については、11市町が備蓄済み。 ・母子避難所の指定に向け島原市と協議の結果、R2.9.28県内初の母子避難所及び児童養護施設の避難所を指定 | ・福祉避難所等の確保等のため、福祉避難所等での簡易間仕切りの数は十分ではない。また、簡易間仕切りの保管場所の確保等の課題もある。 ・福祉避難所のうち、特別支援学校や児童福祉施設のさらなる指定が必要。 ・併せて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策への対応が必要。 | 【今後の取組】 ・引き続き、市町に対し避難行動要支援者担当課長会議等において、避難所における女性及び要支援者に対する配慮や、新型コロナウイルス感染症への対応等について、プライバシーの確保依頼や情報提供を行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①簡易間仕切り等については、各市町の備蓄状況を確認するとともに、備蓄していない市町については、適宜働きかけていく。 ②特別支援学校や児童養護施設については、関係課や関係市と適宜協議し指定するよう調整していく。 | 福祉保健課 |
| | ③防災現場への女性の進出促進 | 【活動】 ・政府では、消防団員に占める女性の割合について令和8年度に10%を目標としつつ、当面5%を目標としている。本県においても、消防団員の減少が続く中において、団員の確保のため、女性消防団員の勧誘促進を市町に働きかけるとともに、勧誘促進のために必要なリーダーの養成を推進している。 ・消防職員に占める女性の割合についても、政府において、全消防職員の5%を目標とし、この方針に基づき、各市町に採用促進を要請している。 【成果】 ・消防団員に占める女性の割合 H27 H28 H29 H30 R1 1.3% 1.5% 1.7% 1.8% 1.9% ・消防職員に占める女性の割合 H27 H28 H29 H30 R1 0.9% 1.0% 1.4% 1.7% 1.8% | ・消防団については、各市町において、組織の編成上、女性でも対応が可能と判断される場合で、定数の範囲内で入団を進めている。従って、定数が足りている場合、必要な女性団員数が満たされている場合には、入団が進められない。 | 【今後の取組】 ・女性消防団員の活動が活発に、そして魅力的に行われることにより、女性消防団の入団希望者が増えてくると考えられることから、まずは、魅力的な活動になるよう、指導者の育成を進めていく。 ・また、長崎市の広域支援分団への県職員の加入促進に務めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性消防団員の活躍の場を広げていくよう、先進的な事例の紹介に努めていく。 | 消防保安室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|---------|-----|----|----------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|-------|---|---|---|---|-----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|---|--|-----|
| (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 ①暴力を防ぐための関係法令を適用しての厳正な対処 | 【活動】 ・ストーカー事案、配偶者暴力事案等を認知した場合、事案の危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙措置を強力に推進しており、事件化できない場合でも行政処分、口頭警告を実施するなど、加害行為の防止及び被害者保護対策の徹底を図っている。 【成果】 ・加害者に対する事件化、行政処分及び口頭警告を実施することで更なる被害拡大の防止につながった。 ○ストーカー事案 受理 H28:242件 H29:244件 H30:275件 R1:231件 ストーカー規制法違反検挙 H28:6件 H29:5件 H30:10件 R1:11件 刑法・特別法による検挙 H28:27件 H29:13件 H30:31件 R1:22件 禁止命令 H28:7件 H29:5件 H30:27件 R1:35件 警告(文書)H28:54件 H29:51件 H30:28件 R1:12件 口頭警告 H28:142件 H29:157件 H30:262件 R1:239件 ○配偶者暴力事案 受理 H28:354件 H29:371件 H30:335件 R1:354件 保護命令違反検挙 H28:0件 H29:2件 H30:1件 R1:2件 刑法・特別法による検挙 H28:41件 H29:47件 H30:28件 R1:42件 口頭警告 H28:147件 H29:187件 H30:305件 R1:273件 ○男女間トラブル事案 受理 H28:193件 H29:175件 H30:161件 R1:146件 刑法・特別法による検挙 H28:17件 H29:16件 H30:22件 R1:11件 口頭警告 H28:93件 H29:80件 H30:138件 R1:105件 | ・被害者の中には、加害者との関係を解消することによる生活困窮や後難を恐れて事件化や行政処分を躊躇する者もいるため、事件化等の対応が困難な場合がある。 | 【今後の取組】 ・積極的な事件化及び行政処分の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者に対し、過去の事例から被害者のみならず親族等にまで生命・身体への危険が及ぶことを十分に説明し、事件化、行政処分等への働き掛けや説得を行う。 | 人身安全対策課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 【活動】 ・少年の有害環境浄化と健全育成を目的として福祉犯罪(少年の福祉を害したり、少年に有害な影響を与える犯罪)の取締りを推進した。 ・福祉犯罪の中でも、性被害に関するものや、SNS等を悪用したものについては、取締りを強化した。 【成果】 福祉犯事件の検挙状況(年間) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年保護育成条例</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>児童買春・児童ポルノ法</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>児童福祉法</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>25</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>54</td> <td>66</td> <td>57</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> | | H28 | H29 | H30 | R1 | 少年保護育成条例 | 25 | 22 | 24 | 25 | 児童買春・児童ポルノ法 | 15 | 16 | 22 | 10 | 児童福祉法 | 1 | 3 | 2 | 1 | その他 | 13 | 25 | 9 | 14 | 総数 | 54 | 66 | 57 | 50 | ・スマートフォン等のインターネット接続機器の普及により、少年のスマートフォン所持率等が増加傾向にある中、犯人と被害者が接触するためのツールとしてSNS等が悪用されている現状にある。 ・SNSを含むインターネット空間は秘匿性が高く、被害の潜在化が懸念される。 | 【今後の取組】 ・各種法令を適用し、積極的な福祉犯罪の取締りを推進する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・福祉犯罪のうち、性被害に関するものや、SNS等を悪用したものについて取締りを強化する。 ・Twitter上における児童の性被害につながる恐れのある書き込みに対して注意喚起を行う。 | 少年課 |
| | | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 少年保護育成条例 | 25 | 22 | 24 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童買春・児童ポルノ法 | 15 | 16 | 22 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童福祉法 | 1 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 13 | 25 | 9 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総数 | 54 | 66 | 57 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【活動】 ・性犯罪の認知・検挙 【成果】 ・強制性交等認知件数は平成28年に6件、令和元年も6件と横ばい、検挙率は60%以上を保つ。 ・強制わいせつ認知件数は平成28年に35件、令和元年も34件と横ばい。検挙率は、平成28年に60%、令和元年は約76%で上昇傾向。 | ・性犯罪は精神的なダメージ等から被害者が被害申告をためらう場合も多く、被害が潜在化しやすい犯罪であるため、警察が認知・検挙できないまま新たな犯行が敢行される例が少なくない。 | 【今後の取組】 ・事件認知後の初動捜査を徹底し、被疑者を早期検挙する。 ・刑法、売春防止法、児童福祉法、県迷惑行為等防止条例等の各種法令を積極的に適用する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者の心情に配慮した対応を心掛け、被害者が希望する性別の警察官による対応等を行い、被害者が安心して届出をすることができる体制を確立する。 | 捜査第一課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | | |
|-------------------------|---|--|---|--|---|---------------------------|
| (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 | ②相談窓口の周知 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪被害相談電話」での相談受付 ・広報活動(例年): 広報チラシ入りポケットティッシュの作成、警察音楽隊コンサートにおける広報活動、近畿産業信用組合電光掲示板の活用 ・広報文掲載(通年)ホームページ、「長崎県民手帳」「行政相談ガイドブック」 ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携 ・ホームページやリーフレットによるDV相談窓口の周知 ・内閣府「DVナビ」「DV相談+」の活用 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪被害相談電話」による相談受理件数は年間23件前後で、平成29年に一時減少するも、以降増加傾向。 ・平成30年9月より、「性犯罪被害相談電話(「#8103」(ハートさん))」の対応時間を24時間化し、相談者が希望する性別の警察官による対応を行うこととした。 ・DVに関する相談受理件数が増加し、必要な支援につながった。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、相談窓口の広報を継続する。 ・「性犯罪被害相談電話」の24時間化、相談者の希望する性別の警察官による対応を継続し、相談者の希望に沿った対応を行う。 ・性犯罪・性暴力被害のためのワンストップ支援センターとの連携の強化 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭活動だけでなく、広報に効果的な各種ホームページ、新聞等も活用する。 | <p>・性犯罪は精神的なダメージ等から被害者が被害申告をためらう場合も多く、被害が潜在化しやすい犯罪であるため、被害者が相談・届出をしやすい体制の確保が必要である。</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページ、新聞等の掲載などにより効果的な周知を図る。 | <p>捜査第一課 こども家庭課</p> |
| | ③意識啓発の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県公式ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載や相談カードの配布、センターだより「きらりあ」の発行によりDV相談窓口を周知 ・R2はコロナ禍によるDV増加の懸念があったため、上記に加え、フリーペーパー有料広告、県内コンビニエンスストア、主要駅等へのポスター、チラシ等の掲示などを実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページ、新聞等の掲載などにより効果的な周知を図る。 | <p>・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページ、新聞等の掲載などにより効果的な周知を図る。 | <p>男女参画・女性活躍推進室</p> |
| | ④女性を犯罪被害から守る対策の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、企業、地域等における防犯講話や地元ラジオ局の番組内における広報 ・ミニ広報紙、県警のホームページ等を活用した広報・啓発活動の実施 ・学校、地域等におけるDV予防教育の実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯講話の参加者に対し、ストーカー事案、配偶者暴力事案等の危険性や警察の取り得る措置を説明することで、自主防犯意識の向上だけでなく、届出の必要性や警察措置への理解を得られた。 ・県内の中学校、高等学校20校、大学1校でDV予防教育を実施し、DVの正しい理解を広めることができた。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。 | <p>・被害者等の危機意識及び自主防犯意識の向上と被害申告への意識啓発</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。 | <p>人身安全対策課 こども家庭課</p> |
| | ④女性を犯罪被害から守る対策の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV・デートDV・JKビジネス等予防のための啓発資料を作成し、県ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載等による啓発を実施 ・女性に対する暴力をなくす運動、AV出演強要問題JKビジネス問題等被害防止月間(R2～)において県庁ロビー等でのパネル展示、横断幕掲示などを実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページ、新聞等の掲載などにより効果的な周知を図る。 | <p>・被害者等の危機意識及び自主防犯意識の向上と被害申告への意識啓発</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。 | <p>男女参画・女性活躍推進室</p> |
| ④女性を犯罪被害から守る対策の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー事案、配偶者暴力事案等の加害者の検挙、行政処分等の措置を強力に推進するとともに、被害者の一時避難に伴う宿泊費の公費負担や避難先を管轄する他都道府県警への連絡等を実施 ・被害者保護対策の一環として、防犯カメラ、携帯型緊急通報装置等装備資機材を増設し、被害者への貸出しを実施 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難を要する事案につき、宿泊費の公費負担により一時避難に応じる被害者もおり、また、被害者の要望に応じて、装備資機材を貸し出すことで被害拡大の防止につながっている。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の実情に応じた保護対策の実施 ・各種装備資機材の増設 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。 ・防犯カメラ等各種装備資機材の運用状況を踏まえた上で、真に必要なと認められる資機材の購入 | <p>・経済的困窮、育児等を理由に避難を拒否する被害者もいるため、被害者の保護対策が困難な場合がある。</p> <p>・各種装備資機材の更なる充実が必要</p> | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の実情に応じた保護対策の実施 ・各種装備資機材の増設 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。 ・防犯カメラ等各種装備資機材の運用状況を踏まえた上で、真に必要なと認められる資機材の購入 | <p>人身安全対策課</p> | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|---|-------------------|-----|----|--------|-----|-----|-----|-----|--|--|
| (1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 | <p>④女性を犯罪被害から守る対策の推進</p> <p>【活動】 ・子供や女性に対する声掛け事案、痴漢等を認知した場合、行為者の検挙、指導・警告等の先制予防的活動を実施するとともに、「安心メール・キャッチくん」を活用し、あらかじめ会員登録している県民にタイムリーな情報提供を実施</p> <p>【成果】 ・「安心メール・キャッチくん」による情報提供を実施することで、会員登録者の自主防犯意識の向上につながっている。</p> | <p>・「安心メール・キャッチくん」の会員登録者の増加及びタイムリーな情報提供</p> | <p>【今後の取組】 ・「安心メール・キャッチくん」の会員登録者の増加に向けた広報活動及び先制・予防的活動の推進</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県民に対し、チラシや県警のホームページを活用して「安心メール・キャッチくん」への登録を働き掛ける。 ・声掛け事案等を認知した場合は、重大な性犯罪への発展を未然に防ぐため、行為者の検挙及び指導・警告を行う先制・予防的活動を推進する。</p> | 生活安全企画課 | | | | | | | | | |
| | <p>【活動】 ・学校と連携して実施している非行防止教室等において、少年に対して福祉犯罪の被害実態、SNS等のインターネットの危険性と適切な利用方法等の指導を推進した。 ・保護者向けの講話では、フィルタリングの必要性を訴えるなどし、少年を犯罪被害から守るための活動を推進した。</p> <p>【成果】 非行防止教室の実施状況(年間) 単位:回</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>非行防止教室</td> <td>320</td> <td>303</td> <td>333</td> <td>337</td> </tr> </table> | | H28 | H29 | H30 | R1 | 非行防止教室 | 320 | 303 | 333 | 337 | <p>・少年の犯罪被害防止のためには、少年に対するインターネット適正利用の啓発と、保護者によるインターネット利用状況の管理が重要である。</p> <p>・しかし、インターネット接続機器の急速な発達により、保護者よりも子の知識が高く、保護者によるインターネット利用状況の管理が難しくなっている。</p> | <p>【今後の取組】 ・少年に対する「非行防止教室等によるインターネットの適正利用の啓発」、保護者に対する「各種講話の場におけるインターネットの管理方法、フィルタリング利用方法等の教示」を推進する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校や教育委員会と連携し、非行防止教室、進学進級時における保護者説明会、PTA会議等の様々な機会を活用した啓発活動を行う。</p> |
| | H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | |
| 非行防止教室 | 320 | 303 | 333 | 337 | | | | | | | | | |
| (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進 | <p>⑤女性に対する暴力についての実態把握</p> <p>【活動】 ・警察安全相談、110番通報、関係機関からの情報提供等を通じて、各種事案の実態把握に努めている。 ・厚生労働省、内閣府への相談内容及び件数などの統計報告にかかる分析 ・子ども・女性・障害者支援センター業務報告(相談内容及び件数など)による詳細分析</p> <p>【成果】 ・警察活動を通じて事案の概要、被害状況等の実態把握に努めているが、警察活動に理解を示さない被害者の場合は関係機関と情報共有を図ることで、その後の実態把握に努めることができた。 ・関係機関との情報共有につなげることで、支援の強化につながった。</p> | <p>・警察への相談や届出を躊躇する被害者が相当数存在するものと推察される。</p> | <p>【今後の取組】 ・あらゆる警察活動を通じた実態把握と関係機関との更なる連携 ・引き続き、実態の把握に行い、関係機関との連携による支援に努める。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ミニ広報紙、県警のホームページ等の各種広報媒体、各種会合等を通じて警察相談を促すとともに、関係機関との情報共有やケース会議等を実施することで実態把握に努める。</p> | 人身安全対策課 子ども家庭課 | | | | | | | | | |
| (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進 | <p>①相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実</p> <p>【活動】 ・市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ・婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催 ・緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ・同伴児童への支援や一時保護所退所後の自立支援</p> <p>【成果】 ・一時保護やその後の切れ目のない自立支援の実施により、DV被害者の自立促進につながっている。</p> | <p>・より多くのDV被害者を支援につなげるための相談体制の強化</p> | <p>【今後の取組】 ・DV相談窓口の周知 ・相談体制の充実強化</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・関係機関と連携した相談窓口の周知活動の実施 ・国の調査研究を踏まえたSNS等の活用による相談体制の強化</p> | 子ども家庭課 | | | | | | | | | |
| | <p>②配偶者等からの暴力の防止のための啓発の実施</p> <p>【活動】 ・中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ・大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ・社会人を対象としたDV予防教育の実施 ・児童養護施設等を対象としたDV予防教育</p> <p>【成果】 ・県内の中学校、高等学校20校、大学1校でDV予防教育を実施し、DVの正しい理解を広めることができた。</p> | <p>・DVの防止のためには、早期の教育啓発が欠かせないため、引き続き、中学校・高等学校・大学・保護者等を対象にしたDV・デートDV防止のための予防教育の実施が重要</p> | <p>【今後の取組】 ・引き続き、DV予防教育を実施していく。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・早期の教育啓発のため、中学校、高等学校での予防教育の実施の拡大を図り、生徒が在学中に受講できるように努める。</p> | 子ども家庭課 | | | | | | | | | |
| | <p>【活動】 ・DV・デートDV・JKビジネス等予防のための啓発資料を作成し、県ホームページ、全世帯広報誌、新聞等への掲載等による啓発を実施 ・女性に対する暴力をなくす運動、AV出演強要問題JKビジネス問題等被害防止月間(R2～)において県庁ロビー等でのパネル展示、横断幕掲示などを実施</p> <p>【成果】-</p> | <p>・多くの県民の方にDV相談窓口やDVの内容等(身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力などもDVに含まれること等)を知っていただくことで、相談に結びつけていく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】 ・引き続き、国・県のDV相談窓口の周知やDV等予防のための啓発活動を実施する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・相談カード配布、チラシ・ポスターの掲示、県ホームページ、新聞等の掲載などにより効果的な周知を図る。</p> | 男女参画・女性活躍推進室 | | | | | | | | | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|----------------------|--|--|---|---|
| (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進 | <p>③加害者更生のための対応の手法の研究</p> <p>【活動】 ・加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を実施 【成果】 ・民間のプログラム実施団体等と連携し、その活動の効果等の確認をしながら必要な支援の検討につなげている。</p> <p>④関係機関の連携強化</p> <p>【活動】 ・長崎県DV対策等推進会議、長崎こども・女性・障害者支援センターと管内警察署との連絡協議会等の各種会議に定期的に出席し、情報提供や意見交換を実施 ・各個別事案に関しては、その危険性・切迫性の程度に応じて関係機関との連携会議、情報提供を行うなど、情報共有を図り、連携強化に努めた。 ・長崎県DV対策等推進会議や関係機関との会議を開催し、情報共有や意見交換を行った。 ・関係機関とのケース検討会議を開催し、支援の検証等を行った。 【成果】 ・配偶者暴力事案等に対する関係機関の対応や今後の課題等を理解することで、良好な関係の構築及び連携強化につながっている。</p> | <p>・国が、加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を行っているところであり、国の動向を踏まえながら加害者対策の実施に向けて取組む必要がある。</p> <p>・危険性が高い事案や関係機関が相互に連携すべき事案を認知した場合の迅速な情報共有及び連携</p> | <p>【今後の取組】 ・DV加害者プログラムの実施に向け、検討する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・国が実施するDV加害者プログラムの検証事業の検証結果等、国の動向を踏まえながら、加害者プログラムの実施について、検討する。</p> <p>【今後の取組】 ・積極的なケース会議等の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・危険性が高い事案や関係機関が相互に連携すべき事案については、積極的にケース会議等を実施することが必要である。</p> | <p>こども家庭課</p> <p>人身安全対策課 こども家庭課</p> |
| (3) 性犯罪、性暴力等への対策の推進 | <p>①性犯罪被害者への配慮</p> <p>【活動】 ・性犯罪指定捜査員の指定(女性警察官による被害女性の事情聴取充実、専科の実施。令和2年4月1日現在72名を指定) ・性犯罪被害相談電話(「#8103」(ハートさん))の設置 ・産婦人科医会とのネットワークの活性化 ・各警察署における性犯罪捜査見分検証用人形、代替服の整備 ・性犯罪被害者の初診料・診断書料・緊急避妊措置・性感感染症検査等経費の支出 【成果】 ・平成29年の刑法の一部改正により、男性も性犯罪の被害者となり得るものとなった上、被害者の精神的負担を少しでも軽減するために、被害者の希望する性別の警察官が対応し、女性を希望した場合には、各警察署に配置されている性犯罪指定捜査員を活用 ・産婦人科医会とのネットワークにより、夜間等急訴の場合にも性犯罪被害者の病院受診等の対応が可能となった。</p> <p>②カウンセリングの充実</p> <p>【活動】 ・カウンセリング支援制度に基づき、臨床心理士資格を有する部内カウンセラー又は長崎県臨床心理士会が推薦する臨床心理士を派遣し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施した。 ・犯罪被害者等の同意に基づいて長崎犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、同センターに所属する臨床心理士等によるカウンセリングを実施した。 ・カウンセリング費用の公費支出期間を初回カウンセリングから「3年間」(元々1年間)に延長した。(平成30年6月) ・カウンセリング費用の公費支出回数の上限を撤廃した。(平成30年6月) 【成果】 ・カウンセリング実施件数 H27:23回、H28:8回、H29:14回、H30:77回、R1:17回</p> | <p>・性犯罪指定捜査員のスキルアップ ・性犯罪捜査用資器材の充実</p> <p>・犯罪被害者支援専門の部内カウンセラーが1名しかいないため、有資格(臨床心理士・公認心理師)者の増員が必要である。</p> | <p>【今後の取組】 ・対応警察官の捜査能力向上(幹部への指導教養、巡回教養、捜査マニュアルの作成) ・性犯罪捜査用資器材の活用 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者の精神的負担を少しでも軽減するためには、被害者の望む性別の警察官によって対応することが必要と考えられることから、女性警察官のみならず、男性警察官に対しても教養等を行い、捜査能力の向上に取り組む。 ・昨今の犯罪情勢に応じた新たな性犯罪捜査用資器材を購入する。</p> | <p>捜査第一課</p> <p>広報相談課</p> |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|-------------------|---|--|--|----------|
| (3) 性 対 犯 罪 の 推 進 暴 力 等 へ の | ③性暴力被害者支援体制の充実 | 【活動】 ・性暴力被害者の支援窓口「性暴力被害者支援『サポートながさき』」において、電話・面接相談、付添い、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、医療・法律相談などの必要な支援を行った。 【成果】 ・相談対応件数 H28 H29 H30 R1 305件 397件 488件 347件 | ・相談対応件数は、開設当初の平成28年度が305件、平成29年度が397件(+92件)、平成30年度が488件(+91件)と年々増加してきたが、令和元年度の減少が一時的なものなのか、令和2年度の状況を確認するとともに、引き続き潜在化防止のための広報啓発が必要 また、体制の充実のため相談員の人材の育成が必要 | 【今後の取組】 ・潜在化防止のための広報活動 ・体制の充実のための人材育成 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・中学・高校生を対象とした携帯カードの配布や新聞、ラジオ、全世帯広報誌等での広報に加えて、県下のコンビニのトイレへの相談窓口を記載したステッカーの掲示による広報啓発を実施 ・犯罪被害者支援センター等と被害者支援員ボランティア養成講座等による相談員の後継者となる人材の育成に努める。 | 交通・地域安全課 |
| (4) ス ト ー カ ー 行 為 等 へ の 対 策 の 推 進 | ①被害者の親族等の支援及び防犯対策 | 【活動】 ・被害者及びその親族の意向を踏まえて、親族等の携帯電話の110番通報者登録システムへの登録、携帯型緊急通報装置等装備資機材の貸出し、親族方に対するパトロール等警戒活動等の保護対策を実施 【成果】 ・被害者だけでなく、親族等に対する保護対策を講ずることで親族等の被害防止につながっている。 | ・親族等の被害意識、危機意識が希薄であり、保護対策が困難である。 | 【今後の取組】 ・被害者の親族の実情に応じた保護対策の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・被害者の親族に事案の特性、危険性等を説明し、避難等の保護対策に対する理解を得るとともに、自治体等行政機関と連携し、被害者等への各種支援を図る必要がある。 | 人身安全対策課 |
| | ②広報・啓発の推進 | 【活動】 ・学校、企業、地域等における防犯講話や地元ラジオ局の番組内における広報 【成果】 ・防犯講話の参加者に対し、ストーカー事案等の危険性や警察の取り得る措置を説明することで、自主防犯意識の向上だけでなく、届出の必要性や警察措置への理解を得られている。 | ・被害者等の危機意識及び自主防犯意識の向上と被害申告への意識啓発 | 【今後の取組】 ・あらゆる警察活動を通じた防犯指導等の実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・防犯講話だけでなく、巡回連絡や交番・駐在所協議会等を通じた広報活動を実施する。 ・関係機関と連携した広報・啓発活動を実施し、広く県民の意識啓発の推進に努める。 | 人身安全対策課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|------|------|------|--|---|--------|
| (1) 生涯を通じた女性の健康支援 ①女性の健康保持のための相談・指導の充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、身近な保健所において思春期等の相談に対応できる体制の推進を図った。 ・また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、市町を対象とした連絡調整会議や保健師等の専門職への研修会を実施した。 <p>【成果】</p> <p>①健康教育開催回数</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>43回</td> <td>38回</td> <td>23回</td> <td>22回</td> </tr> </table> <p>②女性の健康支援(相談)</p> <table border="1"> <tr> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>571件</td> <td>639件</td> <td>477件</td> <td>445件</td> </tr> </table> | H28 | H29 | H30 | R1 | 43回 | 38回 | 23回 | 22回 | H28 | H29 | H30 | R1 | 571件 | 639件 | 477件 | 445件 | <ul style="list-style-type: none"> ・各ライフステージに応じた相談支援体制の構築 ・健康教育については、既実施校からの継続依頼が多いことなどから、県内全域への広がりを欠いている。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期保健関連事業は、学校保健でも性教育として実施されており、また思春期の精神保健としても従来から活動が行われているため、地域の関係機関との役割分担を行ない、連携体制を強化していく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整会議や保健師等の専門職への研修会の開催 ・既実施校については、学校で継続して実施ができるよう、教育資材の提供や助言を行う。 | こども家庭課 |
| H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 43回 | 38回 | 23回 | 22回 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H28 | H29 | H30 | R1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 571件 | 639件 | 477件 | 445件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②子宮がん、乳がんの予防対策の実施 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検診車の貸与(離島も含めた県内の集団検診実施機関である(公財)長崎県健康事業団へ貸与) ○がん検診事業評価・精度管理事業の実施 ○民間企業との連携(がん検診受診率促進企業連携事業等) ○市町が行う個別勧奨・再勧奨の取組への支援 <p>【成果】</p> <p>子宮頸がん検診受診率</p> <p>H30年度18.4%(全国16.0%) H29年度19.2%(全国16.3%) H28年度18.3%(全国16.4%) 基準値H27年度33.7%(全国23.3%)</p> <p>乳がん検診受診率</p> <p>H30年度15.6%(全国17.2%) H29年度18.3%(全国17.4%) H28年度15.7%(全国18.2%) 基準値H27年度22.6%(全国20.0%)</p> <p>※基準値、実績値とも厚生労働省所管の地域保健・健康増進事業報告を出典としている。当該統計では、H28年度から受診率算定の算定方法を変更しており、本計画の基準値と実績値の比較には注意を要する。また、当該統計は保健所や市区町村が行う保健施策について把握するものであり、保険者や事業者が実施するがん検診等については反映されていないことにも留意が必要。</p> | <p>○近年、子宮頸がんの罹患が低年齢化している。しかし、若い年齢、特に20代の受診者が少ない。</p> <p>○今後、検診の有効性やHPV(ヒトパピロマウイルス:子宮頸がんの原因ウイルス)など子宮がんについての正しい知識の普及啓発を行う必要がある。</p> <p>○乳がんは女性が罹るがんの中で上位にあり、40～50歳代の罹患率が高く本人・家族への影響が大きい。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>子宮頸がん検診、乳がん検診は、厚生労働省が科学的根拠に基づいて効果があるとして推奨しているがん検診であり、長崎県としても引き続き普及啓発を図る。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>H30年3月に策定した第3期長崎県がん対策推進計画に沿って引き続き、市町及びがん検診推進に協力する企業、関係団体と連携し、受診率向上に向けた取組みを強化する。</p> | 医療政策課 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 ①妊娠・出産に係る女性への支援 | <p>①母子特定疾病対策費</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体に障害のある児(育成医療)・未熟児(養育医療)に対し医療等の給付を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育成医療給付実人員 H28:677人、H29:734人、H30:602人、R1:458人 <p>②福祉医療費助成費</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児(0歳～就学前)、ひとり親家庭の親と子、寡婦等の医療費の一部助成を行った。また、H30年度からは乳幼児医療費について、柔道整復施療療養費の受領委任払いを開始した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成実績 H28:992,126千円、H29:984,149千円、H30:972,261千円、R1:971,038千円 <p>③母子保健専門強化事業</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査費用助成により先天的な代謝異常等の早期発見、専門家による協議会や講演会の開催によりATL(成人T細胞白血病)の感染防止等を図った。 ・検査項目の拡大や産婦人科向けリーフレットの改訂を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATL抗体検査陽性者数 H28:67人、H29:57人、H30:54人、R1:51人 | <p>②福祉医療費助成費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自自治体で助成しているが、財政力等によりその内容に自治体間で差が生じている。 <p>③母子保健専門強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ATL陽性率は減少傾向にあるが、依然一定の陽性者が存在する。 | <p>②福祉医療費助成費</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本来医療についても同じ条件で受けられることが望ましいことから、全国統一の医療費助成制度の創設を国に求める。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国に対し、全国知事会や政府施策要望等を通じ求めていく。 <p>③母子保健専門強化事業</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染予防に取り組むとともに、相談体制の充実を図っていく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会での議論を踏まえ対策を推進する。 ・保健所や医療機関と連携しながら相談体制の充実にも努める。 | こども家庭課 | | | | | | | | | | | | | | | | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|-----------------|---|--|--|--------|
| ①妊娠・出産に係る女性への支援 | <p>④健やか親子21推進事業</p> <p>【活動】 ・総合的な観点から発達障害児・者に対する支援を検討する協議会を設置し、県内の関係機関による連携体制の構築を図った。</p> <p>【成果】 ・発達障害者支援センターによる関係機関への支援件数 H28:204、H29:204、H30:220、R1:122</p> | ④健やか親子21推進事業 ・県内1箇所の発達障害者支援センターに相談が集中しており、身近な地域で相談ができ、必要な支援を受けられる体制が整っていない。 | ④健やか親子21推進事業 【今後の取組】 ・発達障害のある人やその家族が身近な地域において支援を受けられる体制づくりを進めていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・一義的に相談支援を担う人材養成のための研修の実施 ・個別事例への対応を通じた発達障害者支援センターによる間接支援の強化 | こども家庭課 |
| | <p>⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業</p> <p>【活動】 ・産科医療機関と行政が連携し、妊産婦を早期に支援することで、心身の安定を図り、児童虐待の発生予防に取り組んだ。</p> <p>【成果】 ・産科から市町に対し妊産婦の訪問を依頼した件数 H28:716、H29:667、H30:828、R1:709</p> | | | |
| | <p>⑥健やか親子サポート事業(再掲)</p> <p>【活動】 ・ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、保健所において不妊を含めた相談対応を行うことで「健やか親子21」の推進を図った。</p> <p>【成果】 ・健康教育開催回数 H28:46、H29:38、H30:23、R1:22</p> | ⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 | ⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 【今後の取組】 ・各地域の状況に応じ、産科・精神科・小児科・行政の関係性を深めた連携を構築する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・妊産婦等連絡相談窓口一覧表の改訂及び活用 ・地域の関係機関が参加する連絡会議の開催 | こども家庭課 |
| | <p>⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業</p> <p>【活動】 ・H29年度から、産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築する事業に取り組んだ。</p> <p>【成果】 ・研修会の開催により、妊産婦のメンタルヘルスについて関係多職種が理解が深まった。 ・妊産婦の受け入れ可能な精神科診療機関リスト作成により、産科・精神科・行政における連携が強化された。</p> <p>⑧子ども子育て支援事業</p> <p>【活動】 ・乳児家庭全戸訪問事業や必要と認められる保護者に対し養育に関する相談等の支援を実施する市町に補助を行った。</p> <p>【成果】 ・養育支援訪問実施件数(H28～R1年度) H28:1,502件、H29:1,795件、H30:1,521件、R1:1,682件</p> | | | |
| ①妊娠・出産に係る女性への支援 | <p>⑨小児慢性特定疾病対策総合事業</p> <p>【活動】 ・毎年度、小児慢性特定疾病にかかっている児童に対し、医療費の給付等を行った。</p> <p>【成果】 ・助成実績(H28～R1年度) H28:164,453千円、H29:161,026千円、H30:175,516千円、R1:194,515千円</p> | ⑩特定不妊治療費助成事業 ・年齢が高くなるほど妊娠・出産に至る確率が低下し、妊娠・出産に伴うリスクが高くなる傾向がある。 | ⑩特定不妊治療費助成事業 【今後の取組】 ・早い時期からの不妊治療を促すための普及啓発 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性向け健康管理アプリを使ったアンケートに実施により実態を把握する。 ・大学や企業を通じ若い世代に対し、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図る。 | こども家庭課 |
| | <p>⑩特定不妊治療費助成事業</p> <p>【活動】 ・医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成した。</p> <p>【成果】 ・助成件数 H28:537、H29:600、H30:535、R1:607</p> | | | |

(2) 妊娠・出産に係る女性への支援

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|---|--|----------|
| (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 ②周産期医療の充実 | <p>【活動】</p> <p>①周産期母子医療センターの診療機能、病床数、及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る支援を実施し、地域における周産期医療体制の確保を図った。</p> <p>②周産期母子医療センターと、地域の産科病院・診療所や在宅医療体制等との機能分化・相互連携により、周産期医療を効果的に提供できるシステムの整備を実施した。</p> <p>③周産期医療関係者に標準的な母体救命法などを普及させることにより、効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図った。</p> <p>【成果】</p> <p>・県内NICU病床数について国の示す指針(出生1万人当たり25~30床)を満たし、周産期医療の充実を図ることができた。</p> <p>【参考:出生1万人当たりの県内NICU病床数】</p> <p>(H27年末時点) 24.5床 (R2年末時点) 38.8床</p> | <p>・周産期医療支援システム(すくすく)の参加施設数について、県内の周産期医療機関における情報共有及び小児医療等との連携強化のため、より普及させる必要がある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・県内の周産期医療提供体制及び医療従事者の確保のため、現在実施している支援を継続させるとともに、県医療計画の中間見直し(R3予定)結果等も踏まえ、関係機関と連携し随時事業の方向性について修正を図っていく。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・周産期医療システムの必要性や有用性について、研修や各種会議等を通じ未参加医療機関に対し説明を行い普及啓発に努めるとともに、未参加機関への調査を実施し、必要に応じシステム改修等を検討する。</p> | 医療政策課 |
| (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進 ①HIV/エイズ、性感染症対策の推進 | <p>【活動】</p> <p>県内保健所等において、HIV、クラミジア、梅毒の検査を実施し、早期発見・早期治療に繋げ、感染症拡大防止を推進している。エイズについては、6月の検査週間や12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット及び啓発グッズ等の配布 ・保健所による学校へのエイズ等性感染症予防講話の実施 ・県内全保健所によるHIV・クラミジア・梅毒検査の実施 ・長崎市内医療機関を利用したHIV休日・夜間検査の実施(R2年度までで終了) <p>【成果】</p> <p>予防教育実施回数 H28: 47回、H29:43回、H30:41回、R1:38回、R2:21回</p> <p>HIV検査件数 H28:635件、H29:774件、H30:853件、R1:828件、R2:366件</p> <p>HIV相談件数 H28:382件、H29:379件、H30:558件、R1:433件、R2:222件</p> <p>新規HIV感染者数 H28:0人、H29:4人、H30:3人、R1:5人、R2:1人</p> <p>新規AIDS患者数 H28:2人、H29:2人、H30:2人、R1:2人、R2:0人</p> <p>※感染者数及び患者数は暦年</p> | <p>・若年者等への予防教育の回数は減少傾向にあるが、予防教育の手法など、性行動に関する正しい情報の提供方法の検討が必要である。</p> <p>・県内におけるHIV検査件数は、横ばいであったが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い全国同様件数が半減したと推測される。早期発見を図るためにも継続した啓発活動が必要である。</p> <p>・インターネットの普及により、性に関する情報を手に入れやすい環境にあるが、様々な情報があふれており、正しい情報が伝わりにくい状況にある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・引き続き、県内保健所等において、HIV、クラミジア、梅毒の検査を実施し、早期発見・早期治療に繋げ、感染症拡大防止を推進する。また、エイズについては、6月の検査週間や12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。</p> <p>・若年者への予防教育については、教育部門と協力し推進する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・専門委員会において課題解決に向けた検討の実施</p> <p>・インターネットやマスメディアを活用した広報の実施</p> <p>・保健所による学校への予防教育の実施</p> <p>・希望者が検査を受けやすい日時の設定等、検査環境の整備</p> | 医療政策課 |
| ②喫煙、飲酒対策の推進 | <p>【活動】</p> <p>・喫煙や飲酒が健康に与える影響について普及啓発・相談、禁煙治療医療機関などの情報提供を実施</p> <p>・受動喫煙防止については、H27年度からH30年度は県・市町管理施設の分煙調査・助言や飲食店禁煙登録制度の周知に取り組み飲食店の参加を促進</p> <p>・R1年度からは改正健康増進法の受動喫煙防止対策の周知に向け説明会を実施</p> <p>・R2年10月1日現在の県及び市町等が管理する公共施設(一部対象外あり)の受動喫煙対策状況調査を実施</p> <p>【成果】</p> <p>・様々な機会を活用し、普及啓発を行うことで特に女性や未成年者へ禁煙や多量飲酒が健康に与える影響について周知できた。</p> <p>・受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の施行に伴い、R元年7月1日から学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の第一種施設が敷地内禁煙となり受動喫煙対策は確実に推進できており、R2年10月の調査では対象の公共施設はすべて受動喫煙対策が取られていた。</p> | <p>・改正健康増進法によりR2年4月1日から飲食店等の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、望まない受動喫煙の防止強化のため、普及啓発、各種届出の受理や違反者への指導等適切な対応にしていける必要がある。</p> | <p>【今後の取組】</p> <p>・喫煙や飲酒について、引き続き普及啓発、相談、情報提供を実施する。</p> <p>・改正健康増進法の受動喫煙対策の着実な実施に向け、普及啓発、違反者への指導等適切に対応する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>・R2年4月1日から飲食店等の第二種施設は原則屋内禁煙となっており、望まない受動喫煙の防止強化のため、普及啓発、各種届出の受理や違反者への指導等適切に対応するため、保健所の窓口担当者への説明会等を実施する。</p> | 国保・健康増進課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|------------------------|---|------------|
| (3)健康を 策にお のびや 推し進 めかす 問題 への 対 | ②喫煙、飲酒対策 の推進 | ・健康教育等を活用した普及啓発の 継続 | 【今後の取組】 ・学校等からの健康教育依頼への対応 ・学校保健や他機関との連携強化 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・学校等と連携し、健やかな妊娠・出産の観 点から若い世代への健康教育を実施する。 ・保健指導、母親学級、両親学級等の機会 を捉えた市町での普及啓発 | こども家庭 課 |
| | 【活動】 ・県立保健所において、思春期の健全な 母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子 育て、更年期等各ライフステージに応じて 適切な自己管理ができるよう健康教育を 実施するとともに、身近な保健所において 思春期等の相談に対応できる体制の推進 を図った。 ・飲酒に関する児童・保護者向けリーフレッ トを作成し、関係機関を通じて啓発を行っ った。 【成果】 健康教育開催回数 H28 H29 H30 R1 43回 38回 23回 22回 | | | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|--|--|---|--|-----------------|
| (1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進 | ①自立援助の促進 【活動】 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・ひとり親家庭等自立促進センター事業 ・給付金事業 ・児童扶養手当の給付 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業 【成果】 ・ひとり親への就労支援や相談対応、各種手当、給付金の支給などを通じ、ひとり親世帯の自立につながった。 | ・ひとり親家庭は、不安定な就労形態などで困窮している家庭が多く、社会的に孤立しやすいため、既存の支援施策を知らないなど、支援につながりにくい。 | 【今後の取組】 ・既存の支援施策の確実な実施 ・支援施策の更なる周知 ・住宅支援資金の貸付等支援の強化 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・令和2年度に作成した各種支援制度をまとめたガイドブックを活用し、各種支援制度の更なる周知に努める。 ・県内市町における貧困対策事業の構築に向け、統括コーディネーターとともにノウハウの提供や課題解決に向けた支援を行う。 | こども家庭課 |
| | ②相談援助体制の充実 【活動】 ・母子・父子自立支援員の設置 ・ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助 ・ひとり親家庭指導者人材育成事業補助 【成果】 ・自立支援プログラムの策定や各種支援事業の実施により、ひとり親家庭への各種サービスの提供を行った。 ・総合相談窓口の設置により、相談体制の強化ができ、多くのひとり親を支援につなげることができた。 | ・既存の支援施策を知らないひとり親家庭が一定数存在し、支援につながりにくい | 【今後の取組】 ・相談窓口や支援施策の周知 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・令和2年度に作成した各種支援制度をまとめたガイドブックを活用し、各種支援制度の更なる周知に努める。 | こども家庭課 |
| | ③公営住宅への優先入居及び公営住宅と社会福祉施設の一体的整備の推進 【活動】 ひとり親世帯向住宅を設定し、抽選の優遇を実施 【成果】 R1、2の2年間で108世帯が入居 | ・公営住宅と社会福祉施設の一体的整備は、社会福祉施設部分の整備方針等の把握が住宅部局ではできないため、事業化が困難 | 【今後の取組】 ・社会福祉施設整備に関する文言の削除 【課題解決に向けた具体的な取組】 - | 住宅課 |
| (2) 貧困・高齢・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援 | ①貧困を抱えた人への支援 【活動】 ・生活困窮者に対し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業及び子どもの学習支援事業等の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る。 ・児童養護施設等入所児童の大学等進学率の機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成した。 【成果】 ・R2年度は県福祉事務所管内(西彼福祉事務所、東彼・北松福祉事務所、上五島福祉事務所)で実施済 ・児童養護施設等入所児童の大学進学率が上昇した。 | ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による多様な相談ニーズへの対応が必要。 ・国は令和4年度までに、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を全自治体で実施することを目標としているが、県内自治体の実施率は十分ではない。 ・児童養護施設に入所する児童の大学等進学率は上昇傾向にあるが、県内高校生の進学率と比べると較差がある。 | 【今後の取組】 ・新型コロナウイルス感染症の影響に対応した相談体制の強化を図る。 ・就労準備支援事業及び家計相談支援事業の全自治体実施を目指し働きかけを行う。 ・事業の更なる周知に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・未実施自治体へ赴きヒアリングをし、積極的に働きかけを行う。 | 福祉保健課 こども家庭課 |
| | ②高齢者の自立支援 【活動】 ・高齢者が就業から社会参加まで気軽に相談できる窓口をH29.3.27に開設(個別相談や関係機関の紹介など相談者の希望に即したマッチング支援、高齢者向けセミナーの開催等) 【成果】 センター登録者数 H29:164人、H30:464人、R1:613人 進路決定者数 H29: 46人、H30:198人、R1:299人 | ・登録者の大多数が一部地域の住民であるなど、ワンストップ窓口である「ながさき生涯現役応援センター」の活動が本土地域、特にセンター及びサテライト周辺地域が大半であり、県下全域に広がっていない。 ・退職後の男性の社会参加が少ない。 ・男性が気軽に参加できる活動を提供することが必要 | 【今後の取組】 ・高齢者の就労支援及び社会参加支援に対する施策の再構築。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・市町と連携した就業・社会参加の機運の醸成に向けたセミナーの開催 ・商工団体や労働組合と連携した定年間近の世代に向けたセミナーの開催 ・退職者団体と連携した、高齢者が参加できるモデル事業の立ち上げと普及。 | 長寿社会課 |
| | ③高齢者の自立支援 【活動】 ・シルバー人材センター事業の一層の発展、拡充を図るため、公益社団法人シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付 【成果】 シルバー人材センター会員数 H28:6,068人、H29:5,897人、H30:5,797人、R1:5,879人 | ・企業における高齢者雇用の推進等により、会員数が減少傾向にある。 | 【今後の取組】 ・シルバー人材センター事業の一層の発展、拡充を図るため、公益社団法人シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・新たな業務の掘り起こし ・割合が低い女性会員の新規掘り起こし | 雇用労働政策課 |
| ④高齢者の自立支援 【活動】 ①国の制度に基づくバリアフリーなどの一定の整備基準を満たした、民間建設型の高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助。 ②県営住宅の改善等によるバリアフリー化の推進。 【成果】 ①県内で147戸の供給実績。 ②県営住宅のバリアフリー化率 55.5%(R2年度末時点) | ・高齢者向け優良賃貸住宅については、国の制度に基づき民間業者が供給するため、県の直接的なコントロールが困難。 ・県営住宅は、入居者が居住している既設改善事業が主体であり、工事着手のための合意形成などに時間がかかるため、大幅な増加は困難。 | 【今後の取組】 ・高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助については継続。 ・県営住宅の改善については継続。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・これまで同様、事前の説明会等を通じ、事業必要性をご理解いただく。 | 住宅課 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|-----------------------------|---|--|--|---|
| (2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援 | <p>【活動】</p> <p>①障害者芸術祭開催助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者芸術祭開催費用の補助を行い、障害者の文化・芸術活動の振興、社会参加、障害のある人とない人の相互理解、障害者福祉に対する県民への理解の促進を進めた。 ・内容(補助事業):「演舞、合唱、器楽演奏等」、「障害のある人とない人が一緒に集った「第九」の合唱」、「障害者の芸術作品展」、「障害者グループの即売コーナー」 ・R2年度については新型コロナウイルス感染症対策のため「障害者の芸術作品展」のみ実施。 <p>②障害者理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募することにより、障害者福祉に対する県民への理解を広げ、互いの理解を深めた。 ・内容:「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集・審査・表彰、入賞作品集の作成及び学校等に配布、県知事賞受賞作品の内閣府への推薦 <p>【成果】</p> <p>①障害者芸術祭開催助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術祭参加人数<年度(開催地)> H28:大村市 H29:諫早市 H30:時津町 R1:五島市 <人数> H28:約1,200人、H29: 約1,100人、H30:約1,300人、R1:約1,600人 <p>②障害者理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募作品数(作文)H28:98点、H29:64点、H30:65点、R1:119点、R2:93点 (ポスター)H28:66点、H29:70点、H30:56点、R1:51点、R2:55点 | <p>①障害者芸術祭開催助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の多くの障害者が参加の機会を得られるよう、県内各地を回って開催している関係で、開催地によっては演目出演者の募集に対する応募が少ないケースがある。 <p>②障害者理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品数(ポスター)の応募数について、平成29年度は前年度を上回っているものの、近年減少傾向にある。 | <p>【今後の取組】</p> <p>①障害者芸術祭開催助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地を回ることで、開催地周辺の参加者が参加しやすくなる一方で、それ以外の地区の参加者には負担が生じ、人口の少ない地域では、出演者・参加者の確保が難しくなる場合もあるが、各地区の障害者に芸術祭に参加する機会を提供できるよう、今後も県内各地で開催する。 <p>②障害者理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動の強化等により更なる周知を行い、応募数を増加させる。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>①障害者芸術祭開催助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演目出演者の応募が少ない可能性のある地域での実施の際は、その地区だけでなく近隣地区の関係団体等にも実行委員会に加入いただくことで、他地区での出演者の呼びかけ等を積極的に依頼する。 <p>②障害者理解促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各学校に作品提出に係る依頼を文書で行っているが、夏休みの自由課題の1つとして取り扱っていただくよう併せて依頼を行うことで、作品応募数の増加に繋げる。 | 障害福祉課 |
| | ④性的指向や性同一性障害への理解促進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者に関して正しく理解してもらうため、県民、企業、社会教育・学校教育関係者等を対象に、人権にかかる各種講演会、研修会、イベント等の中で教育・啓発を行った。 ・H30年度からは、性的少数者に関する教育・啓発に特化した事業を組み、フォーラムの開催、ロゴマーク募集、実態調査、啓発ハンドブックの作成などにより教育・啓発を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォーラム等がマスコミにも取り上げられ、各種講演会、研修会等の参加者だけでなく、広く県民へ理解促進が図られた。 <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図った。 ・性別で分けられない名簿の使用について公立高校へ依頼した。 ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のための人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」の第50集を平成29年度に、第51集を令和元年度に作成し、共に、性的マイノリティに関する内容を掲載した。(小中学校) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する人権教育校内研修実施率(公立高校) H27年度:97%、H28~R1年度:100% ・性別で分けられない名簿の使用率(公立高校) H29年度9%、H30年度10.4%、R1年度22.4%、R2年度100% ・小・中学校ともに自校の人権教育全体計画に性的マイノリティに関する内容を取り入れる学校が増えており、令和2年度においては小学校で約33%、中学校で約63%となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・R元年度に実施した実態調査結果では、性的少数者の悩みや困りごととして「周囲の性的少数者に関する差別的な言動」、地域社会に望む取組として「教育・啓発に関すること」の割合が最も高かったことから、県民等の理解・認識がまだ十分ではない。 <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害への理解は進んでいるものの、十分ではなく今後も偏見や差別解消に向けた取組が必要である。 ・丁寧な指導を継続していくことにより、児童生徒の中に差別意識が生ずることのないようにしなければならない。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続して県民等への教育・啓発活動を推進していく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <p>—</p> |
| | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修を推進する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・引き続き、教職員に対する人権教育研修を行う。 ・機会を捉えて、社会科や特別活動等をはじめとする様々な場面で、性的指向や性同一性障害への理解を促進しなければならない。そのために、隔年で実施している「地区別人権教育研修会」において、その前年度に作成する「人権教育をすすめるために」を有効活用し、性的指向や性同一性障害に関する内容の研修を実施していく。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修を推進する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・引き続き、教職員に対する人権教育研修を行う。 ・機会を捉えて、社会科や特別活動等をはじめとする様々な場面で、性的指向や性同一性障害への理解を促進しなければならない。そのために、隔年で実施している「地区別人権教育研修会」において、その前年度に作成する「人権教育をすすめるために」を有効活用し、性的指向や性同一性障害に関する内容の研修を実施していく。 | 義務教育課 高校教育課 | |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | |
|---------------|------------------------------|---|--|---|--------------|
| (1) 子育て支援策の充実 | ①仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の施設整備に補助を実施し、保育の受け皿の拡大とその担い手の確保や質の向上を図った。 ・一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業などの多様な保育サービスの拡大・充実を図った。 ・放課後児童クラブの整備(創設、改築、大規模修繕)を行うことで、共働き家庭等の子育てと仕事の両立支援を図った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所待機児童数(年度) H27 H28 H29 H30 H31 R2 42 70 190 157 70 0 ・放課後児童クラブ待機児童数(年度) H27 H28 H29 H30 R1 412人 18人 42人 53人 29人 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出・共働き家庭の増により、保育の需要は拡大しており、受け皿の整備とともに、保育人材の確保が課題。 ・多様な保育サービスについては、地域の資源と利用者のニーズにギャップがあり、きめ細かなサービスの充実のためには、市町への働きかけが必要である。 ・国は全ての子どもを対象とした「地域子ども教室」と放課後児童クラブを一体的又は連携して実施することを推奨しているが、当県では放課後児童クラブの学校敷地内への設置率が低く、「地域子ども教室」との連携は困難な状況である。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育人材確保事業に引き続き取り組む。 ・多様な保育サービスについては、市町に対して、適切な助言支援を行っていく。 ・国庫補助事業を活用し、放課後児童クラブの整備を行い、共働き家庭等の子育てと仕事の両立支援を図っていく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育人材確保のため、システムを活用し潜在保育士の再就職支援と現職保育士の離職防止対策を強化。 ・放課後児童クラブの学校施設内への設置促進を図るとともに「地域子ども教室」との連携については、教育委員会とともに放課後対策の在り方について協議を行っていく。 | こども未来課 |
| | ②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> — <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> — | <ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施主体であり、ニーズの把握～検討～設置については、市町が主体となり決定するもの。県としての助言や働きかけ、どういった関わり方ができるのか。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町に、各種施策の実施について検討してもらう。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議や協議の場を活用し、他市町の取組事例を共有し、実施へ向けた検討を促す。 | こども未来課 |
| | ③公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり推進協議会を開催し、バリアフリー化施設の進捗状況を報告すると共に、専門家からの意見聴取を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2年度 福祉のまちづくり推進協議会開催数:2回 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き福祉のまちづくり推進協議会において進捗状況の報告や専門家からの意見聴取を行いながら、多目的トイレをはじめとする各種施設等のバリアフリー化の普及啓発に努める。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり推進協議会の引き続きの開催 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前のおり進捗報告及び意見聴取を行いながら、関係機関との連携を一層深めていく。 | 福祉保健課 |
| (2) 介護支援策の充実 | ①介護支援策の充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護する者の支援を目的に、地域支援事業において、市町を実施主体として介護をしている家族を対象に主に以下を実施 ①適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした家族介護教室により、介護者の心の悩みを相談できる体制を促進 ②地域における認知症高齢者の見守り体制構築を目的とし、徘徊高齢者を早期発見できる仕組み構築などの見守り事業を実施 ③食生活に関する指導等の健康相談・疾病予防等事業を実施 ④介護から一時的に開放するための介護者交流会の開催 ⑤要介護者を介護している家族に対する介護慰労金の支給により、家族の経済的負担の軽減を図った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族介護教室 H27:58%、H28:53%、H29:53%、H30:58%、R1:53% ・認知症高齢者見守り事業実施率 H27:47%、H28:47%、H29:42%、H30:47%、R1:47% ・健康相談・疾病予防等事業実施率 H27:5%、H28:11%、H29:11%、H30:11%、R1:5% ・介護者交流会の開催実施率 H27:47%、H28:37%、H29:32%、H30:32%、R1:32% ・介護自立支援事業実施率 H27:32%、H28:32%、H29:21%、H30:16%、R1:16% | <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談・疾病予防事業が伸び悩んでいるほか、介護自立支援事業の実施率が以前よりも低くなっている。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を中心に介護予防に取り組むとともに、任意事業の中の家族介護支援事業等も活用しながら、家族の介護負担の軽減に努める。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率が低い分野については、市町に改めて事業の必要性を説明した上で、各市町の状況と実施の必要性を各実施主体に検討を促し、実施につなげていく。 | 長寿社会課 |
| | (3) 男女共同参画に関する取組 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」での相談窓口の運営 ・一般相談窓口(月～金9:00～17:00(祝日、年末年始除く)) ・男性相談窓口(第2・第4水曜日18:00～21:00(祝日、年末年始除く)) ・相談窓口の周知広報 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談件数 H28:137、H29:98、H30:124、R1:114 ・男性相談件数 H28:83、H29:75、H30:50、R1:67 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する相談体制の充実化 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県男女共同参画推進センターにおいて相談対応を行い、夫婦、家庭、男性の社会的重圧等への悩みに関する相談対応を行う。 ・相談内容によっては、他の適切な相談対応窓口への案内・引継ぎを行う。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談、男性相談窓口について、他の相談機関等と連携しながら適切な運営を行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---------------------------------|--|---|---|----------------|
| ①学校における男女平等教育の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のために教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図った。 ・R元年度「男女共同参画週間」を実施した。(公立高校) ・性別で分けない名簿の使用について公立高校へ依頼した。 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図った。 ・社会科や家庭科等の学習においては、男女平等に関する学習内容を取り扱うこととなっている。また、これらに限らず、学校教育において男女平等に関することは、日常的に展開されている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する人権教育校内研修実施率(公立高校) H27年度97%、H28～R1年度100% ・性別で分けない名簿の使用率(公立高校) H29年度9%、H30年度10.4%、R1年度22.4%、R2年度100% ・小中学校ではほぼ全ての学校で教育目標に、男女平等を含む人権教育の視点を取り入れている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をのこした教育を行う。 ・身近な人権問題として、男女平等に関する学習が形骸化しないように各学校で、取組を工夫する必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をのこした教育を行う。 ・現代社会において、依然として残る女性差別問題等を丁寧に取り上げながら、男女平等教育を継続していく必要がある。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のために教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。 | 義務教育課 高校教育課 |
| (1)学校における教育・学習の充実 ②教職員の研修の充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の広がりや深まりを目指し、体験的参加型学習の手法を取り入れ、人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を隔年で実施した。 ・人権教育啓発資料「人権教育をすすめるために」を活用した地区別人権教育研修会を隔年(H28,30)に実施した。各学校においても、研修会に参加した教員が、所属学校において、伝達研修を行った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員に対する人権教育校内研修実施率(公立高校) H27年度97%、H28～R1年度100% ・「人権教育をすすめるために」を活用して校内研修を実施した学校は、小・中学校ともに100%である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の広がりや深まりをさらに進めていく必要がある。 ・各学校で行われる校内研修が形骸化しないような工夫が求められる。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験的参加型学習の手法を取り入れ、人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を実施する。 ・「人権教育をすすめるために」は隔年発行としており、様々な人権課題に関する詳細な情報とともに、体験的参加型学習の手法を取り入れた内容を掲載することにより、校内研修の充実に資するようものにしたい。 | 義務教育課 高校教育課 |
| ③家庭科教育の充実 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等の意識の醸成を図った。 ・小学校家庭科、中学校技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等意識の醸成を図っている。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の意識が向上しつつある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き男女平等の意識向上に努める必要がある。 ・学習指導要領の定めに従って、適切に教科指導を展開しなければならない。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領に基づき、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実に努める。 ・新学習指導要領の全面実施が、小学校においては今年度、中学校においては来年度であり、その理念の実現に向けて、各学校における家庭科の授業の充実を目指す。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等の意識の醸成を図る。 | 義務教育課 高校教育課 |
| ④生涯を見通したキャリア教育の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の継続就業の視点を踏まえた結婚・育児等のライフステージや、生涯収支などをモデルケースとして紹介する冊子を制作 ・県内大学生を対象にキャリア・ライフデザインセミナーを開催し、学生自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立等について若者の意識啓発を図った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフデザインガイドブック制作4,000部(H29) ※県内10大学11校、県内公立高校54校に送付 ・セミナー受講者数 H29:1,058名、H30:662名、R1:570名(ライフデザインガイドブックを活用) <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー受講後アンケートでの継続就業意識率 H29:18.1% H30:42.7% R1:56.5% | <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しが必要。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県内大学生を対象に、キャリア・ライフデザインセミナーを実施 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの参加者アンケートの結果等を踏まえ、より効果的な実施方法を検討するなど、必要に応じて見直しを行う。 | 男女参画・女性活躍推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|---|---|---|----------------|
| (1) 学校における教育・学習の充実 ④生涯を見通したキャリア教育の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通じたキャリア教育の充実と積極的な推進を図った。 子どもたちが、地域の大人や生き方に対する憧れや夢を抱き、それを志へと高められるような教育環境の整備や応援体制の構築を図った。 平成26年度から、産業界、官公庁、小中学校や大学教員等からなる「長崎っ子の『夢・憧れ・志』応援会議」を立ち上げ、その集大成として平成31年2月に、「長崎県の未来を創る『ふるさと教育』応援フォーラム」を開催し、約300人の参加を得た。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の教育活動全般を通じたキャリア教育の充実が進んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> 学校の教育活動全般を通じたキャリア教育の充実をさらに進めていく必要がある。 新学習指導要領においては、小学校の特別活動にも「一人一人のキャリア形成と自己実現」が定められており、早い段階からのキャリア教育の充実が望まれるところとなる。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 進学や就職に関する情報を幅広く提供し、生徒一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、生徒が性別にとらわれず自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通じたキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。 各小・中学校において「キャリアパスポート」が運用されており、本パスポートの効果的な活用を図ることで、キャリア教育の更なる充実を図りたい。 | 義務教育課 高校教育課 |
| ⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、生徒一人ひとりの適正や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図った。 子どもたちが、自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、発達段階に応じた適切な指導を展開した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な情報を適切に提供し、きめ細やかな「生涯にわたる生き方指導」が行われた。 将来への夢や憧れがある小学生の割合は約90%、夢の実現に向けて行動している中学生の割合は約70%という数値である。(R2) | <ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き生徒一人ひとりの適正や希望に応じた、きめ細やかな指導が必要である。 将来に向けて自己の展望を持つ児童生徒の割合は、発達段階が上がるに連れて減少傾向にある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> あらゆる分野で女性が活躍できるよう、生徒及び保護者に対して、適切な情報を提供するなど、生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。 県内8中学校を研究指定校とし、地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等の職業体験学習に探究的に取り組む「ふるさとキャリア教育充実事業」を展開している。研究指定校で得た成果を広く県内の中学校に広めていきたい。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> さまざまな職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、生徒一人ひとりの適正や希望に応じた、きめ細やかな指導を行うなど、進路指導の充実を図る。 | 義務教育課 高校教育課 |
| (2) 適切な性教育の実施 ①適切な性教育の実施 | <p>①健やか親子サポート事業(再掲)</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、身近な保健所において思春期等の相談に対応できる体制の推進を図った。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、市町保健師等の専門職への研修会を実施した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教育開催回数 H28:43、H29:38、H30:23、R1:22 <p>②妊産婦相談支援ネットワーク構築事業</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックを作成・配布を行い、啓発を図った。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> サポートブック配布数 H29:6,919冊、H30:5,900冊、R1:4,130冊、R2:6,196冊 | <ul style="list-style-type: none"> 県立保健所において、生涯を通じた女性の健康の保持増進等を図ることを目的として、健康教育事業を実施しているが、若者に広く、正しい知識普及を行うためにも、地域の関係機関との役割分担や連携を図りながら、事業展開を行う必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 思春期保健関連事業は、学校保健でも性教育として実施されており、また思春期の精神保健としても従来から活動が行われているため、地域の関係機関との役割分担や連携体制を強化していく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡調整会議や保健師等の専門職への研修会の開催 高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックについて、最新のデータや適当な表現であるかという観点から適宜見直しを行ない、継続して作成・配布する。 | こども家庭課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|---|--|--|----------------|
| (2) 適切な性教育の実施 ①適切な性教育の実施 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての公立中学校・高等学校に対し、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)を実施するよう要請した。 H28,29年度は、こども政策局と連動しながら、教職員、母子保健関係職員を対象にした性に関する教育指導者養成研修を実施した。 H29年度からは、管理職員や保健主事等に必要な知見を深めるために「学校における現代的な健康課題研修会」において「性に関する教育」をテーマに、専門医からの講演を実施した。県内2地区で各1回開催した。 学校保健総合支援事業(文科省委託事業)で、産婦人科医、助産師を学校へ派遣し、児童生徒への講演を実施した。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性に関する教育実施実績(実施率) H28 H29 H30 R1 100% 100% 100% 100% 指導者養成研修参加実績(参加者数) H28:783人、H29:389人 健康課題研修会参加実績(参加者数) H29:67人、H30:275人、R1:312人 専門医等派遣実績 産婦人科医 H28:16回、H29:12回、H30:12回、R1:11回 助産師 H28:11回、H29:9回、H30:12回、R1:15回 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も、実施率100%を維持しつつ、各学校における指導者の指導力向上を図る必要がある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育を普及させるために、専門医を派遣した講座等の実施や学校で指導にあたる人材に対する指導力向上研修会の充実を図っていく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> すべての公立中学校・高等学校に対し、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)を実施するよう要請する。 管理職員や保健主事等に必要な知見を深めるために「健康課題研修会」において「性に関する教育」をテーマに、専門医からの講演を実施する。県内2地区で各1回開催する。 専門医等派遣事業を計画し、産婦人科医、助産師等を学校へ派遣し、児童生徒への講演を実施する。 | 体育保健課 |
| (3) 配偶者等からの暴力の防止のための学校における予防教育の実施 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図った。 義務教育段階では、DVに特化して、指導を行う場面は多くはないが、配偶者や交際相手に対しても含め、あらゆる暴力を否定する指導を展開している。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> H29年度～R2年度の3年間で公立高校の「DV予防教育」実施率100%(公立高校) | <ul style="list-style-type: none"> 学校において、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育が引き続き必要である。 中学校においては、外部講師を招聘して、デートDVに関する学習会を開催する学校もある。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校におけるDV予防教育の実施や、教職員に対する研修の充実に努める。 デートDVに関する学習等を行うことにより、様々な側面から人権教育を展開するよう、働きかけを行いたい。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実を図る。 | 義務教育課 高校教育課 |
| (4) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進 ①有害環境浄化の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画目標である携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率80.0%(R3.4.1)の達成に向け、長崎県メディア安全指導員を養成し、幼稚園・保育所から高等学校、PTA研修会等において、毎年約350回の講演を行い、メディア環境の現状や課題、対応策等を啓発している。 令和元年度は内閣府主催「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムin長崎」を開催し、県警や児童生徒支援課、PTA団体等との連携が進んだ。 令和2年度においては、子どもの発達段階に応じたインターネット利用の課題を地域で共有し、各機関における取組を継続的かつ一体的に実施する「ネット対策地域スタートアップ事業」に取り組んだ。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> フィルタリング利用率 H27 H28 H29 H30 R1 71.0% 69.2% 66.8% 65.7% 62.5% | <ul style="list-style-type: none"> 契約者である保護者のフィルタリング利用に関する理解が進まず、フィルタリングの利用率が下がっている。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> R8年4月1日を達成時とする目標値を、これまでの進捗状況や全国の状況等を勘案し設定する。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 引き続き長崎県メディア安全指導員による講演の際、保護者及び児童生徒に向け、フィルタリングの種類や必要性について啓発し、フィルタリングの利用促進に努める。 県警や教育庁、事業者等の関係機関と連携し、様々な機会においてフィルタリング利用の普及・啓発を図る。 地域住民や未就学児の保護者に対し、地域で行われる自治会や婦人会等においてフィルタリング利用の普及・啓発を図る。 | こども未来課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|----------------------------|-------------|---|---|---|------------------|
| (4) 子どもの安全安心な推進環境の確保と健全な成長 | ②情報モラル教育の推進 | <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒がインターネットやSNSを適正に利用できるよう、LINE株式会社と共同で情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を作成した。 ・各種研修会を通して、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」の周知・活用を図った。 ・情報モラル・マナー指導教材を活用するなどして、授業や特別活動を通して児童生徒の情報モラルの育成に努めた。 <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度において「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラル教育が教育活動の様々な場面で行われており、児童生徒の情報モラルの育成が図られている。 ・児童生徒に、携帯電話等の取扱いに関する指導を行っている学校は、小・中学校共に100%である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年に情報モラル教育教材を作成し、周知・活用を図っているところであるが、学習機会や時数確保等への課題があり、学校における教材活用に差がある。 ・児童生徒を取り巻くネット環境は、日々、高度化・複雑化しており、そこで起こるトラブルもまた対応が難しくなっている。 | <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の全ての公立学校で情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」が活用され、情報モラル教育が推進されるよう、教職員研修を充実したり、各種研修会で周知・活用をしていく。 <p>【課題解決に向けた具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育センター研修の中に「情報モラル教育教材の活用」についての研修会を位置付けていく。 ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」において、情報モラル教育教材の活用をすべての学校で取り組む重点目標に設定する。 ・LINE社と連携して、情報モラル教育教材の効果検証に取り組む。 ・県教委が新たに作成した「SNSノート・ながさき」等を十分に活用することで、基礎的・基本的な情報モラルの定着を図る。 | 児童生徒支援課 義務教育課 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|---|--|--|--|--------------|
| (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進 ①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化 | 【活動】 広報誌やラジオ番組、ホームページの活用、センター職員による出前講座などあらゆる機会をとらえた啓発を実施した。 ・情報誌「きらりあ」発行回数 H28～H30:各年度3回、R1:2回 ・ラジオ番組放送(NBC「With You～あなたらしく輝いて～」) H28～R1:毎月第2・第4火曜日に放送(年間24回) ・出前講座への参加人数 H28:163人、H29:130人、H30:119人、R1:0 【成果】 一 | ・ラジオは啓発効果が見えにくいためR1で終了。より効果的な啓発手段について検討する必要がある。 | 【今後の取組】 ・引き続き、情報誌の発行や市町、推進員等と連携した普及啓発に取り組んでいくとともに、SNSやホームページ等を活用した情報発信に取り組む。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・大浦お慶ホームページのリニューアル ・SNS(Twitter)の発信力強化 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | 【活動】 ・人権啓発イベント等や県人権教育啓発センターにおいて、男女共同参画のリーフレットを配布するなどの啓発を行った。 ・県民の人権意識の醸成のため、学校、地域社会、職場等において、講演会、研修会等の実施やインターネット、マスメディアの活用、啓発冊子の配布など、あらゆる場や機会を通して人権教育・啓発を行った。 【成果】 ・女性の人権をはじめ人権に関する県民の意識向上が図られた。(人権意識が向上したと思う人の割合 H27年度:41.2%→R元年度:47.1%) | ・女性へのハラスメント、暴力、不当な扱いなどが後を絶たず、依然として女性の人権問題が生じている。 | 【今後の取組】 ・継続して、女性の人権をはじめ様々な人権問題に関する教育・啓発を、あらゆる場や機会を通して行っていく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・一般県民、教育関係者、企業などを対象とした各種研修会等において、女性の人権をはじめとする教育・啓発を行っていく。 | 人権・同和对策課 |
| | 【活動】 ・年齢・性別に関係なく誰もが働きやすい職場づくりのため、就業規則等の必要性や作成・改正の留意点など実務的な内容について県内中小企業に対し研修会を実施。 【成果】 ・就業規則研修会参加者(H30年度以降はWeb受講含む) H27:78名、H28:123名、H29:132名、H30:202名、R1:136名、R2:103名 | ・県内中小企業の職場環境は、ワーク・ライフ・バランスを推進するにあたり、労働時間や育児・介護休業制度といった勤務形態などの面で改善すべき点があるなど、就業規則等の見直しが必要。 | 【今後の取組】 ・誰もが働きやすい雇用環境の改善を図るため、中小企業に対し、研修会等による周知啓発を促進し、中小企業の意識改革と雇用環境改善を推進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・アドバイザー派遣や研修会等による周知・啓発 | 雇用労働政策課 |
| | 【活動】 ・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を行った。 ・県漁協女性部の広報誌作成などの取組み等を支援した。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む。県漁協女性部連合会の活動を支援した。 【成果】 ・漁協女性部と他業種への交流が促進され、漁協女性部活動の普及につながった。 | ・漁協女性部員の高齢化や減少により、活動が低調になっている。 | 【今後の取組】 ・今後も漁協女性部の活動に対する理解を深めるため、県漁協女性部と連携し、各種講習会などの取組みを支援する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県漁協女性部連合会と連携し、各地区女性部へ県事業等の周知を行うことにより、各地区女性部の啓発活動の充実強化を図る。 | 水産経営課 |
| | 【活動】 ・関係団体との連携 ・優れた活動を行い実績を上げている女性農業者について、各種表彰事業へ推薦、県内からの受賞者を広く県民に紹介 【成果】 ・「農山漁村女性の日」関連行事として、ながさき女性農業者の集い(農業会議主催)への後援(例年2月) ・ながさき農林業大賞、全国規模コンクール(農山漁村女性活躍表彰、毎日農業記録賞 等)への推薦および受賞者の紹介 | — | 【今後の取組】 ・引き続き、関係団体との連携および優れた女性農業者の活動の紹介を実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ながさき女性農業者の集いへの後援 ・ながさき農林業大賞、全国規模コンクール(農山漁村女性活躍表彰、毎日農業記録賞 等)への推薦および受賞者の紹介 | 農政課 |
| ②学習機会の充実、研修の実施 | 【活動】 県男女共同参画推進センター「きらりあ」が中心となり、県内市町等への講座や研修会を実施 ①男女共同参画推進員等、市町担当者等研修会 H28～R1:年2回開催、R2:年1回開催 ②地域における男女共同参画推進研修(R2～) R2:島原市、時津町、川棚町、佐々町で実施 【成果】 一 | ・市町担当職員、男女共同参画推進員等の参考となるような講座や研修等を開催する。 | 【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①男女共同参画推進員等及び市町担当者等研修をオンラインも活用しながら実施 ②男女共同参画センター未設置の市町を3年で一巡するよう開催 | 男女参画・女性活躍推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) | |
|----------------------|-----------------------------|---|---|---|--------------|
| (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進 | ②学習機会の充実、研修の実施 | 【活動】 ・目標である男女共同参画の推進に向け、県や各市町、民間等が実施している講座等について、ながさき県民大学「ながさきまなびネット」に登録し、広報に努めた。 【成果】 登録講座数(※人権問題、男女共同参画推進に関する講座のみ) H27 H28 H29 H30 R1 7 10 14 9 20 | ・自治体によって取り組み状況が異なるため、講座の開催状況について正確な把握が困難であり、登録講座数の増加が少ない。 | 【今後の取組】 ・引き続き講座登録を進めるとともに、各自治体、民間等の講座実施状況の把握に努める。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①講座の積極的な申請、登録について、関係各所に依頼する。 ②講座のより効果的な広報について、他県の例を参考にしながら、担当課内にて協議する。 | 生涯学習課 |
| | ③情報の収集及び提供 | 【活動】 ・センターだより「きらりあ」(年2回発行) ・県ホームページ、ツイッターでの情報発信 ・ライブラリーの設置 【成果】 ー | ・引き続き効果的な情報発信等を行っていく必要がある。 | 【今後の取組】 ・引き続き、男女共同参画に関する情報提供を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・センターだより、ホームページ、ツイッター、ライブラリー等で情報提供を実施 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ④調査・研究の実施 | 【活動】 ・県男女共同参画センターにおいて、地域が抱える課題等に関する調査・研究を実施 【成果】 ー | ・地域での男女共同参画推進のための調査・研究を実施する。 | 【今後の取組】 ・地域が抱える男女共同参画等の課題等に関する調査・研究を実施 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・引き続き、調査・研究等を実施する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ⑤県内市町・大学等の男女共同参画推進センター等との連携 | 【活動】 ・県内男女共同参画センターの連絡会議を開催し、情報交換等を実施 (H28～R1:年1回開催) 【成果】 ー | ・引き続き市町等との連携を進めていく必要がある。 | 【今後の取組】 ・県内男女共同参画センター連絡会議については今後も開催予定 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内男女共同参画センター連絡会議等の開催 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ⑥長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進 | 【活動】 ・男女共同参画推進員及びアドバイザーを県内8地域に配置して、地域での普及啓発を推進 ※推進員31名、アドバイザー18名 (R2.11.1時点) 【成果】 ・推進員の活動実績(会議、イベントでの啓発等) H28 H29 H30 R1 426回 292回 399回 119回 | ・県内全域に男女共同参画推進員を配置し、啓発活動等を推進していく必要がある。 | 【今後の取組】 ・地域リーダー等に男女共同参画の基本理念を学ぶ機会を設け、県内全地域に男女共同参画推進員を配置する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内各地域のリーダーに地元で学ぶ機会として、出前講座等を実施する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進 | 【活動】・【成果】 ※研修名の横にカッコ書きで「意識改革度(「そうである」と「ややそうである」の平均値)」を記載 [H28] ○ワークライフバランスセミナー(87%) 10/13 県職員:71名、市町職員:14名、民間:4名 [H29] ○ワークライフバランスセミナー(98%) 11/10 県職員:53名、市町職員:12名、民間:3名 ○キャリアサポートセミナー(98%) (入庁4～6年目女性職員)7/31:21名、10/27:17名 [H30] ○ワークライフバランスセミナー(83%) 11/12 県職員:53名、市町職員:21名、民間:7名 ○キャリアサポートセミナー(97%) (入庁11～15年目女性職員)7/30:23名、10/26:19名 [R1] ○ワークライフバランスセミナー(88%) 10/13 県職員:27名、市町職員:11名、民間:2名 ○キャリアサポートセミナー(100%) (入庁11～15年目女性職員)10/5:10名 ○女性職員のステップアップサポート研修(50%) (係長職の女性職員向けの希望制研修) 8/7:28名 ○夏の働き方改革セミナー (主に各課の総括課長補佐以上を対象) 8/9:36名 ※R1～R2年度は、各研修冒頭のオリエンテーションの内容に「積極的な家事・育児・介護」などについて言及し、働く女性の家庭での負担軽減を図るよう周知した。 | ・女性職員の管理職への登用に関する不安解消や、意欲の更なる醸成 | 【今後の取組】 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・女性職員のキャリア形成・キャリアアップを支援していくための研修を引き続き実施する。 | 新行政推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

| 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|----------------------|---|---|---|--------------|
| (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進 | <p>⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進</p> <p>【活動】 ・R2.12月号の全世帯広報誌において誰もが活躍できる社会をめざした男女共同参画・女性活躍の特集を行った。また、テレビ、ラジオでも同時期に広報を実施した。</p> <p>【成果】 ・広報誌でのアンケート結果(回答者1,221) 特集の内容の分かりやすさについて、97.7%の方が「わかりやすい」または「まあまあ分かりやすい」と回答</p> | <p>・全世帯広報誌の特集に限らず、各種媒体を活用した広報活動全般において、文章やイラスト上のジェンダーバイアスの有無のチェックなどは、引き続き行っていく必要がある。</p> | <p>【今後の取組】 ・男女共同参画社会の情報については、今後も発信を行っていく。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女室と協議・調整し、分かりやすく適切な表現などによって広報活動を行う。</p> | 広報課 |
| | <p>【活動】 ・新規採用職員研修において男女共同参画についての理解促進のための講義を実施</p> <p>・国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知を図るとともに、行政が作成する広報・刊行物の内容について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮されているかを確認</p> <p>【成果】-</p> | - | <p>【今後の取組】 ・引き続き、新規採用職員研修や広報・刊行物の内容確認については、要請等に基づき対応する。</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 -</p> | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | <p>⑧市町等における研修機会の充実</p> <p>【活動】 ・市町等が実施する男女共同参画等に関する研修会への講師派遣</p> <p>【成果】 -</p> | - | <p>【今後の取組】 ・引き続き、市町等の要請により研修会等への講師派遣を実施</p> <p>【課題解決に向けた具体的な取組】 -</p> | 男女参画・女性活躍推進室 |

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」取組実績と今後の取組等

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

| | 基本計画 | 取組実績(活動及び成果) | 課題 | 今後の取組 | 担当課(室) |
|----------------------|--|---|--|---|--------------|
| (1) 県における推進体制の充実 | ①男女共同参画推進会議の運営 | 【活動】 ・H27,28に推進会議を開催 ・R1は定例部長会議において審議会の女性委員登用率についての情報共有と登用促進の依頼を行った。 【成果】- | - | 【今後の取組】 ・必要に応じて推進会議を開催する。 ・推進会議以外でも情報共有等を行う。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・R2は次期男女共同参画基本計画の策定のために会議を開催する予定 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ②男女共同参画審議会の運営 | 【活動】 ・男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況等を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取 【成果】 ・審議会の開催状況 H28 H29 H30 R1 R2 2回 2回 2回 1回 3回 | - | 【今後の取組】 ・男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況等を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画審議会の開催 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ③男女共同参画推進センターの運営 | 【活動】 ・長崎県男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供、相談対応、人材育成、市町等と連携した取組等を実施 【成果】- | - | 【今後の取組】 ・引き続き、男女共同参画推進センターを運営し、地域における男女共同参画を促進していく。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・男女共同参画推進センターの運営 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ④男女共同参画推進員等との連携 | 【活動】 ・男女共同参画推進員及びアドバイザーを県内8地域に配置して、地域での普及啓発を推進 ※推進員31名、アドバイザー18名(R2.11.1時点) 【成果】 ・推進員の活動実績(会議、イベントでの啓発等) H28 H29 H30 R1 426回 292回 399回 119回 | - | 【今後の取組】 ・地域リーダー等に男女共同参画の基本理念を学ぶ機会を設け、県内各地域に男女共同参画推進員を配置する。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・県内各地域のリーダーに地元で学ぶ機会として、出前講座等を実施する。 | 男女参画・女性活躍推進室 |
| | ⑤計画の着実な実施と進行管理 | 【活動】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表 【成果】 ・毎年1回発行 ・審議会の開催状況 H28 H29 H30 R1 R2 2回 2回 2回 1回 3回 | - | 【今後の取組】 ・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表 【課題解決に向けた具体的な取組】 - | 男女参画・女性活躍推進室 |
| (2) 市町における推進体制の整備 | 【活動】 県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、男女共同参画推進員やアドバイザー等が地域で推進活動をする際に必要なスキル等を学ぶ研修を実施 【成果】 ①男女共同参画推進員等、市町担当者等研修会 H28～R1:年2回開催、R2:年1回開催 ②地域における男女共同参画推進研修(R2～) R2:島原市、時津町、川棚町、佐々町で実施 ③地域におけるリーダー育成事業(開催回数)H29 H30 R1 基礎研修 8 8 3 実践研修 7 9 7 | - | 【今後の取組】 ・地域リーダー(各団体等)に男女共同参画の基本理念等を学ぶ機会を設け、県内全地域で男女共同参画の推進を図る。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ①男女共同参画推進員等及び市町担当者等研修をオンラインも活用しながら実施 ②男女共同参画センター未設置の市町を3年で一巡するよう開催 ③県内8の地域活動促進会議と連携して、各地域で基礎研修、実践研修を開催 | 男女参画・女性活躍推進室 | |
| (3) 女性の活躍に関する推進体制の充実 | 【活動】 ・女性活躍推進法における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境づくりや女性の登用などを推進した。 【成果】 趣旨賛同会員数 H27:153、H28:188、H29:208、H30:242、R1:265 自主宣言登録会員数 H27: 86、H28:115、H29:128、H30:143、R1:159 | - | 【今後の取組】 ・引き続き、ホームページの活用や事業の際に趣旨賛同会員及び自主宣言登録会員への登録を呼びかける。 【課題解決に向けた具体的な取組】 ・ホームページで企業の取組を広く広報するとともに、経営者向けセミナー等において、女性活躍推進企業に女性活躍に取り組んだ契機や成果等を話してもらい、参加者に女性活躍のメリット等を実感してもらうことにより会員登録へつながるよう努める。 | 男女参画・女性活躍推進室 | |

Ⅲ 市町における取組状況

1 男女共同参画に関する条例制定状況

| 市 町 名 | 条 例 名 称 | 施行年月日 |
|---------|--|----------|
| 長 崎 市 | 長 崎 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例 | H14.10.1 |
| 佐 世 保 市 | 佐 世 保 市 男 女 共 同 参 画 に よ る ま ち づ くり 条 例 | H18.3.2 |
| 諫 早 市 | 諫 早 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例 | H25.7.1 |
| 西 海 市 | 西 海 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会 条 例 | H19.4.1 |

2 男女共同参画計画等の策定状況(13市5町で策定済み)

| 市 町 名 | 計 画 等 名 称 | 計 画 期 間 | 行 政 連 絡 会 議 等 | 懇 話 会 等 |
|-----------|--------------------|----------|---------------|-----------------|
| 長 崎 市 | 第2次長崎市男女共同参画計画 | H23.5~R3 | 男女共同参画推進本部 | 男女共同参画審議会 |
| 佐 世 保 市 | 第3次佐世保市男女共同参画計画 | H30~R4 | 男女共同参画推進会議 | 男女共同参画審議会 |
| 島 原 市 | 第3次島原市男女共同参画計画 | R2~R6 | 男女共同参画庁内推進会議 | 男女共同参画推進懇話会 |
| 諫 早 市 | 第3次諫早市男女共同参画計画 | H30~R9 | 男女共同参画庁内推進委員会 | 男女共同参画審議会 |
| 大 村 市 | 第4期おおむら男女共同参画プラン | H29~R3 | 男女共同参画庁内推進会議 | 男女共同参画懇話会 |
| 平 戸 市 | 平戸市男女共同参画計画 | H28~R3 | | 男女共同参画推進協議会 |
| 松 浦 市 | 第3次松浦市男女共同参画計画 | H29~R3 | | 男女共同参画推進懇話会 |
| 対 馬 市 | 第3次対馬市男女共同参画計画 | H29~R3 | | 男女共同参画推進懇話会 |
| 壱 岐 市 | 第2次壱岐市男女共同参画基本計画 | H29~R8 | 男女共同参画庁内推進本部 | 男女共同参画推進懇話会 |
| 五 島 市 | 第3次五島市男女共同参画計画 | H29~R3 | 男女共同参画推進委員会 | 男女共同参画審議会 |
| 西 海 市 | 第2次西海市男女共同参画基本計画 | H30~R9 | 男女共同参画庁内推進会議 | 男女共同参画推進審議会 |
| 雲 仙 市 | 第3次雲仙市男女共同参画計画 | H30~R4 | 男女共同参画庁内推進会議 | 男女共同参画懇話会 |
| 南 島 原 市 | 第3次南島原市男女共同参画計画 | H30~R4 | 男女共同参画庁内推進会議 | 男女共同参画推進懇話会 |
| 長 与 町 | 第3次長与町男女共同参画計画 | H30~R4 | 男女共同参画推進会議 | 男女共同参画推進委員会 |
| 時 津 町 | 第2次時津町男女共同参画計画 | H27~R3 | 男女共同参画推進本部 | 男女共同参画推進懇話会 |
| 東 彼 杵 町 | | | | |
| 川 棚 町 | | | | |
| 波 佐 見 町 | 第2次波佐見町男女共同参画計画 | H30~R4 | | 男女共同参画計画策定委員会 |
| 小 値 賀 町 | | | | |
| 佐 々 町 | 第2次佐々町男女共同参画計画 | H29~R3 | 男女共同参画推進会議 | 男女共同参画懇話会 |
| 新 上 五 島 町 | 第3次新上五島町男女共同参画基本計画 | R1~R5 | 庁内課長会議 | 男女共同参画基本計画策定委員会 |

3 男女共同参画センターの設置状況

| 市 町 名 | 名 称 | 所 在 地 電 話 番 号 | 設 置 年 月 | 管 理 運 営 主 体 |
|---------|---------------------|------------------------------|----------|-----------------------|
| 長 崎 市 | 男女共同参画推進センター「アマランス」 | 長崎市魚の町5-1 095-826-0018 | 平成14年10月 | (指定管理者) 株式会社NBCソシア |
| 佐 世 保 市 | 男女共同参画推進センター「スピカ」 | 佐世保市三浦町2-3 0956-23-3828 | 平成13年3月 | 佐 世 保 市 |
| 諫 早 市 | 男女共同参画推進センター「ひと・ひと」 | 諫早市高城町5-25 0957-24-1580 | 平成16年11月 | 諫 早 市 |
| 大 村 市 | 男女共同参画推進センター「ハートパル」 | 大村市本町458-2 0957-54-8715 | 平成13年1月 | 大 村 市 |
| 雲 仙 市 | 男女共同参画センター | 雲仙市吾妻町牛口名714 0957-38-3111 | 平成19年4月 | 雲 仙 市 |

注:令和2年4月1日現在

4 市町審議会等女性登用率調

| 市 (区) 町村名 | 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 (目標を設定している市町のみ記入) | | | | | | | 地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況 | | | | | 地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況 | | | | | 管理職の在職状況 | | | | | |
|-----------------|---|----------|-----------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------------------|-------------------------|
| | 目標 値(%) | 目標 年度 | 審 議 会 等 数 | うち 女 性 を 含 む 員 数 | 総 委 員 数 | うち 女 性 委 員 数 | 女 性 比 率 (%) | 審 議 会 等 数 | うち 女 性 を 含 む 員 数 | 総 委 員 数 | うち 女 性 委 員 数 | 女 性 比 率 (%) | 委 員 会 等 数 | うち 女 性 を 含 む 員 数 | 総 委 員 数 | うち 女 性 委 員 数 | 女 性 比 率 (%) | 管 理 職 総 数 | うち 女 性 管 理 職 数 | 女 性 比 率 (%) | うち一般行政職 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 管 理 職 総 数 | うち 女 性 管 理 職 数 | 女 性 比 率 (%) |
| 長崎市 | 40 | 令和2年度 | 121 | 88 | 1,543 | 332 | 21.5 | 106 | 87 | 1,543 | 332 | 21.5 | 6 | 2 | 66 | 5 | 7.6 | 247 | 34 | 13.8 | 166 | 30 | 18.1 |
| 佐世保市 | 40 | 令和4年度 | 73 | 65 | 1,021 | 255 | 25.0 | 72 | 64 | 1,000 | 253 | 25.3 | 6 | 2 | 55 | 3 | 5.5 | 221 | 28 | 12.7 | 164 | 15 | 9.1 |
| 島原市 | 30 | 令和6年度 | 37 | 27 | 532 | 91 | 17.1 | 35 | 25 | 485 | 92 | 19.0 | 6 | 4 | 35 | 6 | 17.1 | 37 | 3 | 8.1 | 37 | 3 | 8.1 |
| 諫早市 | 37.5 | 令和4年度 | 35 | 34 | 489 | 163 | 33.3 | 27 | 27 | 410 | 138 | 33.7 | 6 | 5 | 37 | 6 | 16.2 | 109 | 7 | 6.4 | 94 | 5 | 5.3 |
| 大村市 | 35 | 令和3年度 | 78 | 71 | 1,071 | 278 | 26.0 | 42 | 40 | 576 | 137 | 23.8 | 6 | 4 | 55 | 7 | 12.7 | 90 | 13 | 14.4 | 90 | 13 | 14.4 |
| 平戸市 | 30 | 令和3年度 | 47 | 47 | 675 | 203 | 30.1 | 47 | 36 | 683 | 131 | 19.2 | 6 | 4 | 37 | 5 | 13.5 | 98 | 21 | 21.4 | 69 | 13 | 18.8 |
| 松浦市 | 30 | 令和3年度 | 55 | 43 | 814 | 197 | 24.2 | 26 | 21 | 313 | 76 | 24.3 | 6 | 3 | 38 | 6 | 15.8 | 31 | 5 | 16.1 | 23 | 5 | 21.7 |
| 対馬市 | 20 | 令和3年度 | 19 | 16 | 364 | 84 | 23.1 | 20 | 17 | 383 | 89 | 23.2 | 5 | 2 | 31 | 4 | 12.9 | 74 | 4 | 5.4 | 58 | 4 | 6.9 |
| 壱岐市 | 30 | 令和8年度 | 12 | 12 | 122 | 22 | 18.0 | 7 | 7 | 88 | 15 | 17.0 | 5 | 3 | 34 | 7 | 20.6 | 63 | 11 | 17.5 | 45 | 3 | 6.7 |
| 五島市 | 25 | 令和3年度 | 58 | 46 | 972 | 220 | 22.6 | 58 | 46 | 972 | 220 | 22.6 | 6 | 3 | 35 | 4 | 11.4 | 36 | 2 | 5.6 | 29 | 2 | 6.9 |
| 西海市 | 30 | 令和9年度 | 30 | 25 | 464 | 106 | 22.8 | 30 | 25 | 465 | 106 | 22.8 | 5 | 1 | 35 | 2 | 5.7 | 46 | 5 | 10.9 | 33 | 3 | 9.1 |
| 雲仙市 | 32 | 令和3年度 | 31 | 24 | 458 | 89 | 19.4 | 31 | 24 | 417 | 86 | 20.6 | 5 | 2 | 32 | 3 | 9.4 | 75 | 8 | 10.7 | 75 | 8 | 10.7 |
| 南島原市 | 33 | 令和4年度 | 45 | 38 | 637 | 133 | 20.9 | 34 | 30 | 487 | 105 | 21.6 | 5 | 2 | 31 | 3 | 9.7 | 56 | 0 | 0.0 | 56 | 0 | 0.0 |
| 市計 | | | 641 | 536 | 9,162 | 2,173 | 23.7 | 535 | 449 | 7,822 | 1,780 | 22.8 | 73 | 37 | 521 | 61 | 11.7 | 1,183 | 141 | 11.9 | 939 | 104 | 11.1 |
| 長与町 | 40 | 令和4年度 | 52 | 49 | 622 | 203 | 32.6 | 47 | 45 | 597 | 196 | 32.8 | 5 | 4 | 25 | 7 | 28.0 | 37 | 10 | 27.0 | 37 | 10 | 27.0 |
| 時津町 | | | | | | | | 34 | 31 | 362 | 118 | 32.6 | 5 | 3 | 23 | 5 | 21.7 | 27 | 4 | 14.8 | 21 | 2 | 9.5 |
| 東彼杵町 | | | | | | | | 9 | 7 | 119 | 19 | 16.0 | 5 | 4 | 26 | 6 | 23.1 | 12 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | #DIV/0! |
| 川棚町 | | | | | | | | 15 | 13 | 169 | 25 | 14.8 | 5 | 3 | 26 | 5 | 19.2 | 13 | 1 | 7.7 | 10 | 1 | 10.0 |
| 波佐見町 | | | | | | | | 22 | 17 | 231 | 42 | 18.2 | 5 | 3 | 25 | 5 | 20.0 | 13 | 2 | 15.4 | 12 | 2 | 16.7 |
| 小値賀町 | | | | | | | | 9 | 7 | 82 | 13 | 15.9 | 5 | 2 | 31 | 5 | 16.1 | 10 | 0 | 0.0 | 9 | 0 | 0.0 |
| 佐々町 | 30 | 令和2年度 | 26 | 22 | 230 | 58 | 25.2 | 26 | 22 | 231 | 58 | 25.1 | 5 | 3 | 26 | 5 | 19.2 | 19 | 3 | 15.8 | 18 | 2 | 11.1 |
| 新上五島町 | 35 | 令和4年度 | 27 | 25 | 373 | 86 | 23.1 | 11 | 10 | 155 | 37 | 23.9 | 5 | 2 | 39 | 7 | 17.9 | 29 | 3 | 10.3 | 25 | 2 | 8.0 |
| 町計 | | | 105 | 96 | 1,225 | 347 | 28.3 | 173 | 152 | 1,946 | 508 | 26.1 | 40 | 24 | 221 | 45 | 20.4 | 160 | 23 | 14.4 | 132 | 19 | 14.4 |
| 合計 | | | 746 | 632 | 10,387 | 2,520 | 24.3 | 708 | 601 | 9,768 | 2,288 | 23.4 | 113 | 61 | 742 | 106 | 14.3 | 1,343 | 164 | 12.2 | 1,071 | 123 | 11.5 |

※数値は令和2年12月調査現在

5 市町議会における女性議員数調

| 市 町 名 | 議 員 数(平成30年12月31日現在) | | | 議 員 数(令和元年12月31日現在) | | |
|-----------|----------------------|------|------------|---------------------|------|------------|
| | 総 数 | 女性議員 | 女性議員の割合(%) | 総 数 | 女性議員 | 女性議員の割合(%) |
| 長 崎 市 | 38 | 2 | 5.3 | 40 | 4 | 10.0 |
| 佐 世 保 市 | 31 | 1 | 3.2 | 32 | 2 | 6.3 |
| 島 原 市 | 18 | 1 | 5.6 | 19 | 1 | 5.3 |
| 諫 早 市 | 30 | 4 | 13.3 | 30 | 4 | 13.3 |
| 大 村 市 | 23 | 2 | 8.7 | 25 | 3 | 12.0 |
| 平 戸 市 | 18 | 0 | 0.0 | 18 | 0 | 0.0 |
| 松 浦 市 | 16 | 2 | 12.5 | 16 | 2 | 12.5 |
| 対 馬 市 | 19 | 1 | 5.3 | 18 | 1 | 5.6 |
| 壱 岐 市 | 15 | 0 | 0.0 | 15 | 0 | 0.0 |
| 五 島 市 | 20 | 2 | 10.0 | 18 | 2 | 11.1 |
| 西 海 市 | 18 | 1 | 5.6 | 18 | 1 | 5.6 |
| 雲 仙 市 | 19 | 0 | 0.0 | 19 | 0 | 0.0 |
| 南 島 原 市 | 19 | 1 | 5.3 | 17 | 1 | 5.9 |
| 市 計 | 284 | 17 | 6.0 | 285 | 21 | 7.4 |
| 長 与 町 | 16 | 4 | 25.0 | 16 | 3 | 18.8 |
| 時 津 町 | 16 | 2 | 12.5 | 16 | 2 | 12.5 |
| 東 彼 杵 町 | 11 | 0 | 0.0 | 11 | 1 | 9.1 |
| 川 棚 町 | 13 | 1 | 7.7 | 14 | 0 | 0.0 |
| 波 佐 見 町 | 14 | 1 | 7.1 | 14 | 1 | 7.1 |
| 小 値 賀 町 | 8 | 0 | 0.0 | 8 | 0 | 0.0 |
| 佐 々 町 | 10 | 0 | 0.0 | 10 | 0 | 0.0 |
| 新 上 五 島 町 | 16 | 3 | 18.8 | 16 | 3 | 18.8 |
| 町 計 | 104 | 11 | 10.6 | 105 | 10 | 9.5 |
| 合 計 | 388 | 28 | 7.2 | 390 | 31 | 7.9 |

資料：総務省「地方議会の議員及び長の所属党派別人員調」

IV 参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条～第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条～第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要

な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（略）

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。〔後略〕

（以下略）

長崎県男女共同参画推進条例

(平成14年3月27日長崎県条例第10号)

改正 平成15年10月14日条例第59号

目次
前文
第1章 総則(第1条～第6条)
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第7条～第16条)
第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第17条～第19条)
第4章 長崎県男女共同参画審議会(第20条)
第5章 雑則(第21条)
附則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任を持って暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴き、長崎県男女共同参画審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力等)

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、その附属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援)

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

(農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備)

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他

の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成)

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他あらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成するものとする。

(相談等の処理)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第15条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為

を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第18条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるように指導を行うことができるものとする。

2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を行わないように努めなければならない。

第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画審議会要綱

(目 的)

第1条 長崎県の男女共同参画推進条例(平成14年長崎県条例第10号)第20条第8項に基づき、長崎県男女共同参画審議会(以下「審議会」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 関係女性団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者

(会 長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会に苦情処理及びその他の問題を処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、県民生活環境部男女共同参画・女性活躍推進室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、長崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1)長崎県男女共同参画基本計画の策定・推進に関すること。
- (2)男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1の関係部局長をもって充てる。

(議長等の職務)

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき、または議長が欠けたとき等は、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会等)

第5条 所掌事務を処理するため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
 - 3 代表幹事は、県民生活環境部長をもって充てる。
 - 4 幹事は、別表1の各部局主管課長をもって充てる。
 - 5 幹事会は、代表幹事が主宰する。
 - 6 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
- なお、議題により幹事会出席者を調整する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

(以下略)

別表1 (第3条、第5条関係)

| |
|----------|
| 危機管理監 |
| 企画部 |
| 総務部 |
| 地域振興部 |
| 文化観光国際部 |
| 県民生活環境部 |
| 福祉保健部 |
| こども政策局 |
| 産業労働部 |
| 水産部 |
| 農林部 |
| 土木部 |
| 出納局 |
| 監査事務局 |
| 人事委員会事務局 |
| 労働委員会事務局 |
| 議会事務局 |
| 交通局 |
| 教育庁 |
| 警察本部 |

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則 (第 26 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰則 (第 29 条—第 34 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の

家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」

という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、

女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に

従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に

関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用する

ことにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑 則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰 則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 12 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
- 二 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(以下略)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

- 第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
- 2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

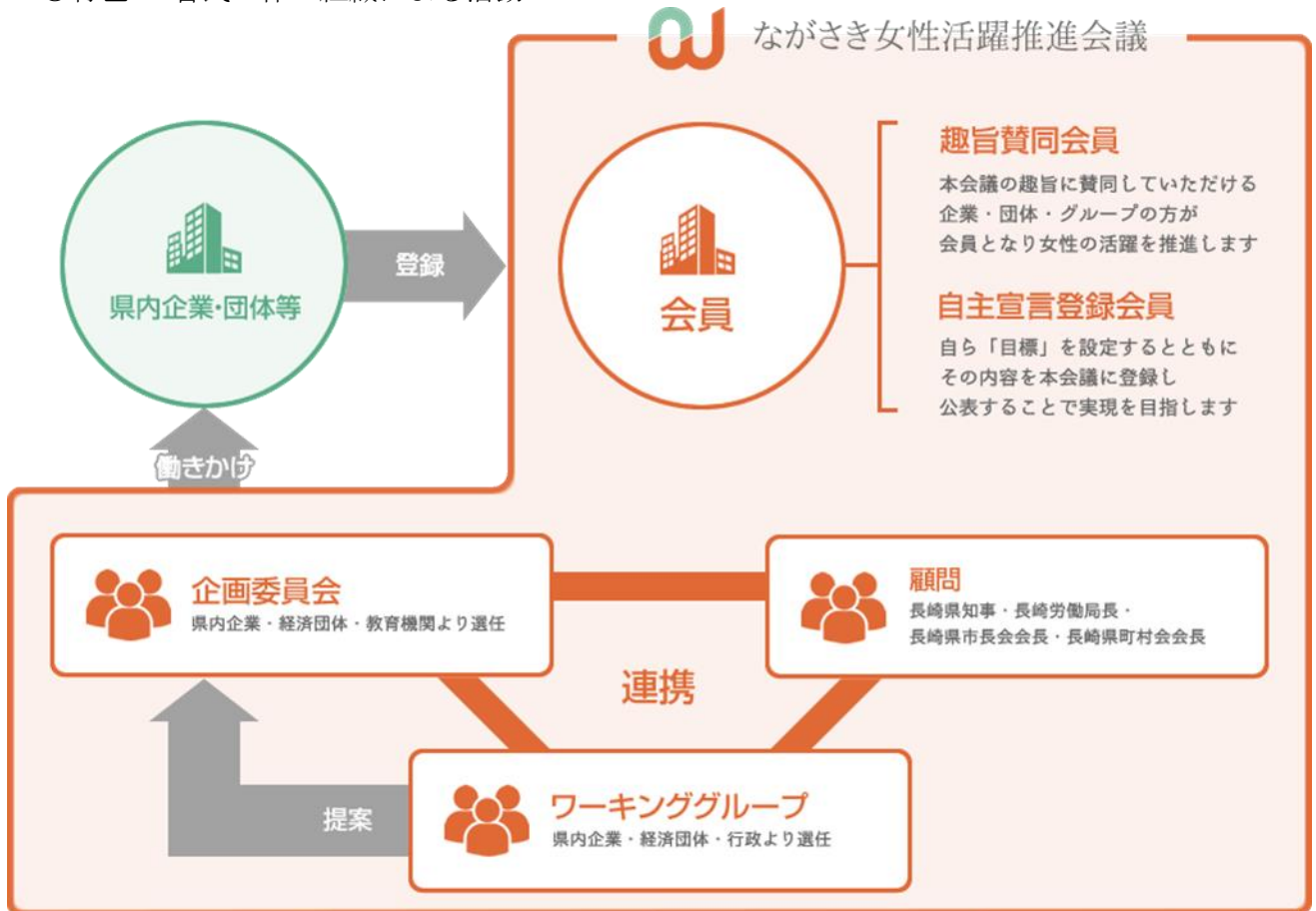
第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

ながさき女性活躍推進会議の概要

- 発足：平成26年12月22日
- 目的：女性の活躍推進による企業等の経営向上と地域経済の活性化を図るとともに、男女共に働きやすい社会づくり
- 特色：官民一体の組織による活動



《企画委員会》

(令和3年2月現在)

- | | |
|-------------|--------------------|
| 〔代表〕 宮脇 雅俊 | 長崎県商工会議所連合会 会長 |
| 〔代表〕 井石 八千代 | 株式会社井石 代表取締役 |
| 宅島 壽雄 | 長崎県商工会連合会 会長 |
| 石丸 忠重 | 長崎県中小企業団体中央会 会長 |
| 椎葉 邦男 | 長崎県経営者協会 会長 |
| 中牟田 真一 | 長崎経済同友会 代表幹事 |
| 小川 洋 | 長崎都市経営戦略推進会議 議長 |
| 森 拓二郎 | 株式会社十八親和銀行 取締役頭取 |
| 徳永 英彦 | 株式会社長崎新聞社 代表取締役社長 |
| 吉田 ゆり | 長崎大学ダイバーシティ推進センター長 |

男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|---|--|---|
| 昭和20年 (1945年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・国際連合憲章採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・改正選挙法公布(婦人参政権) | |
| 昭和21年 (1946年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会発足 | <ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化) | |
| 昭和23年 (1948年) | <ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言採択 | | |
| 昭和42年 (1967年) | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人に対する差別撤廃宣言採択 | | |
| 昭和50年 (1975年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・世界行動計画採択 ・1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標:平等、発展、平和) | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置 | |
| 昭和51年 (1976年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・国立婦人教育会館開館 ・民法改正(離婚復氏制度) | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題窓口(労政課)設置 |
| 昭和52年 (1977年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 | |
| 昭和53年 (1978年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置 |
| 昭和54年 (1979年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 | | |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|--|---|---|
| 昭和55年 (1980年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・国連婦人の十年後半期行動プログラム採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約署名 ・民法・家事審判法改正(配偶者の相続分引き上げ) | <ul style="list-style-type: none"> ・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催 |
| 昭和56年 (1981年) | <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標策定 | |
| 昭和58年 (1983年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題調査実施 |
| 昭和59年 (1984年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法・戸籍法改正(国籍の父母両系主義へ) | |
| 昭和60年 (1985年) | <ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立)(昭和61年施行) | <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオミニ講座「女あれこれ」放送開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊 |
| 昭和61年 (1986年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人対策室設置 |
| 昭和62年 (1987年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 | |
| 平成2年 (1990年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 | | <ul style="list-style-type: none"> ・2001ながさき女性プラン策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称 |
| 平成3年 (1991年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布(平成4年施行) | |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|---|--|--|
| 平成4年 (1992年) | | ・婦人問題担当大臣任命 | ・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定 |
| 平成5年 (1993年) | ・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 | ・パートタイム労働法公布・施行 | ・育児休業生活資金創設 |
| 平成6年 (1994年) | ・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択 | ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称 | ・2001ながさき女性プラン(第一次改定) ・企画部参事監(女性行政担当)新設 |
| 平成7年 (1995年) | ・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択 | ・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准 | ・企画部参事監(女性行政担当)を生活環境部参事監(女性行政担当)に改組 ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組 |
| 平成8年 (1996年) | | ・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行 | ・ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～策定 |
| 平成9年 (1997年) | | ・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行) | ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第1回) ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年) |
| 平成10年 (1998年) | | | ・男女共同参画フォーラム開催 |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|--|--|---|
| 平成11年 (1999年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行 (女性の参画の促進を規定) | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部参事監(女性行政担当)を県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称 |
| 平成12年 (2000年) | <ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布・施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・新世紀創造フォーラム開催 ・長崎県男女共同参画計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置 |
| 平成13年 (2001年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第2回) |
| 平成14年 (2002年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置 |
| 平成15年 (2003年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画基本計画策定 |
| 平成16年 (2004年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行 (元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等) | |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|---|--|--|
| 平成17年 (2005年) | ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク) | ・第2次男女共同参画基本計画策定 | ・長崎県男女共同参画推進センター開設 ・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称 |
| 平成18年 (2006年) | | ・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行) | ・県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県DV対策基本計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第3回) |
| 平成19年 (2007年) | | ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(H20施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針 | ・長崎県男女共同参画基本計画(改定版)策定 |
| 平成20年 (2008年) | | ・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置 | ・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・長崎県子育て条例公布・施行 ・男女共同参画フォーラムinながさきの開催 |
| 平成21年 (2009年) | | ・育児・介護休業法改正 | ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第4回) ・第2次長崎県DV対策基本計画策定 |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|---|--|---|
| 平成22年 (2010年) | | ・第3次男女共同参画基本計画策定 | ・長崎県男女共同参画推進員増員 |
| 平成23年 (2011年) | ・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足 | | ・第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定 |
| 平成24年 (2012年) | | | ・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・第3次長崎県DV対策基本計画策定 |
| 平成25年 (2013年) | | ・「日本再興戦略」において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・ストーカー行為等の規制等に関する法律改正 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 | |
| 平成26年 (2014年) | ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!)開催 | ・「日本再興戦略」改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ ・女性活躍担当大臣任命 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 | ・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・ながさき女性活躍推進会議発足 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第5回) |
| 平成27年 (2015年) | ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 ・国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 | ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・「一億総活躍国民会議」設置 | ・ウーマンズジョブほっとステーション開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「ながさき男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定 |

| | 世界の動き | 国の動き | 長崎県の動き |
|------------------|-------|---|--|
| 平成28年 (2016年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・第4次長崎県DV対策基本計画策定 ・第3次長崎県男女共同参画基本計画 ～ながさき“輝き”プラン2020～策定 ・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・女性活躍推進室に改組 |
| 平成30年 (2018年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎の移転 |
| 令和元年 (2019年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布 ・育児・介護休業法改正 ・労働施策総合推進法改正 ・男女雇用機会均等法改正 ・働き方改革関連法改正 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第6回) ・ラジオ番組「With You」放送終了 |
| 令和2年 (2020年) | | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女共同参画基本計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活部男女参画・女性活躍推進室を県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室に改組 |
| 令和3年 (2021年) | | | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次長崎県DV対策基本計画策定 ・第4次長崎県男女共同参画基本計画 ～ながさき“輝き”プラン2025～策定 |

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～

令和3年3月

発行 長崎県県民生活環境部男女参画・女性活躍推進室

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

TEL:095(822)4729

FAX:095(822)4739



長 崎 県